

令和4年9月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会

(観光生活建設分科会)

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(9月12日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
分科会(土木部審査)	
土木部長予算議案説明	4
港湾課長補足説明	4
住宅課長補足説明	5
予算議案に対する質疑	6
予算議案に対する討論	15
委員会(土木部審査)	
土木部長総括説明	16
建築課長補足説明	18
道路建設課長補足説明	18
議案に対する質疑	20
議案に対する討論	25
決議に基づく提出資料の説明	26
建設企画課長補足説明	26
道路維持課長補足説明	27
港湾課長補足説明	27
住宅課長補足説明	28
陳情審査	29
議案外所管事務に対する質問	30

(第2日目)

1、開催日時・場所	50
2、出席者	50
3、経過	
分科会(文化観光国際部審査)	
文化観光国際部長予算議案説明	50
予算議案に対する質疑	51
予算議案に対する討論	51
委員会(文化観光国際部審査)	
文化観光国際部長所管事項説明	52
決議に基づく提出資料の説明	55
陳情審査	58

議案外所管事項に対する質問	59
(第3日目)	
1、開催日時・場所	89
2、出席者	89
3、経過	
委員会(交通局)	
交通局長総括説明	89
議案に対する質疑	91
議案に対する討論	95
決議に基づく提出資料の説明	95
乗合事業部長補足説明	95
陳情審査	97
議案外所管事務に対する質問	98
(第4日目)	
1、開催日時・場所	110
2、出席者	110
3、経過	
分科会(県民生活環境部)	
県民生活環境部長予算議案説明	110
生活衛生課長補足説明	111
予算議案に対する質疑	111
予算議案に対する討論	123
委員会(県民生活環境部)	
県民生活環境部長所管事項説明	123
決議に基づく提出資料の説明	125
県民生活環境課長補足説明	126
統計課長補足説明	126
生活衛生課長補足説明	127
陳情審査	129
議案外所管事務に対する質問	129
(10月7日・追加上程予算議案審査)	
1、開催日時・場所	147
2、出席者	147
3、経過	
分科会(文化観光国際部審査)	
文化観光国際部長予算議案説明	148
国際課長補足説明	148
予算議案に対する質疑	149
予算議案に対する討論	154
審査結果報告書	155
(配付資料)	
・分科会関係議案説明資料(土木部)	
・委員会関係議案説明資料(土木部)	
・委員会関係議案説明資料・追加1(土木部)	

- ・ 委員会関係議案説明資料・追加 2（土木部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料・追加 1（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 分科会関係議案説明資料・追加 1（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月12日

自 午前10時50分
至 午前11時03分
於 委員会室3

本日の委員会は、令和4年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。本日の委員会は、令和4年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午後11時02分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもちまして本日の観光生活建設委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後11時03分 散会

2、出席委員の氏名

委員長 石本 政弘 君
副委員長 千住 良治 君
委員 小林 克敏 君
" 瀬川 光之 君
" 徳永 達也 君
" 堀江ひとみ 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 近藤 智昭 君
" 堤 典子 君
" 浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前10時50分 開会

【石本委員長】ただ今から、観光生活建設委員会を開会いたします。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、小林委員、徳永委員のご両人をお願いいたします。

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月26日

自 午前10時 0分
至 午後 3時35分
於 委員会室 3

新幹線事業対策室長	佐藤 貞夫 君
都市政策課長	田坂 朋裕 君
道路建設課長	大我 正隆 君
道路維持課長	村川 康孝 君
港湾課長	川口 末寿 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長(参事監)	松本 憲明 君
河川課企画監	小川 秀文 君
砂防課長	浅岡 哲彦 君
建築課長	宮川 忠幸 君
営繕課長	今崎 博明 君
住宅課長	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 義祐 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	千住 良治 君
委員	小林 克敏 君
"	瀬川 光之 君
"	徳永 達也 君
"	堀江ひとみ 君
"	西川 克己 君
"	山口 初實 君
"	近藤 智昭 君
"	堤 典子 君
"	浦川 基継 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第88号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）

（関係分）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	奥田 秀樹 君
土木部技監	川添 正寿 君
土木部次長	大安 哲也 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	馬場 秀喜 君
建設企画課長	中村 泰博 君
建設企画課企画監	田崎 智 君

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

(1) 議案

第91号議案

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第94号議案

長崎県建築関係手数料条例及び長崎県建築基準条例の一部を改正する条例

第98号議案

契約の締結について

第99号議案

契約の締結について

第100号議案

契約の締結について

(2) 請 願

なし

(3) 陳 情

- ・要望書
- ・国政・県政に対する要望書
- ・諫早市政策要望
- ・令和4年度長崎県への施策等に関する要望・提案書
- ・要望書
- ・令和5年度離島振興の推進に関する要望書
- ・西九州自動車道の建設促進に関する要望書
- ・要望書
- ・陳情書
- ・要望書 高規格道路「西彼杵道路」の整備促進について
- ・要望書 高規格道路「長崎南北幹線道路」「長崎時津縦貫線(茂里町～滑石工区)の整備促進アクセス道路(主要地方道 長崎畝刈線)の新規事業化」について
- ・要望書 令和4年度 一般国道499号の整備推進について
- ・要望書 令和4年度 長崎外環状線の早期完成について
- ・要望書 令和4年度 一般国道202号の整備推進ならびに(仮称)福田バイパスの早期事業化について
- ・要望書 一般国道34号の整備促進について
- ・要望書
- ・令和4年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書

・要望書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【石本委員長】 おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました議案は、第91号議案「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、ほか4件であります。

そのほか陳情19件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおりとし、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより土木部関係の審査を行います。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【奥田土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料」の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分です。

土木部所管の令和4年度補正予算関係についてご説明いたします。

第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、土木部関係の歳入歳出予算は、記載のとおりです。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が低い水準にとどまっており、生活の足として運航を続けている航路及び航空路の公共交通事業者に対し、公共施設使用料相当分の支援金を給付することとして、2,502万円の増を計上しています。

このほか、繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりです。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【馬場監理課長】繰越明許費について、補足してご説明いたします。

お手元の資料、タブレットの観光生活建設分科会課長補足説明資料の3ページをご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左端の欄は、上から土木費、災害復旧費と

なっております。

繰越明許費として計上しているものは、一番下の行に記載しています土木部合計113件、81億723万1,000円となっております。

これは、地元調整の遅れなどにより、やむを得ず発注時期がずれ込むなど、年度内で工期を確保できない工事等について、あらかじめ繰越の承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保した上で発注につなげようとするものでございます。

今回計上している繰越明許費の件数及び金額につきましては、道路橋梁りょう費101件、73億5,423万1,000円、河川海岸費2件、9,000万円、都市計画費9件、6億2,300万円、公共土木施設災害復旧費1件、4,000万円となっております。

なお、6月の本委員会でご説明いたしました繰越縮減対策において、土木部の15か月予算に対する繰越率の目標値を29%に設定しております。今回の計上を踏まえた9月計上時点の繰越率は、7.3%となっております。引き続き、早期発注による事業効果の早期発現等を図るとともに、繰越額の縮減に努めてまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【石本分科会長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【川口港湾課長】私からは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、交通事業者への使用料支援給付事業について補足してご説明いたします。

お手元にお配りしています資料及びタブレットの課長補足説明資料4ページをご覧ください。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍前と比べ、利用者が低い水準にとどまっている中で、生活の場として運航

を続けている定期航路及び航空路事業者に対して、県が管理する港湾・漁港の係船料や県営空港の着陸料相当分の支援を昨年度に引き続き実施するものです。

事業予算は、2,502万円であり、このうち係船料相当額として2,339万1,000円、着陸料等相当額として162万9,000円を計上しております。

事業内容ですが、対象者は、補助航路を除く定期航路、定期旅客及び定期航空路事業者、対象施設は、係留施設及び空港施設として、事業内訳は記載のとおりです。

支援期間は、令和4年4月から令和5年3月までの1年間としております。

支援内容ですが、支援期間における対象航路または空路の売上が令和元年度同月と比較して30%以上50%未満の減収の場合は、その月の使用料相当額の2分の1を給付、50%以上の減収の場合は、その月の使用料相当額の全額を給付するものです。

なお、3月分については、令和3年度の3月、即ち令和2年3月において、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な売上げ減少が確認されたため、その前年度である平成30年度の3月、即ち平成31年3月の売上げと比較することとしております。

給付期間につきましては、本議会における議決後に補助金交付要綱を改正し、記載のと通りの給付を予定しております。

5ページをご覧ください。

支給対象となる航路と空路について、港湾、漁港、空港の一覧を記載しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、住宅課長より補足説明

を求めます。

【森住宅課長】お手元の課長補足説明資料の6ページをご覧ください。

川口アパート建替事業に関する債務負担行為の補正についてでございます。

まず、6ページの上半分のところですが、本事業については、公営住宅の川口アパートにおいて、隣接する長崎市管理の川口公園の敷地を利用し建替えを行うものでございまして、建替えの手法といたしましては、公と民が連携するPFI事業として実施する旨を6月のこの委員会でご報告した後に、8月に実施方針を公表したところでございます。

本9月議会におきましては、6ページの「3、要求予算額」に記載しておりますとおり、本事業に含まれます指定管理に係る令和27年度までの債務負担の設定を行うとともに、公営住宅整備基準の変更に伴う断熱性の向上義務化による所要の工事額の増額をお願いするものでございます。

次に、債務負担の補正についてご説明させていただきます。

3番の要求予算額の表にありますとおり、まず、維持管理を、令和7年、新しい建物がここに完成するんですけれども、令和7年度から27年度までの合計21年間にわたり指定管理を、設計・建設等を行う事業者へ一括して委託するものでございます。

今回、21年債務とする理由につきましては、これまで実施してまいりましたマーケットサウンディングにおきまして、事業者との対話を重ねた結果、民間ノウハウの発揮余地が最も大きい20年間の管理を含むBTO方式と呼ばれるものを望む意見が多数ありましたことと、県といたしましても、隣の余剰地施設との一体的に

効率的な管理を行うことで、コスト縮減効果が期待できると考えていることから、令和27年度までの債務負担行為の補正の要求をさせていただくものでございます。

また、併せて、カーボンニュートラル実現に向けた公営住宅の整備基準の変更に伴いまして、断熱性能向上に係る工事費の増額分を要求するものです。

次に、7ページをご覧ください。今回、この議会で債務負担行為の補正のタイミング、なぜこの議会に出すのかということをご説明いたします。

上段の方がPFI事業の選定スケジュールの案でございます。令和4年8月に、先月、実施方針の公表を行った後に、11月に民間事業者の募集公告を行い、令和5年7月に事業契約の締結を目指しているところです。

議会におきましては、表の黄色の星印の部分になりますけれども、先の6月に実施方針の公表を行う旨のご報告をしておりますが、今後、11月の公告前に、本9月議会に債務負担行為の補正をさせていただくことをご承認いただく必要がありますことから、今回、議会上程をさせていただくものでございます。

なお、11月以降は、応募のあった事業者の選定を行った後に、来年の6月議会に契約議案を上程する予定としております。

下段の方は、事業そのものの実施スケジュール案でございます。

以上でご説明を終わります。

よろしく願いいたします。

【石本分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 88号議案について質問をいたします。

その前に、分科会横長資料の3ページ、目次について質問したいと思います。

分科会横長資料の3ページの目次では、今回、歳出と債務負担行為が表記をされています。質問は、だから土木部の主管課である監理課になると思いますが、これまで土木部は、一般会計の目次は歳入歳出だけでした。債務負担行為があっても繰越明許費があっても、各課それぞれに歳出の後につづられて、目次としては1項目上げていないという対応をとってきました。2月の当初予算もそうした構成になっています。

今年度6月議会から、歳入歳出に加えて、債務負担行為を1項目上げての目次の構成になっていますが、土木部の長年の目次の構成を変えた見解を、この機会に教えていただきたいと思っております。

【馬場監理課長】 今回の分科会の資料でございますけれども、繰越明許費につきましては、当該年度の歳出予算を繰り越すものとして、歳出予算と一緒に整理をしたところがございます。そういうことで、歳出と債務負担行為という項目がございます。従来は、歳出と一緒に繰越明許費も上げていましたけれども、他部局を確認しましたら、議案書の区分のとおり、歳入、歳出、繰越明許費、債務負担行為の順で区分をしておりました。特に、土木部の場合は、繰越、あるいは債務負担行為の案件が多いので、私どもの部においても同様の整理とするよう、今後、調整をしたいと考えているところでございます。

前回、6月の委員会の中で堀江委員から、議会資料のペーパーレス化に伴って、委員会資料の方につきましては議案書のそのままの表現ではなくて、文字を加えた形でなるべくわかりや

すい表現としたところがございますけれども、分科会についても、同じようにペーパーレス化の動きがございますので、この機会に委員の皆様にはわかりやすい形でご審議いただくよう、資料の調整に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【堀江委員】平たく言えば、ほかの委員会と同じような分科会、委員会の資料に合わせたいという回答だったと思うんですが、いずれにしても、ペーパーレス化は、議員が4委員会を見られるだけでなく、それぞれ皆さんの側も4委員会を見られる。だから、ほかの委員会が分科会の横長、委員会の横長がどうなっているかというのが一目わかってきたということでそれに揃えるということで、長年の土木部のある意味慣例を、いわば当たり前にしたということでは、私は一つ英断として評価したいと思います。

そもそも、私が申し上げることでもないんですが、1号議案の中では、第1条が歳入歳出、第2条が繰越明許費、そして第3条が債務負担行為というふうに1号議案ではなっていて、そのいわゆる説明書ですね、タブレットでは見せられないので紙ですけども、この説明書では具体的にその内容が書かれているから、それに沿って分科会の横長資料がどうなったかという、やっぱり1条、2条、3条に基づいた形での書き方、したがって、目次の出し方も歳入歳出だけにとどまらず、債務負担行為であっても繰越明許費であっても、それで上げるのが通例だと私は思っているんで、ぜひ、私がこれを言いたかったのは、長年の慣行を変えて、土木部が、今回、ペーパーレス化に合わせて分科会の横長資料も合わせたということは評価をしたいということで一言申し上げたいと思って質疑したところです。

それで、この14ページです。ペーパーもそうですけども、今回、14ページに債務負担行為が載っているんですけども、この債務負担行為の14ページの右側、住宅課と書いた後の下の議案書のページ、これが〇6となっていますでしょう。〇6のページというのは、議案書のページじゃなくて説明書のページなんですよ、数字の前に〇が付くのは。でも、ここに書きなさいというのは議案書のページなので、議案書のページである6ページを書かないといけないのではないかと思うんです。つまり、議案書のページなのに、説明書のページが書いてあるんです。要するに〇6じゃなくて、これは6ページと書くのが正しい表記の仕方ではないかと思うんですけども、このことはそれぞれの委員会の中で間違った認識というか、正しく捉えられていないところがあるというふうに財政課からお聞きいたしました。

今回の分科会の横長資料も、例えばページ数で言いますと、項目としては挙げていないんだけど、繰越明許費があります。例えば港湾課の繰越明許費は議案書の5ページということで、これは10ページにあるんですけども、これはきちんと議案書のページを書いている。

つまり、私が何を言いたいかというと、1号議案の歳入歳出が、説明書になった時には、入何ページ、出何ページと書くんですけども、1号議案の債務負担行為、それから繰越明許費について書く時は、説明書のページではなくて議案書のページを書くというのが正しい認識だということをお聞きしたんですが、ただ、そういうふうになっていない。今回の土木部の住宅課だけでなく、ほかのところも認識がばらばらということもお聞きいたしました。

そういう意味では、ペーパーレス化になった

段階で、議案書のページ、説明書のページ、そのことについても正しく認識をして書いていただきたいというか、表記していただきたいということをあえて申し上げたいと思うんですが、最後に監理課長の見解を求めます。

【馬場監理課長】これまで、横長資料につきましては、説明書のページ番号を記載しておりましたけれども、財政課の方からも話がありまして、今後、議案書のページ番号を記載するよう、全部局に指示がございました。これは改めて申すことではなく、やはり議案書、説明書、説明資料の横長、補足説明資料という4層構造があって、全ての資料のよって立つ資料というか、中心になるところは議案書でございますので、そこあたりのページを入れるような形で今後はしてまいりたいと思います。

その中で、例えば土木部の場合は、繰越案件であるとか、債務負担行為案件が多いので、よりわかりやすい形で記載に努めてまいりたいと思います。

今後とも、資料の調整については、気をつけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【堀江委員】このくらいにいたしますが、土木部のこの分科会資料の港湾課9ページでは、説明書のページということで出13、出13ということで歳入歳出の歳出の部分が説明書の13ページにありますよということで提起をされているように、1号議案の歳入歳出については説明書のページ、債務負担行為、それから繰越明許費については議案書のページということ、私も改めて認識をいたしましたので、これから、今もそうですけれども、ペーパーレス化ということでは4つの委員会、そうした形で対応できるものだと思っておりますので、私も認識を新た

にして臨みたいと思っております。

そこで質問ですが、債務負担行為の住宅課、でも、説明書の資料は補足説明資料がいいと思うので、そっちに戻りますけれど、個人的に言えば、ペーパーレス化で何が不便かということ、一回一回もとに戻さないと次のページが出てこないというのが不便でして、分科会の横長資料から戻って、課長補足説明資料のこの部分です。住宅課の部分の6ページ、7ページです。

まず、今回、限度額の18億円は、増額した限度額なんですけれども、いつの議会で債務負担行為として計上した、どれくらいの限度額を、今回どのくらい増額して18億円としたのか、改めて質問いたします。

【森住宅課長】ご質問に対してお答えします。

まず、当初、この川口アパートの債務負担は、今年の3月議会で計上しております。その時は、今は18億円にしておりますけれども、今回増額したのが1億6,500万円ですので、差し引きますと約16億円の金額だったと考えております。

【堀江委員】そうしますと、今年の当初予算で約16億円を計上して、今回、約2億円の増額ということで18億円の限度額ということで訂正を出したということですね。

この限度額の期間は、この18億円については変わっていないということですか。確認です。

【森住宅課長】委員のご指摘のとおりです。変わっておりません。

【堀江委員】建設が断熱仕様という形になっても建設期間は変わらないということで答弁をいただきました。

そこで、もう一つの、今度は県営住宅の維持管理の負担ですね。この部分につきましては、これは一括で契約するというので、年度を越

えてということで、これは21年ということなんです、その21年の根拠ですよ。

課長補足説明資料7ページの右端の方に、21年にした根拠は何かということで縷々書いてるんですが、事業者といろいろ打合せする、いろんな形で協議をする、意見をいただくという形の協議の中で、事業者との対話を重ねた結果、21年を希望する声があったということなんです、これはいわゆる長崎県が21年にしてくださいということではなくて、事業者の方から21年がいいんですよという要望があったという理解でいいんですか。

【森住宅課長】 委員のご質問ですけれども、県の方は公営住宅を70年間管理する予定でございますので、もちろん70年間の範囲内で何年でもよかったんですけれども、マーケットサウンディングを10社以上しているんですが、その一社だけじゃなくて、複数の会社が20年ぐらいだったら、20年というのが、マンションとかでもそうなんですけれども、大規模修繕というのが大体15年から20年、25年の間に一度はあるということが一つあって、その区切りのところが大体20年だということで、20年という声が複数あったものですから、ここで20年というふうにさせていただいております。

【堀江委員】 つまり、これまでは、設計、建設だけでなく、今回は管理も含める。この管理が21年ということになるんですけれど、いわゆる財政上、債務負担行為が何年一括でできるのかというこの上限についてはどうなんです。

【森住宅課長】 私どもが調べた範囲では、今のところ上限、この公営住宅に関しては先ほど申し上げたように耐用年数が70年と決まっておりますけれども、特段上限というのがあるというふうには私どもは聞いておりませんけれども。

【堀江委員】 国会の審議の際には、この債務負担行為は10年というふうな数字があるんですが、地方議会は、いわゆる債務負担行為で上限というのは法律上とありますが、財政上はないという理解を私もしているんですけれども、21年一括で契約するということでは、やっぱり十分審議をしないといけないと思ひまして、この維持管理費は21年間で3億7,775万円という限度額なんですけれども、これを単純計算いたしますと約1,800万円と思うんですが、これは今現在、長崎県の公営住宅は、設計・建設をしたら指定管理者にして、それが5年ごとに指定管理者ですからチェックをする、そして5年ごとの維持管理費でチェックをしていくわけなんですけれども、現状と合わせた時に、年間にすると約1,800万円の維持管理費というのは、どういう見解をお持ちですか。

【森住宅課長】 今、ご質問のあった件ですけれども、まず現在、住宅公社が指定管理しておりますけれども、1万2,000戸を戸数で割り戻すと、1戸当たり大体年間9万2,000円ぐらいの維持管理費がかかっております。今回の川口アパート、新しく建替えて21年債務を組もうとしているのも、維持管理だけでいいますと、1戸当たり9万4,000円ぐらいでほぼ同じです。

ただ、今回、新川口アパートについては、予防保全という考え方を取り入れておりまして、いわゆるあらかじめ性能が高かったり、維持管理、耐久性が長い材料を使うという発想をして、修繕もそれに応じた小修繕とかしていくという修繕コストというのが、今、指定管理でやってもらっている部分には含まれておりません。それは事後対応で、例えばこの間の台風であったり、外壁が落ちたとか、クラックが入ったという時に対応している金額は指定管理に入れてい

ないんですけれども、今回の分はあらかじめ予防保全ということで、そのコストを先に割り増ししております。その分が、一戸当たり年間12万円ぐらい入れておまして、合計で、先ほどの比較で申し上げますと、一戸当たり20万円ぐらいの維持管理、修繕も含めた修繕コストを入れております。

なお、先ほどの予防保全ということなので、災害とか、通常想定していない修繕以外は全部、20年間債務で契約する事業者がそういう修繕を行うということが一つありますということ、それからもう一つ、耐用年数を70年間、先ほどから繰り返し申し上げているような考えでありますので、その場合に予防保全をした場合のトータルコストが、通常の事後保全である場合のトータルコストよりも3%ほどは低くなるという計算は出ておりますので、そういうことで今回、最初、年々の維持管理コストは多少高くてもトータルでは安くなると考えておまして、予防保全型の維持管理費を計上したということになっております。

【堀江委員】つまり、今のような状態、今のような状態というのは5年ごとに維持管理を指定管理者でチェックをするということに比べて、今回のPFIを導入した場合には、いわゆる予防保全ですか、いかに品質を保ちながら維持管理をするかという形にした時には、1年ごとに比べた時には確かに額が大きいように見えるけれども、全体としては、最終的にはコスト削減という形になるので、PFIの形にしたというふうに理解をしたんですが、そうしますと、今回のPFIとする理由は、トータル的にはコスト削減ということになりますか。それだけにはなりませんか。要するに、なんで今までのやり方ではだめなのかと。しかも、長崎県が初めて

これをやるんですよ、公営住宅のやり方としては。住まいは人権という立場からして、あえて21年の契約をするということの、なぜPFIとするのかという理由を県民に説明する時には、もう少し平たく説明してもらえませんか。

【森住宅課長】2つの側面がございます。一つは、6月議会でもご説明しましたけれども、10億円以上の公共事業は、県のルールといたしますが、優先的検討規定というのがありまして、それは10億円以上のものはPFIにするか、もしくは従来型でいくかという選択をして、その時にコストを計算するんですけれども、この川口アパートについてはPFIの方がコストが低いというか、コストが少し抑えられるということでPFI方式を選定したというのが一つ目の話でございます。

もう一つ、住民側、委員がおっしゃるように住民側の話ですけれども、確かに5年ごとに指定管理者が入れ替わって、それが毎回同じならいいんですけれども、次々に変わる場合もあります。そういうことを考えると、逆に20年間という長いお付き合いじゃないんですけれども、そこはもう、まずこの新川口アパートに限っての話ではございますけれども、ずっと同じ業者が、少なくとも20年間は同じ業者が、しかも同じ管理者、なおかつ、もしかしたら同じ管理人の人がずっとそのアパートといたしますか、公営住宅を見るということは、対住民については自分たちの生活の実態もわかるということがあるかなと思ひまして、それを取り入れるのは副次的な話ではあるんですけれども、そういうメリットもあるのではないかなと思って、そちらの方も2つ目に考えているところです。

【堀江委員】もう一つ質問させてください。

今のアパートの住民の皆さんが移転をするの

にかかわって、様々な移転支援事業という形があると思うんですが、現アパートの住民の移転支援事業というのはこのPFI事業に含まれているんですか、いないんですか。

【森住宅課長】 今回のPFIにつきましては、移転支援事業は含まれておりませんで、県が直接やる、今までも県がやってはいたんですけども、今回も県がやるということにしております。

【堀江委員】 どうして含まれないの。先ほど言ったでしょう、20年間の長いお付き合いをしますって。長いお付き合いをするんだったら、最初の時点で、住んでいる方たちがどういう希望があって、どういうふうにしたいということが一番知ることになるじゃないですか。一番苦労するところじゃないですか。そういうところもひっくるめて事業にしなきゃいけないんじゃないの。ある意味、面倒なことでしょう、平たく言ってしまう。細々対応しなきゃいけない。でも、そういう面倒な様々なことを、住まいは人権という立場でするのであれば、そこもひっくるめてPFI事業に含むべきではないのですか。

【森住宅課長】 確かに、委員がおっしゃる面もあるんですけど、実は今、80世帯ほどいらっしゃる中には、新しいアパートに住む方もいらっしゃるんですけども、そうじゃなくて、もう退去したいというか、自分で確保した別の民間に行きたいという方もいらっしゃる、それからほかの公営住宅に行きたいという方もいらっしゃる、家賃が高くなるからということではほかのところに行きたいという方もいらっしゃる、どっちかということ、後半の2つですね、退去したいという人とか、ほかの県営住宅に移りたいという方の斡旋というのは、どちらかと

いうと県の方が、この川口アパートに限れば確かにずっとお付き合いは続くんですけども、ほかに行きたいという方も考えると、県で今までやってきているんですけども、面倒ではあるんですが、そこは丁寧に県の方ができるんじゃないかなと思って、移転支援は今回、PFIにしておりません。

【堀江委員】 今回、維持する期間は20年がいいよと、21年がいいよというのは、事業者との事前の様々なノウハウの意見交換の時に出てきたというふうな答弁をされましたね。

今回のアパートに住んでおられる皆さんの移転支援事業は、事業者の皆さんからPFI事業に含めないことを希望する意見が多かったということはないんですか。

【森住宅課長】 そういう意見もありましたが、そこが多いか少ないかというよりも、先ほど私が申し上げたような実務上の話で、県の方がやるというふうに決めた経緯はございます。

【石本分科会長】 ほかにご質問はありませんか。

【小林委員】 課長説明の繰越明許費についてお尋ねをいたしますが、まず、今回、資料を見ますと、113件の81億円が繰越明許費の計上ということになっております。

この113件の81億円については、令和2年度、あるいは令和3年度と比べてどのような状況にあるのか、まず、このことについてお尋ねをいたします。

【馬場監理課長】 委員からご質問がございました81億円でございますけれども、一般会計におきましては、一昨年度、令和2年9月議会におきましては214件の約141億円ございました。昨年の令和3年9月議会では178件、約144億円の計上でございました。

今回の計上額につきましては、113件で81億

円となっておりますので、例年と比べまして、かなり減っております。昨年度の同時期と比較しますと、件数で65件、金額で申し上げますと約63億円減っている状況でございます。

【小林委員】ただいま、監理課長から答弁があったように、昨年と比べて件数では65件、金額にしては63億円と、こういうご答弁がっております。例年の同時期に比べて、かなり減少していると、こう考えますけれども、これは6月議会等において、繰越の縮減対策を行っていきますよと、こういう形の取組のいわゆる成果がこのような形になっているのかどうか、まず、その点をお尋ねします。

【馬場監理課長】繰越の縮減につきましては、昨年と申しますか、これまでの取組を継続しながら、今年度さらに、6月議会でもご説明したとおり、その取組を充実させて実施することとしておりまして、今回、減額となったのは、そのトータルの結果として減額になっているものと考えているところでございます。

【小林委員】ここの繰越理由別調書を見ておきますと、4番目の道路改良費、件数が101件、金額にして繰越額は73億円を超えていると、非常に突出しているような感じがするんだけど、この道路改良費というのが多いということは、これは何か理由があるのかどうか、お尋ねをいたします。

【馬場監理課長】部内各課の比較からお話をさせていたきたいと思っております。

道路橋りょう費、道路改良費につきましては、道路建設課の所管でございますけれども、部内の他課と比較しますと、例えば島原道路などの地域高規格道路、こういったものは金額が全体の4割ぐらいを占めます。やはり工事が比較的大規模なものが多いので、そのため、早い時期

から年度内に工期をおさめることが難しいと判断できるところもございまして、今回、早期発注につなげるため、9月に計上しているところでございます。

引き続き、工事完成の前倒しでございますとか、工事発注の平準化などにつなげながら、必要な時期に精査した形での繰越明許費を計上していきたいと考えているところでございます。

【小林委員】つまり、特に今の話の中で、道路改良の事業の中において、高規格道路というようなある程度大型の工事がかなりあるということでした。

そうしますと、当然年度内で消化することができないと、こういう判断を早くやって、これを9月議会等において繰越ということで認めていただいて、新しい年度に事業を行うというようなことでやっていけば、これはある意味では平準化にもつながるとというような形で、こういうことが今回の道路改良費のかなり多い金額になっていると、こういう受け止め方でいいのか、もう一度その点を確認しておきたいと思えます。

【馬場監理課長】今回、繰越を行うことで、まず、年間の閑散期と繁忙期の差を縮める施工時期の平準化につきましては、我々、県内の人材でございますとか、資機材等の効率的な活用ということで、あるいは担い手の就労環境の改善につながりますので、県としてもやはり進める必要がございます。そのため、適正な工期を確保するため、速やかな繰越手続き等による平準化等の取組を進めまして、引き続き事業効果の早期発現のため、繰越額縮減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】だから、今言っているように、要するに予算が十二分に付いて、それを年度内で消化することができないと、そういう判断を早

めにするによって繰越明許費として計上して議会の承認をいただき次年度の早期発注につなげると、これがイコール平準化にも貢献していると、こういうことをおっしゃっているんじゃないかと思いますが、そういう認識でよろしゅうございますか。

【馬場監理課長】委員ご指摘のとおりでございます。

【小林委員】 そうすると、要するに繰越が平準化にもつながっているということが言えると思うんですね。我々が一番大事に思っていることは、やはり早期発注することによって、事業の効果を早く実現してもらいたいと、こういうことを一番願っているわけだから、いわゆる年度内の予算は年度内に消化してもらいたいと、こういうことを言っているわけだけれども、しかし、最近においてはいろいろと法律ができて、十分な準備する期間を用意すると。そして、きちんとした仕事をやってもらうというような新しい法律のもとにおいて、そういう環境整備が必要となってきたと。したがって、繰越がイコール平準化につながっていると。平準化の率を上げなければならないと、こう言いながら、平準化をするために繰越をいろいろとやっていると。平準化の率を上げるために、本来ならば年度内にできるような仕事でも繰越しているというようなことはないのかどうか土木部長にお答えいただきたい。

【奥田土木部長】平準化ももちろん大切です、早期発注というのも非常に大切です。それを両立するというのが、この繰越のいいところの一つ、売りの部分でもあります。と申しますのは、少し地元調整等に時間がかかって、適正な工期で年度内に終わらないというふうなものが見えた時に、繰越の手続きをとるということで

あれば、翌年度にまたがって適正工期を確保することができる。逆に言えば、その時点で早期に発注することができるというふうなことでもありますので、我々なるべく早期に執行して効果を出したいという思いからすると、早い段階で繰越手続きをとるというのは、大きな意味があるというふうに考えています。

【小林委員】いずれにしても、今の話のとおり、いわゆる繰越と平準化の関連については、なかなか、思いが一つになるわけだな。

今言われるように事業に予算がついたと。しかし、これは年度内で終わることができないぞと。だから、早く繰越明許費として計上して、議会の承認をいただいて次につなげると。それが結果的に平準化にもつながっていると。こういうことで、平準化の率を上げるために、むやみやたらに繰越を増やしているわけではないんだよと、ここのところを明確に言っていたかなければいけないと、この辺の答弁が、部長、もう一回、そこをきちとおっしゃっていただきたい。

【奥田土木部長】まずは、早期執行というのが第一だというふうに考えております。

適正工期を確保した中で、できないということがわかった時点で議会の承認をいただいて繰越手続きをとって早期に発注をするということ。それが結果として、年間の平準化に寄与することにもつながっているということだと考えております。

【小林委員】だから、今、部長、私が言っているように、例えば早期に年度内で消化できないよと。何といても単年度ですっとやっているわけだから、それが今年度で終わらないぞと。こういう判断は大体事業が出てきた時に、予算が付いた時に直ちにわかるものなのか。工事を

着手してからわかるものなのか。そういう早い時期にという、この早い時期のそのタイミングというのはどういうふうになっているのか、教えてもらいたいんです。

【奥田土木部長】我々、まず予算要求をする時に、地元調整が最速で終わった時にどれくらい執行できるかというふうなことで、最大の予算を要求しています。ですので、なかなか地元調整、全てがトントン拍子でいかない場合もありますので、少しそこに時間を要してくるとなった時点で、適正工期を確保するために次年度に少し足を延ばしたような形での発注をしたいというふうなことがあります。

一方で、道路関係の予算につきましては、高規格道路、割とその規模が大きいものですから、もともとその工期がかなり、1年間長めにかかるようなものがかなりあります。そういったものを最大限予算要求をした結果、少し地元調整に時間を要したものについては繰越手続きをとって、その時点でなるべく早く早期発注にしていきたいということによっております。

【小林委員】よくわかりました。

だから、繰越と平準化の関連は、お互いとても大事なことだというようなことで、平準化率を上げていくということも、なかなかこれまで長崎県は平準化率がそう褒められた状況ではなかったと。しかしながら、今、そういう平準化率がかなり上向いてきているということも事実。やはり真剣に取り組んでいただいているなという感じがしておりますので、その辺を評価しながら、要は、私がさっきから言っているように、単年度というのは、いかにして事業効果を早く地域の経済対策に結び付けるかということが一番の願いであるということのゆえに、そういう話をいたしているわけでありますので、当然土

木部としてもそのところは一番お考えいただいていることだと思いますので、そのような形の中で、平準化するために年度内にできることをわざと繰り越していることではないんだということだけは明確に、今日、私は認識をさせていただきたいと思っております。

そうすると、例えば、国の国土強靱化対策の経済対策などというのが、毎年、大体1月に明らかになるわけですよ。そうしますと、1月ですからもう2月、3月しかない。そういう経済対策については、ほとんど繰越を余儀なくされているわけです。

そうすると、令和4年度の1月の経済対策についての執行状況が、今どのようになっているのか、これは監理課長にお尋ねしておきたいと思えます。

【馬場監理課長】先ほどお話がございました令和4年1月の経済対策補正に係る、繰越に係る、これは278億円でございましたけれども、この発注率につきましては、3月末までに約63%、6月末までに約86%となっており、速やかに執行をさせていただいているところでございます。

先ほど、お話がございましたけれども、今後とも土木部として、予算の迅速な、かつ適切な執行に取り組みまして、事業効果の早期発現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】わかりました。令和4年1月の経済対策については、もう年度内に63%発注ができていますということですか。それと、6月までに86%と、こういう状況の中で頑張らせていただいているということでございますね。

技監には全く何の通知もしてないけれども、こういう状況の中で、いわゆる現場の建設会社の技術者、そういう方々は、この仕事量に対し

て十分確保されているのかどうか。かなり人材確保が難しいし、なかなかそんなにたくさんの人材を各企業が、建設会社が用意しているとか、抱えているということは、なかなか現実是非常に厳しいんじゃないかと思うわけです。

しかしながら、こうして国土強靱化等を中心とし、また、土木部で国の予算をかなり引っ張ってきていただいているということで、ある程度仕事量が確保されていると、こういうふうに認識しているわけです。

そうしますと、次々に発注があります。なかなかそれだけのことが対応できないと。ここで一定の何と申しますか、働くための、就労のための環境整備ということで一定の期間もまた必要になってくるというありがたい法律ができておまして、そういう意味で平準化することによって、人材が十分確保できてない状況の中においても、それぞれ仕事が執行できるというようなことで、いわゆる企業が一定の利益を上げ、経済効果として地域に還元していると、こういう受け止め方でいいと思いますけれども、その人材の面についてはまだまだ厳しい状況であるのか、この現状と今後の対策について、お尋ねしておきたいと思います。

【川添土木部技監】今、小林委員から、補正等が付きながら、現場の方はきちんと対応できているのかというような趣旨のご質問かと思えます。確かに、先ほど監理課長が言ったように、今回、令和3年度の補正につきましては早く執行して、また令和4年度の予算は、どちらかというとその後みたいな感じの執行状況になる中で、86%という数字を一応出していて、それなりの工事を市場の方には出したところで、小林委員のご指摘のとおりです。

我々の方は、この数年、国土強靱化で予算が

結構大きくついていますので、常に市場というか、どういう反応がっているのかというのは、不調不落の件数とか、そういうもので一つずつ確認をすることと、あと私の方から各出先の建設部長等とヒアリングをしながら、今、地元の業界どういう状況なのかということの一つずつ確認をしながらやって、それなりに今のところは不調不落がそんなに大きい、深刻な問題にならないような状況には抑えています。

ただ、例年、今から10月、11月、12月ぐらいが、不調不落がぼつぼつと出てくる状況が毎年の傾向として見られます。今回、議会で認めていただくと、今から発注することになるんですね、先ほどの道路の大型の案件が。その発注状況がどうなのかというのは、我々としてもきちんと見ていかないといけないと思いますし、また、業界からの意見等もきちんと聞きながら、今の状況がどうなのか。ただ、やはり技術者の不足というのは、長崎に限らず、どこでも同じようなものですけれども、それについてもいろいろ入職者対策でいろいろやっていますけれども、そういうのは引き続きやりながら、さらに新しいこととか、できることはないのか、そういうものを踏まえながらきちんとやっていきたいと思っています。

【小林委員】以上で終わります。よろしくお願いいたします。

【石本分科会長】ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】ただいま議題となりました第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第

6号）」のうち関係部分について、債務負担行為、公営住宅建設費18億530万円、県営住宅維持管理費負担金3億7,775万円。

長崎市内のいわゆる川口アパートが、耐震性がないので建替える、このことについては必要なことであり、当然賛成です。しかし、問題は、建替えの手法です。以下の理由で反対します。

1、川口アパートの維持管理費が、年度を越えて一括契約する期間が21年、しかも事業者はまだ決まっておられません。年度を越えた予算だけを先に、今回決めることになります。何があるか予想も困難な時代に、21年はあまりに長く、私は責任を持って賛成できません。

2、PFI導入の目的は何か。平たく言えばコスト削減です。必要な予算は確保すべきです。公営住宅の設計、建設、さらに維持管理を特定事業者に依拠します。官民連携の名のもとに公的部門の民間委譲にほかなりません。

住まいは人権です。暮らしの基本に関わる公営住宅は、長崎県が責任を持って対応すべき事業との考えから、PFI導入は賛成できません。

以上です。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分について採決いたします。

第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【石本分科会長】起立多数。

よって、第88号議案のうち関係部分は、原案

のとおり可決すべきものと決定をされました。

審査の途中でありますけれども、ここで換気のため、しばらく休憩いたします。

再開は、11時15分からといたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時14分 再開

【石本委員長】再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より、総括説明を求めます。

【奥田土木部長】土木部関係の議案について、ご説明いたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料」の土木部をお開きください。

また、これに加え、（追加1）及び（追加2）をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第94号議案「長崎県建築関係手数料条例及び長崎県建築基準条例の一部を改正する条例」、第98号議案「契約の締結について」、第99号議案「契約の締結について」、第100号議案「契約の締結について」であり、その内容は記載のとおりです。

なお、補足説明資料を配付させていただいています。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

（起訴前の和解について）

令和3年度及び令和4年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定6件、県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る起訴前の和解の申し立て1件について、

それぞれ専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりです。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

（西九州新幹線の開業について）

本県の悲願でありました西九州新幹線（長崎・武雄温泉間）は、令和4年9月23日に開業を迎えることができました。

土木部としても、平成21年度に新幹線事業対策室を設置し、事業の推進に努めてまいりましたが、西九州新幹線は昭和48年に整備計画に位置付けられて以来、およそ半世紀、この間の県議会の皆様や多くの関係者のご尽力や熱意が結実し、開業を迎える運びとなったものであり、厚く御礼を申し上げます。

当日は、長崎駅、諫早駅、新大村駅において、第1便の出発に際し出発式が執り行われ、その後、これまでご尽力いただいた関係者をお招きし、しゅん功開業祝賀会が盛大に開催されました。

県議会の皆様にも多数ご出席いただき誠にありがとうございました。

西九州新幹線は開業いたしました。が、事業期間は令和7年度末となっておりますので、残っております環境対策や地元対策などについて、鉄道運輸機構とともに対処してまいりたいと存じます。

（石木ダムの推進）

石木ダムについて、知事は、7月13日に佐世保市及び川棚町において、事業のために大切な土地をお譲りいただいた元地権者の皆様や、過去の洪水・濁水被害で大変な思いをされた皆様のお話をお聞きし、一方で、8月10日と9月7日には、事業に反対されている川原地区にお住いの皆様とお会いしたところです。

川原地区にお住いの皆様との面会においては、皆様の古里への思いや事業の必要性に対するご意見など、率直なお話をお聞きし、それに対して知事からもご説明をさせていただいています。

県としては、皆様から事業へのご理解とご協力を得られるよう、引き続き、努力を重ねてまいりたいと考えています。

また、事業に反対される方々が、長崎県及び佐世保市を相手に工事の差し止めを求めていた訴訟の上告審については、9月16日、最高裁判所において、上告を棄却し上告審として受理しない旨の決定がなされました。

これにより、福岡高裁による請求棄却の判決が確定し、これまでの裁判における行政側の主張が認められ、工事続行禁止を認めない司法判断が示されたものと受け止めています。

近年、全国各地で甚大な自然災害が頻発する中、川棚川の洪水被害を軽減し、佐世保市の安定した水道水源を確保するためには、石木ダムの建設が必要不可欠であることから、今後とも、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

そのほか、土木部関係の主な所管事項について、今回ご説明いたしますのは、長崎県無電柱化推進計画の改定について、港湾施設整備特別会計未売却地の売却方針の見直しについて、諫早西部団地の未処分地におけるまちづくり方針（案）について、公共事業の再評価、事後評価についてであり、内容は記載のとおりです。

なお、長崎県無電柱化推進計画の改定について、港湾施設整備特別会計未売却地の売却方針の見直しについて、諫早西部団地の未処分地におけるまちづくり方針（案）については、補足説明資料を配付させていただいており、内容は記載のとおりです。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

【石本委員長】次に、建築課長より補足説明を求めます。

【宮川建築課長】第94号議案「長崎県建築関係手数料条例及び長崎県建築基準条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

課長補足説明資料の3ページをご覧ください。

今回の議案は、建築に係る事務に関しての手数料を規定した長崎県建築関係手数料条例、建築基準法の施行に関し必要な事項を定めた長崎県建築基準条例の2つの条例を改正するものでございます。

まず、条例改正の理由でございますが、令和4年5月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第12次地方分権一括法が公布・施行されております。その際に、建築基準法が改正されてございます。

建築基準法の改正内容は、法第85条第5項及び法第87条の3第5項の追加でございます。

具体的には、災害時等に設置される応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とすることができる規定が追加されてございます。この規定の追加に伴い、改正前の法第85条第5項が第6項に、第6項が第7項に、そして、法第87条の3第5項が第6項に、第6項が第7項にと、以降の条項の移動が生じてございます。

この条項の移動につきまして、長崎県建築関係手数料条例、長崎県建築基準条例の該当する部分の条項の変更を行います。

第94号議案で、各条例の改正前、改正後をお示ししてございますが、具体的には長崎県建築

関係手数料条例では、別表第一の番号「32」「32の2」「37の5」「37の6」の部分でございます。

仮設興行場等の許可申請書等の手数料の規定でございますが、手数料金額の変更はございません。

また、長崎県建築基準条例では、第28条の部分が今回変更になります。仮設興行場等に対する特例を規定した条文でございますが、特例の内容についての変更はございません。

最後に施行予定日でございますが、既に改正された建築基準法は施行されてございまして、条例改正の公布の日と同日に施行の予定でございます。

以上で第94号議案の補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【大我道路建設課長】道路建設課からは3件のトンネル工事の契約締結について上程させていただいております。

まず、1件目です。補足説明資料の5ページ、併せて6ページの位置図・平面図をご覧ください。

第98号議案「契約の締結について」ご説明いたします。

工事名は、主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（（仮称）大亀矢代トンネル）、工事場所は、雲仙市小浜町大亀～南島原市北有馬町乙でございます。

本路線は、雲仙市小浜町と南島原市北有馬町を結ぶ重要な幹線道路であります。幅員狭小などにより車両の通行に支障を来していることから、所要時間の短縮と走行性、安全性の向上を図るものであります。

工事延長1,060メートル、うちトンネル896メ

ートル、トンネル坑口道路の工事164メートルを施工するものです。

契約相手は、熊谷・門田・中島特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社熊谷組九州支店 執行役員支店長 宮脇 悟であります。

契約金額は、消費税を含め35億7,309万1,500円、工期は1,140日間であります。

7ページをご覧ください。入札結果であります。

総合評価方式による入札を行い、入札のあった18社の参加資格、技術提案等の審査をし、熊谷・門田・中島特定建設工事共同企業体を落札者と決定、仮契約を行い、今回、契約の締結について上程させていただいております。

続きまして、補足説明資料10ページ、併せて11ページの位置図・平面図をご覧ください。

第99号議案「契約の締結について」でございます。

工事名は、主要地方道巖原豆酛美津島線道路改良工事（（仮称）箕形トンネル）、工事場所は、対馬市美津島町吹崎～箕形でございます。

本路線は、対馬の下島を周回し、美津島町阿連地区の生活道路や尾崎漁港からの運搬路として利用されている道路であります。

幅員狭小により車両の通行に支障を来しているため、走行性、安全性の向上を図るものでございます。

工事延長805メートル、うちトンネル740メートル、トンネル坑口部の道路65メートルを施工するものです。

契約相手は、奥村・新井・ヤマダ特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社奥村組九州支店 常務執行役員支店長 林 裕之であります。

契約金額は、消費税を含め25億6,418万9,100円、工期は900日間でございます。

12ページをご覧ください。入札結果でございます。

同じく総合評価落札方式による入札です。

応札のあった14社の参加資格、技術提案等の審査を行って、奥村・新井・ヤマダ特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、仮契約を行い、上程させていただいております。

最後に、補足資料の15ページ、併せて16ページ、位置図・平面図を添付しておりますのでご覧ください。

第100号議案でございます。

工事名は、主要地方道長崎南環状線道路改良工事（（仮称）江川トンネル）、工事場所は、長崎市鹿尾町～江川町でございます。

本事業につきましては、長崎南部地域の主要幹線道路である国道499号において、慢性的な渋滞や交通事故が多発しているという状況から、バイパスを整備するものです。これによりまして、混雑緩和や安全性の向上、長崎市南部へのアクセス向上を図るものであります。

工事延長2,137メートル、トンネル工事を行うものです。

契約相手につきましては、三井住友・小宮・増山特定建設工事共同企業体代表者 三井住友建設株式会社九州支店常務執行役員支店長 柴田雅俊であります。

契約金額は、消費税を含め94億2,240万5,300円、工期は令和9年3月19日限りでございます。

17ページをご覧ください。入札結果です。

同様に総合評価落札方式による入札を行いまして、応札のあった7社の審査を行い、三井住友・小宮・増山特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、仮契約後、今回上程させていただいております。

以上で、補足説明資料の説明を終わらせてい

たきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【石本委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【浦川委員】一つお尋ねしたいんですけども、この落札の3件の分です。

総合評価方式というのをとっているようですが、どこの点数を見ても横並びになるような形で評価されているんです。これは、全体的に見て、意味があるのかなという感じもするんですけども、大手になると全体的に技術者も含めて、施工体制もそうでしょうけれども、あんまり変わらないような感じがするんです。全体を見たら同じような点数ばかりで、どこが技術力があるのかということもよくわかりませんし、こういった部分で評価されているのかというのははっきり見えてこないものですから、この活用としてどういうふうにしているのかお尋ねしたいんです。

【大我道路建設課長】総合評価に関する提案の評価についてのお尋ねかと思えます。

今回、トンネルの案件3件契約を上程させていただいておりますが、対象となる施工業者、今回、応札してきた建設業者につきましては全国規模の大手の企業でありまして、やはりこのクラスの企業になりますと、提案してくる内容についても遜色ないものというところが多数ありまして、一部評価してない部分、得点に差が出ているところもございますが、ほぼほぼ、全社、技術提案については得点を得ている状況にあります。

【浦川委員】一部あるようですけれども、入札をする上で、例えば同額になった時にそういったところを評価して逆転するとか見受けられる

時もあると思うんですけども、今回、こう見たら、入札の金額も全部一緒、総合評価も全部一緒となって、最終的に抽せん、くじ引きになったような状況で3件されているようですが、こういった金額まで全部同じ、総合評価点も全部一緒となると、どうやってそうなったのかというのは、逆に言えばどういうふうに評価されているのか、お尋ねしたいんですけど。

【大我道路建設課長】金額も含めたところでの落札の決定ということに対してのご質問かと思えます。

先ほど、技術提案についてのお話をしました。応札額につきましても、県として入札の基準とか単価を公表しているという状況があります。これは透明性を確保する上でも必要なことと考えているところです。

併せまして、今回の企業につきましては、先ほど申しましたように大手の企業、全国的な企業ですので、技術的及び積算能力もかなり高い状況にあるというところから、応札金額が低入札調査基準価格と同額になったものというふうに考えております。

そのような結果で、最終的には総合評価値というのが同点になりまして、やむを得ず抽せんによる決定をしたという経緯がございます。

【浦川委員】わかりました。大手だから、そういった積算能力が高いということですけども、県内のそういったところでは同額で入札があつて抽せんというのはどれくらいあるんですか。ないというふうに判断してよろしいんでしょうか。

【中村建設企画課長】今のご質問は、トンネル以外の件も含めてということでしょうか。それともトンネルだけでということでしょうか。

【浦川委員】全体の、特定のことじゃなくいいですけども。

【中村建設企画課長】今、手元に資料がございませんので調べさせていただきます。時間をちょっといただければと思います。

【石本委員長】ほかにありませんか。

【小林委員】このトンネルの3つ、土木部関係の契約の締結一覧というところで、今話が出ているトンネル3件の内訳が出ています。

それで、第98号議案、第99号議案、第100号議案と、このようになっている中において、例えば第98号議案で契約金額は35億7,300万円強、工期が1,140日間、第99号議案が25億6,416万円強、この工期が900日間と、こうなっているわけだけども、3番目の第100号議案については94億2,240万円強だけども、この工期については令和9年3月19日限りと、こんなような締結一覧の工期の内容になっているわけだよ。だから、今言うように、1,140日間とか、900日間と、こうなっているけれども、この第100号議案に至っては令和9年3月19日限りと、こういうふうにならなくて工期について書き方が違うというか、内容が違うのか、これはどういう意味になっているのかお尋ねをします。

【大我道路建設課長】第100号議案、江川トンネルの工期の設定についてのご質問かと思いません。

江川トンネルにつきましては、2,000メートルほどのトンネルを施工した後に、その先にあります橋梁の工事とか、そういったところの工事の着手を図ってこうという計画がありまして、事業全体の工事の完成ということを考えると、この時期、令和9年3月19日限りで工事を終わらせていただくという工程を考えておりますので、こういう工期の設定としております。

【小林委員】今の答弁によって、なるほどそういうことだから、こう書いているのかと。こういうことがあまりよくわからなかったわけだよ。だから、例えば上の1,140日とか900日間となっているのと、令和9年3月19日限りと書いていることは、こういう書き方をするのは、まああることなのかね。

【大我道路建設課長】今回、上程させていただいた3件につきましては、先ほどからご質問があります、江川トンネルにつきましては、最終的な事業完成を目指したところの工期設定としております。そのほかにつきましては、並行してそのほかの部分の工事も進められるというふうな現場条件にありますので何日間というふうな工期設定をしております。

そのほか、今回の議案以外についても、工事の現場の条件によっては何日限りというふうな工期を設定しているものもございます。

【小林委員】だから、上と下がどう違うかと、工期の1,140日間と900日間と、令和9年3月19日限りというこういう書き方もあるわけだな。こういうことで工期の設定をするわけ。そして、それは継続して橋梁等々について、これは基本的に3月19日限りというのと、工期の1,140日間、900日間というのと基本的にどう違うのかね。何か違いがあるのか。

【大我道路建設課長】期間としては、江川トンネルにつきましても、今回、議会議決後の契約となりますので、1,600日程度の工期がとれるというふうなところでございます。工事期間としては、標準的な工期がとれるようなことで設定をした中で、今回、江川トンネルについてはここまでに終わらせていただきたいという意味を込めて、期間を何日限りと、3月19日限りということを設定しております。

そのほかの大亀矢代トンネルと箕形トンネルにつきましても、1,140日間、900日間というふうな設定をしておりますので、契約する時には、例えば、今回10月7日の閉会からの工期を1,140日間とりますと、令和7年11月19日限りというふうな工期の設定に最終的にはなってくるかと思っております。

【小林委員】 休憩してもらっていいですか。

【石本委員長】 休憩いたします。

午前 1 1 時 4 2 分 休憩

午前 1 1 時 4 4 分 再開

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

【小林委員】 大体、工期は非常に大事なことであって、そういう限りとか、何日までの間というのと、この限りということで、絶対にこの工期をしっかりと守ってもらいたいという気持ちがあるという表現になっているという受け止め方で対応していきたいと思っております。

そうしますと、例えば、今回の一番大きな94億2,240万5,300円の江川トンネルでありますけれども、この3本、それぞれ金額は非常に高まっているだけけれども、県の負担金がどうなっていくのかというのが一番関心が高いんです。そうすると、江川トンネル94億2,240万5,300円で、県の負担金がどのくらいになるのか、その辺についてお尋ねをしたいと思っております。

【大我道路建設課長】 道路事業に関する県の実質の負担のことに対するご質問かと思っております。

この江川トンネルを例にとりますと、江川トンネルにつきましては県の実質負担は、国庫補助でいただいておりますけれども、県の実質負担が、比率で言いますと工事費の27%となっております。

【小林委員】 その27%という根拠だけれども、

いわゆる国庫補助で言うならば、国が何割とか、あるいは県費が何割と、そして、それはいわゆる県の負担金は実際一般会計から出すものなのか起債なのか、それとも交付税の補填があつてどうと、こんなようなことを今までやってきたわけだけれども、この27%におけるところの根拠、大体どういうことで27%になるのか、ここをお尋ねします。

【大我道路建設課長】 江川トンネルを例にとりますと、ここにつきましては国費の割合が55%となります。県費としては残りの45%となりますけれども、交付税等の措置がありまして、最終的に残る比率としては、細かく言いますと県の実質負担が27.2%ということになります。

【小林委員】 道路建設課長、あなたの答弁は非常に割愛してあって、時間がない時はあなたの出番だよ。もう少し審議しようやという時には、もうちょっと丁寧に答えてくれた方がいいんじゃないかと思っているんだけど。

大体、今言うように国庫補助が55%、県の負担金が45%と。これを要するに起債で起こして交付税として戻ってくるのが幾らで、現実に県の負担金が、例えば今言う27%になると。その27%については一般財源から出すんだよとか、何から出すんだよとか、もうちょっと言葉を入れてもらおうと、非常に私はわかりやすいと思うんだけど、そのところをもう一度答弁をお願いしたい。

【大我道路建設課長】 道路事業に関する負担等のご質問かと思っております。

国費については55%、県費として45%がありますけれども、そのうち起債としまして40.5%あります。引上率等交付税などがありまして、最終的には実質の県の負担、一般財源として27.2%というふうになるところでございます。

【小林委員】 45%が27.2%になるというところを、もう少し丁寧にご答弁をいただければと、道路建設課長様、こういうことを一生懸命言っているんだよ。私の聞き方がよくないのかな。もう一回、45%がいわゆる県の負担で、国が55%と。だから、そういうことで45%が27.2%になるということについての中身をもうちょっと落ち着いて話をしてくれと、こういうことを言っているわけだ。

【大我道路建設課長】 県負担の45%につきましては、交付税の措置が9%、引上率分が8.8%、残りを引いたところが27.2%となりまして、これが県の実質負担というふうになります。

【小林委員】 今、少しわかってきました。

そうすると、交付税の戻りが9%か、引上率というのは何か。引上率の8.8%とは、こんなのがトンネルの中で出てくるわけですか。その引上率というのは何かね。

【大我道路建設課長】 引上率につきましては、県の財政力指数によって決められるものでありまして、後年度にこの8.8%分に相当する予算が県の方に返ってくるという措置でございます。

【小林委員】 交付税だって、引上率だって県に返ってくると、だから27.2%でいいと、こういうことになっているんだと思うんだよ。

そうすると、正直に言って、部長、あなたに聞きたいけれども、トンネルは、例えば離島のトンネルとか本土のトンネルとかいろいろあるんだと思うけれども、まだこれからもトンネルはいろいろ必要で、まだ計画はたくさん並んでいるだろうと思うんですよ。

こういう場合に、45%の中から27%程度までしか支援の措置がないということは、他のものと比べた時に、あんまり、支援の数字が小さく感じたりするんだけど、この辺は何か特殊

な事情があるのか。27%で済むということは、これは最高だよと、こういうふうに受け止めていいのか。この辺のところはいかがですか。

【奥田土木部長】 引上率は、トンネルに限ったものではなくて、補助事業全般に共通して係るものですので、特にトンネルだからどうだということでは決してございません。なので、補助事業としていろいろ、実質的な負担が生じるというものについては同じ扱いですけれども、いろいろな、例えば離島であったらまた何かあるとか、それぞれ特殊な要因がもしあるようだったら、ちょっと補足説明をしてもらいたいと思います。

【大我道路建設課長】 同じく道路事業につきまして若干補足させていただきます。

例えば離島につきまして、今回は対馬の箕形トンネルがございますけれども、対馬につきましては離島ということもありまして、先ほどから27%に相当する県の実質負担のところは15%程度ということで、離島については低減されているという状況で、いろいろな事業によってそれぞれの補助率だったり負担率が変わっていくという状況でございます。

【小林委員】 よくわかりました。土木部長は知らなかったそうですよ。離島でいけば、離島の議員も近藤委員がいらっしゃるけれども、15%で、通常であれば本土地区は27%、これが15%の県負担金でいいと。もっと造らなばたい、近藤委員。そういうことになろうと思うんですね。わかりました。

そうすると、もう一つ、これはトンネルとかじゃないだろうけれども、関連してお話をしたいと思うけれども、直轄事業というのがあると思うんだよ。そういう国庫補助と直轄があって、その直轄でいくなれば、おおむねこういう

トンネル等々については、離島と本土の違いがあるということだけれども、一般論として、直轄事業になると、この割合、国からの支援はどういうふうになるんですか。

【大我道路建設課長】国の道路事業に関する費用負担のあり方のご質問かと思えます。

国の事業、例えば現在、34号の大村諫早の拡幅とかやっておりますけれども、その道路事業などで言えば、令和3年度の例としましては国の負担が77%程度、県の負担が23%あります。この23%のうち、交付税というのが23%のうち2割入ってくると。県の実質負担は、その8割ということになりますので、全体を1としたところで、県の実質負担というものは18%となります。

【小林委員】これも私が勉強不足でよくわからんけれども、今言われるように、国庫補助でいくなれば、離島を除いて本土で言えば、いわゆる県の負担金が27%と。しかし、直轄事業については大体実質的な負担金が18%になると。これは27%と18%では、相当違うと思うんだよね。どういう場合に国庫で、どういう場合にこうして直轄というようなことになるのかというところが、申し訳ないがよくわからないわけだよ。これだけ県費の差が10%近くあるとすれば、これはもう直轄でやってもらった方が県費が少なくて済むと。県の財政が厳しい長崎県の状況から考えていけば、直轄でやってもらえば非常にありがたいと、こういうことが単純にひらめくわけよ。しかしながら、どういう場合が国庫で、どういう場合が直轄になるのかと、この辺のところ私がよくわからないんだけど、この点についてのご説明ができますか。

【大我道路建設課長】国直轄事業か、県の事業かというすみ分けのご質問かと思えます。

基本的に誰が管理をしているかというふうなことで、先ほどから申している34号とか、例えば57号とか、あと205号は国が管理している道路でございますので、その事業をやる時には国が直轄事業としてやると。

そのほか国道等につきまして、県道も含めまして、県で管理している部分については県の事業として事業を行うという区分けをしております。

【小林委員】そのことについて、今ちょっと、例えば大村の方で34号がある、諫早で57号があると。これは要するに私たちが昔聞いた言葉の中では、2桁国道といって、そういうような形の中で直接国が管理しているということ。しかし、国が管理しているものでも、県が実際維持管理をやっているというところ、例えば大村なんかで言えば国道444号というような3桁国道があるけれども、こういうところについては直轄にはならないんじゃないかと、こう思うんだよね。だから、どこが直轄で、国の管理するものであったとしても、どこまでが直轄で、どこから先は国庫でと、この県費の負担というのが相当違って来るわけだよ。この辺のところは、我々議員もしっかり認識をしておかなければならんと。だから、さっき私が素人みたいに、直轄で全部やったらいいじゃないかと。なんで国庫補助よりも直轄でやらないのかと、こんなことを言ったら、おまえもうちょっと勉強してこいと言われるよね。

それと同じように、直轄にはそういう国が直接管理しているものと、もう一つはいわゆる国のものであったとしても県が管理しているような状態のものについては、なかなか直轄にはならないと、こういう受け止め方で大体整理しておいていいのかどうか、この辺はいかがですか。

【大我道路建設課長】委員がおっしゃるように、国道についても国が管理している部分と、国から県に管理を任されている部分がございますので、そういったものが道路法などによって決められております。そういうふうなすみ分けで事業の主体というところが変わっていくというふうになっております。

【小林委員】わかりました。終わります。

【石本委員長】ほかにご質疑はありますか。

【中村建設企画課長】先ほど、浦川委員の同額札の件でご質問があった件ですけれども、令和3年度のデータで申し上げますと、指名競争入札と総合評価含めまして1,757件の入札がっております。そのうち27件が同額札で抽せんというふうな形になっております。

そのうち253件が総合評価の入札を行っているんですけれども、総合評価の中でも4件がくじ引きにより最終的に受注業者が決まっているという状況でございます。

【浦川委員】わかりました。県の発注する分にしては、253件が総合評価であったということですね。

ただ、総合評価で見込まれる効果としては、新技術だったり、新工法だったり、そういった新しい技術の採用だったり、コストだったり、機能・性能だったり、自然環境への配慮だったり、いろいろそういったものを評価するような形で効果を判定するようになっていいるとは思われます。単純に言えば技術提案のところかなと思うんですけれども、逆に言ったら10点じゃなくて、もっと30点とか50点とか、そういった部分に配慮するとかすれば、多分それぞれ大手の部分になったらいろんな新技術、シールド工法だったり何なりといういろんな工法があると思うんですけれども、そういったこ

とを県内でも、下請けというか、JVの3番目になるのかですけれど、そういった地域の建設業の技術力にも伝わっていくというか、小さなトンネルでもそういった技術が応用できたりすれば、県内の建設業の技術力向上にもつながっていくんじゃないかというふうに思いますので、できればこの総合評価の部分でやっていくなら、もっと技術の部分の幅を入れるとか、先ほど言った見込まれる効果の部分をもっと重点に置くとかして、長崎の建設業の技術の発展に貢献できるような総合評価方式をもっと検討していただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

【石本委員長】ほかにご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第94号議案、第98号議案ないし第100号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定されました。

土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時半から再開し、引き続き、土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 4分 休憩

午後 1時29分 再開

【石本委員長】 それでは、午前中に引き続き、土木部の審査を行います。

提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【馬場監理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和4年6月から令和4年8月までに実施したものでございます。

はじめに、資料の3ページをお開きください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、資料の5ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関連の委託、建設工事、その他の3つに区分し、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付しております。

次に、資料566ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛にも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、642ページから661ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【石本委員長】 次に、提出のありました政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【中村建設企画課長】 去る7月21日及び22日に実施いたしました令和5年度政府施策に関する提案・要望について、土木部関係の要望結果をご説明いたします。

土木部関係におきましては、強靱な県土づくりについて、西九州自動車道の整備促進について、地方創生を支える幹線道路（高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進についてなど、7項目の重点項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が国土交通省であり、泉田国土交通省大臣政務官ほか9名に対し、知事、議長、土木部長により要望を行いました。

このうち、強靱な県土づくりについては、激甚化、頻発化する自然災害から、県民の命、暮らしや産業を守るために必要な予算、財源を優先的に措置していただくことが重要であることから、泉田政務官に対し強く要望を行い、5か年加速化対策は前倒しで進んでいる、追加の予算が必要とのご意見や、吉岡技官からは、5か年加速化対策は投資が必要、安定的に継続してやっていきたいとのご意見をいただきました。

また、西九州自動車道の整備促進については、物流の効率化や交流人口の拡大を図っていくためには、幹線道路、特に高規格道路の整備が必要不可欠であることから、丹羽道路局長に対し強く要望を行い、事業に着手すれば早期に完成したい、そのためには地元で協力し、用地をどんどん進める必要がある、予算の確保が必要であり、我々も頑張るが後方支援をお願いしたい

とのご意見をいただきました。

このほか、まちづくり事業の推進についての6項目の一般項目について要望を実施し、国土交通省29名に対し、土木部長、道路建設課長ほか2名により要望を行いました。

以上が土木部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実施に向け、引き続き、取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【石本委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【村川道路維持課長】私の方からは、長崎県無電柱化推進計画の改定について、補足して説明をさせていただきます。

「観光生活建設委員会課長補足説明資料」の19ページをご覧ください。

県では、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止等を目的に、「無電柱化の推進に関する法律」により国が策定した計画を基本として、平成30年度に「長崎県無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化の推進に取り組んでおります。

昨年度、国の計画が新たに策定されたことを受け、次の2点について、「長崎県無電柱化推進計画」の改定を行うものです。

1点目は、無電柱化推進計画の期間の変更になります。国の無電柱化推進計画の期間に合わせ、計画の終期を令和7年度までといたします。

2点目は、計画目標・指標の設定でございます。県と市町において、令和7年度までに整備延長で約16キロの無電柱化に着手することといたしております。

また、国の無電柱化計画に合わせ、国の掲げる以下の指標について、本県の達成目標を設定いたしております。

まず、防災の観点から、電柱倒壊リスクがある市街地の緊急輸送道路の無電柱化着手率について、令和2年度末の15%を令和7年度までの目標として17%といたしております。

次に、安全・円滑な交通の確保の観点から、特定道路における無電柱化着手率について、令和2年度末の57%を令和7年度までの目標として59%といたしております。

この目標は、8期計画において、県管理道路で整備率が約2%伸びることを踏まえ、おのこの目標についても2%の整備率を上げる目標といたしております。

次の20ページから22ページにて、昨年度、国が新たに策定した無電柱化推進計画の概要と、今回の長崎県無電柱化推進計画の改定案の全体の構成をお示ししております。

以上が長崎県無電柱化推進計画の改定の内容になります。

今後、本委員会での意見を踏まえ、パブリックコメントにより県民の皆様の声をお聞きし、年内に改定と公表を行い、引き続き、長崎県の無電柱化の推進に取り組んでまいります。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【石本委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【川口港湾課長】私からは、港湾施設特別会計未売却地の売却方針の見直しについて、補足してご説明いたします。

お手元の課長補足説明資料23ページをお開きください。

港湾施設整備特別会計では、都市再開発用地として、これまで54ヘクタールの用地を造成し、30ヘクタールを売却しており、売却率は70%となっております。

その結果、現在、11港湾で約16ヘクタールの未売却地がございます。

これまで、この特別会計では、時価と造成原価のいずれか高い方の価格で売却するという方針で売却を進めてまいりました。

しかし、長期にわたる地価下落により、平成19年後は、複数の地区で時価が造成原価を下回り、造成原価より時価が安くなる地価の逆転が進みました。

この間、売却促進に努めてまいりましたが、売却できたのは基本的に時価売却のみで、10年以上にわたり造成原価での売却が進んでおりません。また、売却促進を図るよう、県議会等からもご意見をいただいております。

このため、この課題について検討した結果、今回、時価で売却する方針へ変更しようとするものでございます。

これにより、売却を促進することで、県有財産の活用を促進し、地域振興に寄与できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、お手元の資料の下から5行目に「H23年度以降、売却が進んでいない」という記載がございますが、これは造成原価での売却が進んでいないということでございます。

説明は以上で終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】引き続きまして、課長補足説明資料の26ページをご覧ください。

諫早西部団地の未処分地におけるまちづくりの方針（案）についてご説明させていただきます。

諫早西部団地は、良好な住宅地の大量供給を

目的として、宅地開発事業として国の認可を受け、平成10年度から事業を実施しております。事業主体は住宅供給公社でございますが、公社の経営悪化により、公社自ら住宅開発に取り組めないことになりましたので、現在は27.6ヘクタールの未処分地が未整備のまま残っているところです。

この間、人口減少などの社会情勢の変化や、住宅のニーズが大きく変わっていることから、住宅地以外への土地利用の転換も含め、未処分地におけるまちづくりの見直しを行って、県、それから公社及び地元の諫早市でまちづくり方針案を取りまとめております。

この未処分地は、現在、戸建て住宅や集合住宅など、住宅中心の土地利用を計画しているんですけれども、今回のまちづくり方針案においては、住宅を主としつつも、生活利便施設やサービス施設、それから住宅と共存できる事業所等の立地を誘導することとしております。

27ページから具体的なまちづくり方針案を書いてございます。令和4年5月に素案を策定しておりまして、今年の6月に地元の自治会を中心に住民説明会を3か所で行いまして、累計で111名の方の参加をいただいております。

併せて、パブリックコメントも住宅公社の方でやっておりまして、全ての件数でいいますと80件くらいのご意見をいただきました。

主なご意見としては、生活利便性や快適性が向上する施設の誘導や、既存の良好な住環境を守ることなどで、これらのご意見を反映させたまちづくり案を策定しているという状況でございます。

具体的にページで申し上げますと、29ページの絵が一番わかりやすくはあろうかと思っておりますけれども、29ページにA、B、C、Dという4

つの未処分地がまだ残っているんですけども、ここについて、それぞれアルファベットの横に何とかゾーンというのを書いているのは、そういうイメージで今からまちづくり方針を決めていきたいと思っております。

今後は、次のページになりますけれども、30ページにありますとおり、まちづくり方針の策定を行った後、今年度末、令和5年3月までに、県及び諫早市において必要な都市計画の変更手続きを完了し、令和5年からまちづくり方針に基づいた未処分地の土地活用に取り組んでまいりたいと考えております。

住宅課からのご説明は以上です。

よろしくご審議をお願いします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、27、28、29、30、32、34、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、49となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堀江委員】 陳情 45、開いていただくと32ページ、長崎市と長崎市議会からの要望の一つで、10というところの「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組の推進について、という内容です。

要は、県と市が連携して「長崎の夜景」の魅力向上を図ってほしいということで、その取組の推進を要望している内容なんですけれども、具体的には、長崎港や浦上川の水面に映り込むそうした灯りを含めて、ライトアップ、それから街灯、足元灯、いろんな整備をお願いしますという要望なんですけれど、このことについて

の見解を改めてお願いをしたいと思います。

政策等決定過程の639ページにあるということは承知をしているんですけども、改めて見解をお示し願えますか。

【田坂都市政策課長】 今、委員からございましたけれども、政策等決議資料の639ページにも県の対応ということで記載しております。

今議会の一般質問でもございましたので、補足して説明をさせていただきます。

平成25年6月に、県と長崎市の関係課・室で構成される「長崎の夜景の在り方に関する検討会」というものを立ち上げまして、望ましい夜景のあり方、見せ方などについて議論を重ね、県・市で取り組むべき具体的な施策を整理しております。

これまで、県におきましては、新県庁舎や防災緑地、新駅舎等の整備時に新たな夜景の構築に取り組んでおります。

その資料、県の対応にも書いておりますが、具体的に長崎水辺の森公園の周辺におきましては、令和2年度より老朽化対策に着手いたしまして、照明施設全体1,041基のうち984基の修繕及び更新を完了したところでございまして、引き続き、完成に向け取り組んでまいります。

さらに、元船地区では、将来を見据えた整備構想を検討しているところで、夜景を含めた景観性の向上につきましても配慮していくことを考えております。

夜景に関する具体的な施策につきましては、駅周辺の整備状況や予算の状況を踏まえながら、施設の管理上できる範囲はどこまでか検討するとともに、整備手法や整備主体も含めて関係機関と検討していきたいと思っております。

【堀江委員】 今、答弁にあったように、これは本会議の一般質問でも既に取り上げられていた

内容なので、重複して取り上げて申し訳ないんですが、それだけ要望があるということで理解していただきたいと思います。

併せて、今の回答についてはおおよそ了といたしますので、ぜひ答弁にもありましたように、関係機関と検討しながら、夜景の部分をさらにグレードアップできるというか、そういう立場でご尽力をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に関する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

【小林委員】港湾課長、このことについて質問を個人的にやった港湾施設の件なただけでも、売却方針の見直しについてということになっておりますので、私が単純に、今見ただけで感じるところをちょっとだけ質問したいと思います。

まず、いわゆる時価と造成原価のいずれが高い方の価格で売却するという現在の方針を、いわゆる時価で売却するという形に変えますということですね。それは、もう23年以降、全然売却ができてないという経過の中でそういうふうにするんだということではないかと思うんですが、大体が時価と造成原価の価格の差というのが、それぞれ11港で、地区によって大分違うと思うけれども、大体はどれくらいの造成原価と時価の差があるのか。今言うように場所によって違うと思うんですが、平均して幾らぐらい違うということはわかりますか。突然で

すまんけれども。

【川口港湾課長】なかなか地域で、いろんな本土とかですね。

【小林委員】失礼しました。議案外で再質問します。

【石本委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、議案外所管事務一般について、ご質問を受けたいと思います。

【小林委員】では、議案外で改めてお尋ねしますが、港湾施設整備特別会計未売却地の売却方針の見直しという極めて大事な案件でございます。

今、令和3年度末で売却率が70%、未売却地面積が11港で16ヘクタールと、こういって、要するに造成原価でやっていくとなかなか売れないと。時価で売却するという方針に変えたいということであるけれども、その場所によって時価や造成原価は大分違うと思うんですが、平均してどれくらいの差があるのかどうか、まず、そこをお尋ねしたいと思います。

【川口港湾課長】この図面にもつけておりますが、あちこち本土のまちなかとか、離島の各所ということでかなりばらつきがございまして、単純に平均というのがなかなか難しゅうございます。実際、時価で申しますと、現在、推計でございますが、本土で高いところでは20万円を超えたり、離島では1万円を切ったりというような時価の状況と推定しているところでございます。

【小林委員】 要するに、時価が、高いところで20万円ぐらいと、あるいは離島で1万円、あるいは1万円を切る場合があると、こういうことが時価の単価だということですよ。

私が今言うところの造成原価というのが大体どれくらいのものかという、この時価と造成原価をこうやって変更を、いわゆる造成原価と時価の売却の値段が、これも離島と本土とか、場所によって違うだろうけれども、どれくらいの差がそれぞれあるのか、わかりやすく何点がピックアップして教えてもらいたいと思います。

【田中港湾課企画監】 お尋ねがございました時価と造成単価の乖離がある箇所といたしますが、そういったところについて幾つかご説明させていただきますと、例えば地区ごとには推定単価、約1万円を少し切った箇所が、造成価格で申しますと約3倍の3万円ほど、2万円の乖離が生じているところとありますとか、4,000円程度のところが6,000円程度というような、差はそんなないところもございます。これは周囲の護岸等をどれほど整備するかとか、そういった土地を造る際の周りの地形等によっても大きく造成原価が異なってまいりますので、そういったことでの乖離が場所によって違ってきているところがございます。

【小林委員】 その造成原価と時価については、例えばの話が1万円ぐらいのところは3万円の造成原価というような格好で、今のお話があったけれども、そうすると、あと残りの16ヘクタールを時価で売ると造成原価で売るとは、そこに差が相当出てくるだろうと思うんだけど、全体的にどれくらいの差を見込まれるんですか。

【田中港湾課企画監】 この残り16ヘクタールを時価で売却した場合と、造成原価と時価のい

ずれが高い方で売却した場合の差でございますが、約18億円程度の差が生じるものと見込んでおります。

【小林委員】 結局、造成原価で売却するのと時価で売却するのでは、大体16ヘクタールで18億円ぐらいの、要するに時価というのが安いということで、いわゆる当初の見込みよりも18億円減額されるというような受け止め方でよろしいんですか。

【田中港湾課企画監】 はい、そういった形になるかと。

【川口港湾課長】 代わって答弁します。

今の見込みでございます。これまで売ってきた部分がありまして、造成単価で売れた場合もありますし、高い時の時価で売れた時もございますので、その辺をトータルでやりますと、造成価格が140億円ちょっとかかっているのに対して、最終的には売上高は10億円ぐらい増して150億円ぐらい、最終的な収入として入ることになりますけれども、これは起債でやっております。これまで多かった分は返済とかに回しております。現金が残っているというわけではございませんが、最終的な収支というのは黒字の状態になる見込みでございます。

【小林委員】 いまひとつその辺がもやもやとしたな。私が言うところは、造成単価と時価ということで、当然造成にかかる費用が、いわゆる今度の売却の中に入らないと、こういうことになるわけだから、造成単価で売ると、ただ単なる時価で売るとは、差が大体全体的に見込みとしてどうなのかということ先ほど聞いたわけだな。そうすると、企画監の答弁では、大体18億円ぐらいが、いわゆる安くなるんではないかと、このような話ではなかったかと受け止めているわけだけれども、今度はあなたが出て

きて、何か140億円の150億円のと、いろいろ数字がごろっと変わったんだけど、そこがいま一つわかりにくいんだけど、私の質問している内容がおわかりになりますでしょうか。その点について、もう一度お願いいたします。

【川口港湾課長】 すみません。16ヘクタールの中でのということで私は答えていなくて、全体の話を見せてもらいました。もう一度、企画監の方から16ヘクタールの方で答えさせていただきます。

【田中港湾課企画監】 前提を申し上げておりませんで申し訳ございません。売れ残っております16ヘクタールのみで申し上げますと、先ほど申しましたように18億円ほどの減収と申しますか、差が生じるものと考えております。

【小林委員】 そうすると、18億円がね、収入見込みが18億円も減額になるということは、基本的には大きいことだと思うわけよ。

ただ、はっきりしておきたいことは、この造成面積全体54ヘクタールで、全部造成しているわけだから、その造成した金額は、もう既に他の売却によって利益というか、ここは赤字になっていないんだろう。そういうことはもう全部、そういう造成経費、これはもう売却で、率直な話、元は取って利益も幾らか出していますよと、こういうことではなかるうかと思ったりするんだけど、その辺は率直に答えられますか。

【田中港湾課企画監】 これまでに時価が高い時期に売却したものが多うございます。そうしたことから、今後の売れ残り16ヘクタールの単価につきましても、時価単価につきましても、あくまでも推計でございますが、現在、土地造成事業全体としての収支として考えました時には、約10億円程度の黒字になるものと見込んでおります。

【小林委員】 だから、今、企画監が答弁したように、これは大事なことで、土地が高い時に大分売れたんですよ。したがって、全体的に造成単価が、54ヘクタールに対する造成費用、こういうものは全部払って、もう既に10億円プラスになっているんですよと、こういうことを言っているわけですね。

だから、10億円黒字であるわけだから、今、18億円のマイナスになるであろうと、こういうようなことは18億円から10億円を引いたら8億円だけ見込みが違いますとか、そういうようなことを受け止めていいんですか。どうですか。

【奥田土木部長】 既に売れた分で10億円ではなくて、全ての造成したものを売った、売り切ったらトータルとして10億円黒字になりますよというご説明でした。

【小林委員】 ちょっと今の話は全然違うぞ。私が今聞いたのは、残り16ヘクタールについて、これを要するに時価と造成原価と、こうした時にどうなのか、その差はと言ったら18億円と、こう言ったわけだよ。

しかし、全体的には10億円ぐらいのプラスになるという見込みをしていると言うけれども、あと残りの16ヘクタールをあくまでも造成原価で売った場合に、そうやって全体の10億円になるんだと、こう言っているわけだな。全然話が違うじゃないか。ちょっと暫時休憩して調整させないと、これは全然あれです、大事な見直しだから。

【石本委員長】 暫時休憩します。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 4分 再開

【石本委員長】 再開します。

【奥田土木部長】 私が混乱させる答弁をいたし

まして、すみません。先ほどの答弁は撤回いたしまして、港湾課企画監から改めて答弁させます。申し訳ございません。

【田中港湾課企画監】 まず、売れ残りの16ヘクタールにつきまして、造成原価で売った場合と時価で売却した場合の差でございますが、私は先ほど18億円程度と申し上げましたが、申し訳ございません、訂正をさせていただきます。約19億円になります。16ヘクタールを時価で売却した場合にも3億5,000万円ほどの黒字が出る見込みでございます。

なおかつ、既に売却しましたもの全体を、時価も含めまして足し合わせたところでも10億円程度の黒字が見込まれていると、そういうことでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。

要するに、売れ残りを時価で売った場合は19億円がマイナスになっているということだったんだろう。しかし、ここの何といいますか、そう言っているけれども、時価で売っても3億5,000万円は黒字になるんですよと、こう言っているわけだ。だから、そういう意味からいけば、全体トータルして10億円ぐらいの黒字にこれはなるんですよと。だから、今言うように、造成原価で高く売っても、時価が今下がっているから、買いやすいようにしてもらっても損はしませんと、10億円ぐらいの黒字はキープできると。だから、これでひとつお願いをしたいと、こういうことじゃなかったかと思うんですね。

よくわかりました。ならば、これは大いに結構なことで、しっかりお願いします。以上。

【山口(初)委員】 やさしいことをお尋ねしますが、西九州新幹線の開業の関係です。

先日、23日の開業に当たりまして、それぞれここにおられる議員さんたちも参加されている

わけでありまして、第1便の出発式に地元の諫早駅に参加をいたしまして、4時半に集合して5時から一日駅長で内村航平さん、諫早は地元ですから、金メダリストが一日駅長に就任をされました。

そして、その後、くす玉割り、通り初め、挨拶、祝辞等々行った後に、長崎始発の第1便が諫早に入ってきてまして、それぞれ新大村、嬉野、武雄温泉ということで出発をいたしました。

その状況につきましては、各駅の状況についてマスコミといいますか、テレビ・新聞が大きく取り上げてくれておりますけれども、参加した皆さんが異口同音におっしゃっていることは、やはり武雄まではよかと、しかし、その後がどうなるかということ、それぞれの皆さんが、それぞれの思いを語っておられます。そのことを今から質問するわけではありませんけれども、それは置いて、いずれにしても、気持ちとしては武雄温泉から新鳥栖まで早く整備をするということは、もう間違いのない県民の偽りのない思いだというふうに思っています。

質問ですが、今日、この議案外の事項にも取り上げていただいております開業の関係について、いわゆる後の課題として、事業期間が令和7年度末となっているので、残っております環境対策や地元対策などについて、鉄道運輸機構とともに対処していくというふうに記載されています。

具体的に一つひとつ質問します。4項目質問します。

まず、1つ目、事業期間を7年度末に設定していること、このことについてお答えをいただきたいと思います。

【佐藤新幹線事業対策室長】 事業期間が令和7年度までというのは、令和4年に開通したんで

すけれども、これまでも鹿児島ルート等で新幹線は開業しております。当然開業してから環境対策、要は営業運転が始まってから騒音、振動等の調査とかをするというのが決まりになっていますので、そういう調査等をして必要な振動や騒音の対策をやっていくということが、過去の経験上、開業から大体3年ぐらいの時間を要するということがあったものですから、今回、令和4年という開業が決まった段階で令和7年度までの事業期間を設定したというところでございます。

【山口(初)委員】この中で記載されている環境対策とは何か、具体的にお示しをいただけますか。

【佐藤新幹線事業対策室長】環境対策に関してですけれども、まず、はじめに、騒音・振動対策、これは新幹線が新しく高架上を走ることによって生じる騒音とか振動に対するものになります。

それと、当然高架橋で造っている部分がございますので、高架橋のすぐ横とかにあった家が、建物が日陰になるということでの環境対策というのが2点目でございます。

それと、同じく建物ではなくて、今度は農作物、田んぼなどの横に高架橋ができると当然日光の当たり具合が少なくなるので減収になるということ等での補償でございます。

もう一つ、環境対策として最後になりますが、テレビの電波受信障害、高架橋ができたことによって家のアンテナの向きによってはテレビの受信が困難になったりするということがございますので、それに対する補償と、大きくは以上の4つが環境対策になります。

【山口(初)委員】何回かの試運転含めて、今、本格運転に入っているわけですが、このことに

ついては当然考えられていたことでありますから、それぞれにもうデータ取得が一定進んでいるのではないかと思います、そのことはいかがですか。

【佐藤新幹線事業対策室長】この辺は、当然事前にある程度想定はされておりました。騒音・振動対策に関しては、ある程度造る段階からのシミュレーション等をして、防音壁とかを高く造っているところはもう既に造っておりますが、そこはシミュレーション上ですので、実際に新幹線が営業運転を始めてから再度測定して、そこはきちんと対応していくということになります。

逆に建物の日陰補償とかというのは、もう既に高架橋を造っている段階からわかってきているところがございますので、この辺に関しては建物として、対象となるものが71棟数で133世帯ぐらいのところを対象になるのではないかと思います。

同じくテレビの電波受信障害というのは、工事の時に既に見えなくなるので、工事の時に既に24件対応しています。今、再度調査している段階ですが、現時点で、さらにあと5件ぐらいがテレビの電波受信障害ということで補償対象となりそうだとことまでがわかっているところでございます。

【山口(初)委員】このことは、国家事業であり、県としても新幹線としては初めての事業ですから、しっかりそのところを押さえていただいて、まだつないでいかないといけない部分もたくさんありますから、しっかりやっておいて、住民の皆さんに苦情をもらわんようにしないといかんと思いますから、よろしくお願いします。

次に、そのことも含むことになるとと思いますが、地元対策とは何を考えられているのか、お

尋ねします。

【佐藤新幹線事業対策室長】環境対策とは別に地元対策というのが、新幹線が走行する部分に関しては全部、構造物は既にできております。ただし、高架橋の下の土地、これは造る時に工事ヤードとして使用してきていますので、これに伴って市道であり、そういう道路を利用したりしています。ですので、この辺をきちんともとの通り原形復旧する。高架橋の下には当然人が入らないようにフェンス等を張って管理ができるような形にするというような工事、そのような形で原形復旧や道路だったり、河川等の付替えとかということ、地元対策ということで記載をしております。

【山口(初)委員】 抜かりなく、きちっとやっていただきたいと思います。

もう一つ、これは今朝の長崎新聞なんですけれども、新幹線に関して声の欄とか投書欄にそれぞれの県民の皆さんからご意見が寄せられています。

みんな言うときりがありませんが、一つだけ、今回のかもめの座席番号に点字がなされていないという投書があります。

ちょっと読んでみますと、「14年前に全線開通した九州新幹線の座席には、点字で座席番号が表示されていて、確認して座ることができました。同じJR九州の車両なので、当然新型のかもめの車両にも、今までどおり点字表記があるものと思っていただけに残念でした。視覚障害者の利便性向上のために、ぜひ座席の点字表記を要望します。」と書いてありますので、当局の皆さん方、このことはあんまり難しい話ではないと思いますので、早急に手を打っていただきたいと思いますが、どうですか。

【佐藤新幹線事業対策室長】 今日の投書、私も

読みまして、駅に関しては鉄道運輸機構がそういう身障者の方を集めて内覧会とかで確認をしていただいたんですが、その時に車両、車両はJR九州の持ち物ですけれども、ここの中までは確認をしてなかったというところがあります。

朝、JR九州の方に電話をして確認をいたしました。当然、鹿児島ルートの方は座席の通路の持つところ、手を置くようなところに点字シートが確かにあるということを確認いたしました。かもめには、実際、今まだ付いていませんので、これについては至急JR九州の内部で検討するというところでJRから一応回答をもらっているところでございます。

【山口(初)委員】 ぜひよろしくお願いします。

いずれにしても、残っている課題は、ご承知のとおり武雄温泉～新鳥栖間です。これは今までもずっと議論がなされてきて、それぞれ各知事間でも、あるいは国との関係、いわゆる鉄道運輸機構を含めての関係と話を持たれていますが、この西九州新幹線の長崎部分の開通によって、佐賀県民の皆様方の受け止めも大きく変わってくると思いますので、これをきちっと時期を逃さず、次のステップをしっかり踏んでいただきますことをお願いいたしまして終わります。

【堀江委員】 石木ダム事業について、収用した土地を地元住民が買い戻す権利、買受権について質問したいと思います。

まず、土地収用法106条の解釈についてです。

石木ダム事業認定は、2013年の9月6日。この土地収用法106条によれば、2023年、来年の9月6日以降、石木ダム事業で収用された土地を事業に活用されなかった場合は、石木ダム事業用地の元の所有者は、その土地の買受けを求めることができるというふうに解釈していいのか、見解をお示してください。

【松本河川課長】土地収用法の第106条の1項、いわゆる買受権を記載しているものでございますけれど、県としては、これまで工事をずっと施工いたしており、土地を事業の用に供しているということで買受権は発生しないというふうに認識はいたしているところでございます。

【堀江委員】私が今お尋ねしたのは、土地収用法の106条の条文の解釈ですよね。長崎県としては、買受権、収用した土地を使ってないから地元住民が買い戻すというそれは発生しないと認識している。推進する側からするとそうなんだけれども、私がまず質問しているのは、法の解釈として、土地収用法の106条は、石木ダム事業で収用された土地を事業に供しなかった場合は、これは元の所有者がその土地の買い戻しを求めることができるんですか。解釈そのものはどうなんですか。

【松本河川課長】土地収用法第106条の1項につきましては、事業認定告示されて10年が経過しても、その土地の全てを事業の用に供しなかった時は、事業認定告示から20年間の間に元の所有者が申請すれば収用地を買い受けることができるというふうな規定はされてございます。

ところが、先ほど何回も申しますけれど、県としましては事業の用に供しているということで、買受権は発生しないというふうに考えているところでございます。

【堀江委員】石木ダム事業推進だからね、県の立場を強く言いたいというふうな理解はいたしますが、私の質問は、土地収用法106条の解釈はどうかということ、いわゆる買受権が発生をすると、解釈上はですね。要するに石木ダム事業だということ、収用されたんだけれども、事業に活用されなかった場合は、その事業認定から10年後、そういうふうにはできなかった、

活用されなかった場合は買受権が発生するという法の解釈はあるということですね。

しかし、長崎県としてはダム推進だから、ただし、発生しないと認識していると理解をいたしました。

そこで、長崎県内で土地収用法106条に基づく買受権が実際に行われた事例はありますか。

【松本河川課長】本県の公共事業におきまして、土地収用法が施行されたのは昭和26年でございますけれど、これ以降、買受権が行われた事例はございません。

【堀江委員】具体的な事例はないと。

そこで、土地収用法106条では「収用した土地」というふうに書かれています。石木ダム事業では、土地と一緒に家屋も同時に収用されております。そうしますと、推進する立場の皆さんからすると、河川課長からすると、それは発生しないと認識しているんだけれども、法の解釈上は買受権が生じるとなれば、この時に土地と一緒に家屋も含まれますか。それとも土地だけですか。この解釈はどうですか。認識をしているということではなくて、法の解釈として、まず教えてください。

【松本河川課長】土地収用法によりまして、土地が買受権の対象になるというふうに記載をされております。しかしながら、石木ダム事業については、県の立場ですけれど、土地とともに家屋等についても買受権は発生しないというふうに考えており、なお、家屋については移転補償金を既にお払いいたしております。この移転対象となる家屋については、現状では移転していないという現状を踏まえまして、そういった場合の制度論として土地収用法の買受権の対象に家屋が及ぶかどうかというのは、今後、検討が必要だというふうに考えております。

【堀江委員】 そうしますと、今の課長の話を手短かに言ってしまうと、土地収用法の106条は収用した土地だけというふうになっているんだけど、石木ダムの事業はご存じのとおりに家屋も一緒だと。じゃ、その時に、住民の皆さんも含めて石木ダム事業に関心のある皆さんは、じゃ土地だけなの、家屋も一緒なのという時に、今、法の解釈そのものとしては、これはまだどちらとも結論づけられないということをおっしゃるんですかね。

【松本河川課長】 土地収用法には、土地というふうに記載をされておりますので、先ほど述べましたような答弁をさせていただきました。

【堀江委員】 土地だけなのよね。土地だけなんだけど、石木ダム事業は家屋も含んでいるじゃないですか。だから、石木ダム事業で考えた場合、河川課長の立場からすると、この買受権は発生しないよということは理解をするんだけど、じゃ、石木ダム事業からした場合、土地収用法の106条で土地だけなんだけど、でも実際は家屋も一緒に収用しているでしょうって。そうしたら、買受権が発生したら、土地も家屋も、これは同時に買受権になるの。でも、先ほどの答弁だと、いや、そこまでは何とも今は結論づけられないというか、検討中というか、そういう答弁をしたということなの。

【松本河川課長】 何度も申しますけれど、県としましては、土地と家屋ともに買受権は発生しないというふうに考えておまして、今後、家屋についてはまだ撤去していただけてない状況を考えて、今後、検討の余地があるのではないかと考えております。

【堀江委員】 だから、何度も言うように、石木ダム事業を推進する河川課としては、買受権の発生はないというのは、それは理解しています

よ。私が聞いているのは、土地収用法の106条の解釈がどうなのかということは何度も念を押しているんで、この買受権という話が出た時に、多くの皆さんが関心を持ったのは、じゃ、解釈上買い戻しができるとなれば、それは石木ダムに照らした時に、土地も家もなのか、それでも土地だけなのか、それがどうなのということを聞いているのであって、長崎県としては買受権は発生しないと、それはわかるんだけど、この点は法の解釈のことを言っているんで、用地課の課長は答弁できないの。

【木下用地課長】 買受権の106条の関係でございますけれども、少し条文を読ませていただきます。「起業者が不要用となった部分の土地又は事業の用に供しなかった土地及びその土地に関する所有権以外の権利に対して支払った補償金に相当する金額を当該収用にかかる土地の現在の所有者に提供して土地を買い受けることができる」というふうになっております。

石木ダムの件につきましては、先ほどから河川課長がご説明していますとおり、基本的には土地を収用しております。建物については移転補償をしております。移転を求めているというわけでございます。しかしながら、実際には移転補償を支払った中でも移転をしてないという状況でございますので、今後はその取扱いについては検討を要するというふうに考えております。

【堀江委員】 そうしますと、買受権が生じた時に土地だけなのか、家屋も含むのかという疑問に対しては、はっきり答えられないという理解をいたします。

その上で、この供託金ですね。所有者は補償金を受け取らず、補償金は法務局に供託されております。土地収用法106条によれば、元の所有

者が買受けを求める場合は、この供託金を県に返す形になるのか。この供託金の扱いについてはどのように見解をお持ちですか。

【松本河川課長】県においては、土地代の支払いを供託という、受け取っていただけなかったので供託という形で行っておりますが、元の所有者の方が供託金を引き下ろしたかどうかというのは、これは我々としては知り得る立場にならないためにわからない状況です。

実際、買受権を行使する場合、買受権が仮に発生した時に、買受権を行使するには元の所有者が、県が土地代として供託した金額と同等の額を新たに支払う必要があり、供託金を返すという手続きを行うものではありません。

【堀江委員】まず、河川課長の今の答弁は、県としては補償金を法務局に供託をしまして、そこまでです。そこから先は自分たちはわからないので、それは言えませんということなんですけど、では、その所有者が、供託されていると仮定した場合は、今の答弁というのは、供託金を県に返す形になるんですか。そこがちょっと私も今の一回の答弁だけじゃわからないんですけど。確かにどうしたかわかりませんよというのはわかりました。じゃ、所有者は、これは法務局にそのまま供託をしていますと。供託されていると仮定した場合にしましょう。供託されているとした場合は、これはどうなるの。その供託金を返すという形になるんですか。そこまでは考えていませんか。

【松本河川課長】先ほど申しましたように、返すという行為ではございませんで、買受権が発生した時に買い戻す場合には、県の方に、前お支払いした額と同等の額を支払っていただくという形になろうかと思えます。

【堀江委員】 そうしますと、言葉を変えれば、

供託金、要するに補償金が法務局に供託されている。所有者はそれを使ってない。そうなれば、それを買い戻すとなれば、その供託金で買い戻す。同等の額ですから買い戻すということで、平たく言えば、私が言っている供託金を返すというこういう解釈にもとれませんか。その点はどうか。もちろん、立場は違うのよ。立場は違うんだけど、言葉を変えて、そういうふうにも私はとるんだけど、どうですか。

【松本河川課長】私としては、返すという形ではなく、あくまでも支払っていただくというふうな立場でございます。

【堀江委員】このやりとりは、今、ライブで放映されておりますし、その後、委員会の審議としてアップされるので、それをどういうふうに解釈するかというのは、また多くの皆さんに判断していただこうと思います。

そこで、最後の質問にいたしますが、石木ダム事業についての大石知事の対応です。

大石知事は、石木ダム予定地の反対住民の皆さんに対して、対話を重視するという姿勢を示してこられました。今後も話し合いの継続を表明しております。

今回、1年後の買受権発生ということがいろいろ持ち出されて、そのことについては様々なご意見、憶測があるんですけども、この対話路線ということは、今後、変わるのか。引き続き、これまでと同じ対応をされるのか。このことはどうしても確認しておきたいんですけど、この状況について、今後の対応について答弁は可能ですか。

【松本河川課長】知事におかれましては、これまで8月10日及び9月7日の2回、反対住民の皆様と話し合いを実施し、その席で今後も話し合いを継続していく姿勢を表明いたしております。

また、先週、工事差止めの訴訟について、最高裁が反対住民等の上告を棄却を決定したという時に、知事のぶら下がりの取材があっけすきですけど、この時に知事は「まずは、話し合いをしっかりと続けて、ご理解をいただくというプロセスをしっかりとやっていきたい」というふうに発言をされているということでございます。

【堀江委員】つまりは、大石知事は、石木ダム予定地の反対住民の皆さんに対しても、これまでと変わらず、話し合いを重視していく、この路線といたしますか、この姿勢は変わらないというふうに理解をいたしました。

そこで、私の持ち時間があと5分しかないんですが、それでは、令和3年度包括外部監査結果報告書についての質疑を簡潔にしたいと思います。

今年の3月に、各議員に対し令和3年度包括外部監査結果報告書が送付をされております。これは、私が申し上げるまでもなく、この包括外部監査で県営住宅に関する事務の執行についてということで監査がされました。

外部監査、包括外部監査で県営住宅に関わる事務の執行について、テーマとして挙げられてされるというのは、私は非常に珍しいと思いますし、また大事なことだというふうに思っています。

包括外部監査で選んだ理由として、衣食住と言われるように、住宅の確保は生活の安定に不可欠であるということから、安定した住宅の供給が安定した県民生活の基盤であるということをお願いすれば、県営住宅に関する事務全般について適切にやられているかどうかということを外部の視点で検証するということが大事だという視点で取り上げられたんですが、そこで質問なんですけれども、この指摘が縷々ありますね。例

えば入居者資格の審査について、あるいは入居までの手続き、連帯保証人制度についてとか、縷々あるんですが、細かい内容は時間の関係で述べることはできませんが、要は住宅課になりますかね、包括外部監査の結果を受けて、今後の県営住宅に関する事務の執行について、どのような見解をお持ちなのか、総括的に答弁をお願いします。

【佐藤住宅課企画監】堀江委員からの質問についてお答えします。

今回、県営住宅に対する事務の執行についてということ特定事件として選定された理由につきまして、所管課として選定理由を真摯に受け止め、現在の事務の執行を総点検させていただきました。

現在、県営住宅の入居の際の利便性の向上のために、具体的には事実婚とかパートナーシップ宣言を受けた方々が入居できるような手続きを可能としたということ、令和4年度の県営住宅の募集案内に入れさせていただいております。現在、まだパートナーシップでご相談を受けた案件はございません。

もう一点、保証人制度につきまして、令和2年4月以降、保証人の人数は、従前2名だったんですけれども、1名に変更した上で、連帯保証人がない方については、連帯保証人連署免除申請という手続きを行っております。その手続きについても広く周知するために、令和4年度の県営住宅の募集案内に記載して、利用を進めております。

現在、連署免除申請の件数につきましては、令和2年が5件、令和3年が6件、令和4年の9月22日現在で8件ということで、全体で19件の申請をいただいております。

毎年の申請件数が増えているのは、周知が少

しずつ進んだ結果とっておりますので、引き続き、県営住宅が利用しやすいような改善を進めていきたいと思っております。

説明は以上です。

【堀江委員】個々の内容については、この場での質疑は差し控えますけれども、いずれにしても、包括外部監査で出された指摘というのはとても大事なことだと思っておりますし、今答弁にありましたように、真摯に受け止めているということです。ぜひ指摘のあったことについては一つひとつ対応されますように強く申し上げまして、委員長、質問を終わります。

【石本委員長】審査の途中ですが、ここで換気のため、しばらく休憩いたします。

再開は、2時50分からといたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時48分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

ほかにご質問はございませんか。

【堤委員】2点ご質問します。

まず、長崎県無電柱化推進計画の改定についてというのがありますが、勉強不足でわからないことはたくさんあるんですが、日本は諸外国に比べて無電柱化が遅れているのではないかなと思っております。そして、本県は、全国に比べてもこれが遅れている状況ではないかと思っております。そういった状況について、まずご説明をお願いしたいと思います。

【村川道路維持課長】無電柱化の整備状況ということでございますが、諸外国と比べてということなんですが、諸外国のパーセンテージというのを現在把握しておりません。申し訳ございません。後ほど回答させていただきたいと思っておりますが、全国的に見てというところにな

りますけれども、資料の20ページに国の計画指標というところがございますが、その防災というところなどを見ますと、ここで38%から52%へと矢印を引いているかと思えます。これは今回の8期の計画で国が示されている整備指標という形になっておりますけれども、こういった指標を見ても、38%に対して県の方はまだ15%ぐらいしかいってないというところで見ると、やはり遅れているような状況になっております。

【堤委員】その遅れている理由というのはどういふところにあるのかもお尋ねしたいんですけども。

【村川道路維持課長】電線地中化の実態ですが、やはりコスト的な面でかなり高額になるというところがございます。これは全国どこでも一緒の話だろうとは思っているんですが、それについては長崎県の地形といったところが、狭い地形の中に、平地が少ない中に道路が走っている、当然道路の面積というのも小さいというところで、そういったことから割高なコストがかかっているんじゃないかと思っております。

また、地中化をするに当たっては、電力や通信の方のご協力、電線管理者の協力といったところも必要になってまいります。そういったところで同意がとれないとなかなか進まないといったところも、こういった整備率といったところに影響しているような状況でございます。

【堤委員】本県の地理的な状況とか、そういったところは私もよくわかっているつもりなんです。最終的に国はどういったところを目指しているのか、そういうところがわかりましたらお願いします。

【村川道路維持課長】無電柱化の目的の中に、交通安全の確保であったり、都市景観の向上、

都市災害の防止といったようなものがござい
ますが、近年、気候変動等で災害等がかなり頻発、
激甚化しているという中で、2019年度には台風
15号が襲来して、千葉県の方で電柱がかなり倒
壊したということもございました。それで復旧
にも道路がなかなか通れないということで、そ
ういった問題というのでも発生しておりまして、
そういった国土強靱化の観点というのが重要視
されているようなところがございます。

国の方としましては、そういった緊急輸送道
路にかかる整備率といったところで、令和41年
度の目標として約2万キロを立てられていると
いうようなところがございます。

【堤委員】 ありがとうございます。

本当に毎年、豪雨災害などが発生して停電、
先日も台風14号の時に本県でもかなりの世帯
が停電をしたというのがありましたし、短時間
で回復する場合はさほどないですけれども、何
日も続くというのは本当に大変なことだと思
います。

さっき答弁の中に、電力や通信の協力とい
うこともありましたが、この無電柱化とい
うのは、例えばNTT等と同時に進められるん
でしょうか。そういったところはどんなふう
になっているのか、お尋ねします。

【村川道路維持課長】電線地中化の事業主体
ですが、我々の方で管路を敷設した後に、電線
管理者の方でその管路の方に電線を引き込む
というような作業が発生します。あと、地上機
器といったところも電線管理者の方で設置を
されるということで、そういった負担というの
が発生してきております。

【堤委員】管路と先ほどおっしゃったんです
かね。敷設の道というような理解でよろしい
でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがと

うございます。

本当に災害時のことや安全な交通の確保とい
う面からも、無電柱化というのは進めてい
かないといけないと思いますけれども、この進
める中で低コストとか、あるいは災害に強い計
画の進め方とか、そういったところで何か以
前と違ったところがありましたらお願いしたい
んですが。

【村川道路維持課長】進めるに当たっての課
題といいますところは、先ほど申しましたコ
ストの削減というところがあるかと思いま
す。そういったところで、浅層埋設、浅く埋
設をすることですけれども、そういうことで
費用を抑えたり、小型のボックスを使って通
信と電力を一緒に入れ込むといったようなこ
とで、そのコストを下げるといったことと
か、あるいは地中化自体を行わなくて、軒下
に配線をしたり、メイン道路の裏側に配線
をするような裏配線といったような方式な
どを行うことで、そういうコスト削減とい
ったところの対応を図っていくというよう
な考えがございます。

【堤委員】コスト削減のための様々な方法
があるということですが、今後、新設の電
柱というか、そういう設置は増えていくの
かとか、あるいは道路を新設する時に同時
に整備するようなことというのは考えられ
ないのか、その辺がありましたらお願いいた
します。

【村川道路維持課長】電柱の新設の話です
けれども、これは全国的な話ですが、毎年、
7万本ほどが新たに立っているというよう
なことを聞いております。そういった電柱
を新しく立てさせないというような視点で、
緊急輸送道路については占用の許可の制
限を行うこととしておりまして、県でも平
成30年度に指定しているところでござ
います。

【堤委員】まだ、新設の予定があるということですよ。

【村川道路維持課長】新設の部分の答弁をしておりますでしたが、新設道路につきましても、新たにそういった事業がある部分については、必要なところは同時に施工するといったようなところで考えております。

【堤委員】ありがとうございました。いろいろ勉強になりました。

もう一点お尋ねしたいことがありまして、それは駅前的高架広場のことなんですけど、聞いてみましたら、10月1日から取り壊しに入られるということをお聞きしたんですが、どういう状況なのか、わかりましたらお願いいたします。

【田坂都市政策課長】まず、駅前広場につきましては、9月23日、新幹線開業に伴いまして新しい交通広場の供用を開始したところでございます。

旧駅前広場、ちょうど高架広場の下のところでございますけれども、ここにつきましては、9月30日までは入れるんですが、それ以降については閉めてしまうということで、10月1日以降、高架広場の撤去が市の方で進められるということ聞いております。

【堤委員】この広場の下の部分が今月いっぱい閉められると。10月1日以降に市の方で高架広場の撤去作業を始められるということなんです。

そうしましたら、エレベーターがあって、それで上がって高架広場を通過して向こう側に移動される高齢者とか障害者の方がいらっしゃったと思うんですが、その辺の移動というのはどんなふうになるんでしょうか。

【田坂都市政策課長】これも長崎市の方で今から整備するところでございますけれども、まず、

電停のエレベーターにつきましては先週の9月20日より供用しております、その歩道橋の両端ですけれども、大黒町側についても20日から使えるようになっております。ただ、その反対側の駅前広場側につきましては、今、長崎市の方がエレベーターとエスカレーター、それからトイレを含めて整備を進めておまして、これが12月に供用を開始するという予定で、その12月供用の際に、電停のエレベーター等が動線でつながると、2階部分でつながるということになります。

先ほど高架広場の撤去について申し上げましたけれども、撤去した後に、ちょうど国道側になるんですが、今の高架広場は広い面積がございますけれども、デッキで国道側の2階部分について通路を設けて、現在、アミュプラザの入り口ぐらいのところにあるエレベーターまでつなげる予定だということ聞いております。

【堤委員】わかりました。そうしますと、アミュプラザの入り口のところまでを向こう側からつなぐということをやって、高架広場が撤去されても移動ができるように確保をすると、そういうことでよろしいんですね。わかりました。ありがとうございます。

以上で終わります。

【村川道路維持課長】先ほど、堤委員の諸外国の無電柱化の整備率はどうかという話でございますけれども国が出されている資料によりまして、ロンドン、パリ、香港、シンガポールといったようなところは100%の地中化をされているというような状況でございます。

あと、台北であれば96%、ソウルで50%といったようなところでございます。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【瀬川委員】石木ダムについてお伺いをいたし

ます。

先ほど、堀江委員から質問があったようですが、少し重複する点もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

佐世保市は、約1年後ですか、買受権が発生するのではないかというような危機感を持っておられるようにお聞きしております。結論を急いでいるようにも思えるわけですが、県はその買受権について、どう見解をお持ちなのか、改めて、重なるようですが、お願いいたします。

【松本河川課長】この買受権につきましては、先ほども申しましたとおり、県としましては、事業の用に供しているということでございまして、買受権は発生しないというふうに考えております。

しかしながら、事例がないということもございまして、今後も、弁護士や学識経験者等と相談をしながら、きちんと検討してまいりたいというふうに考えております。

【瀬川委員】事業認定をされて今日までに至っているわけですが、その間、県と佐世保市との間では、歴代の知事も含めてでしょうけれども、買受権のことについても情報を共有したりとか、見解を協議したりしながらやってきたというふうに私はそう思っているんですが、これまでの協議についてはいかがですか。

【松本河川課長】石木ダム事業について、これまでかなり年数がたっておりますけれど、佐世保市の安定した水源確保、それと川棚川の治水対策ということで、本当に必要不可欠な事業と考えておりまして、これまでも佐世保市とは様々な情報を共有しながら、お互い協議をしながら事業を進めてきておりまして、買受権につきましても、佐世保市とは十分な協議を行ってきたというふうに認識しております。

しかしながら、考え方の幅に若干大きい、狭いというのがあったんじゃないかと思えますけれど、いずれにしても、佐世保市がどういうふうに認識したかというのは、ちょっとそのあたりはわかりかねますけれど、お答えできませんけれど、今後も佐世保市とは情報共有をしっかりとやりながら、事業を進めるというふうに考えております。

【瀬川委員】買受権については、佐世保市側は、県とは若干感覚と違いますか、今お話があったようにずれているんじゃないかというように、私もそういった情報を聞きながらそう感じております。おっしゃったように、今後は、佐世保市としっかりと協議を密に行っていただいて事に当たっていただきたいというふうに思っております。

そこで、新しい知事が就任をされて半年たつわけですが、これまで複数回にわたって現地の反対をされておられる住民の方々と面会をされてきたわけですね。そういった信頼関係を築こうとしている状況の中で、今後、買受権が発生する、しないにかかわらず、県はといたしますが、知事はと言った方がいいんだろうと思いますが、反対されている住民の方々と、あくまでも対話による解決というところを望んでいこうとされているのかどうなのか、もう一度確認いたしたいと思えます。

【松本河川課長】知事におかれましては、事業を円滑に進めるためには、やはり反対住民の皆様との関係を構築する、このことが何よりも重要だというふうに考えられております。

今後とも、引き続き、反対住民の皆様の理解が得られるようにしっかりと説明を行って、話し合いを継続するようというふうに今考えているような次第でございます。

【瀬川委員】 そういう状況の中で、我々県議会という議会の立場で、今どういうことを重要視しなければならないかと、こう考える時に、行政執行権者がそういう思いで事業に向けた理解を求め、協力を求めている状況、一定法の解釈はいろいろあるかと思いますが、期限も迫っているかとは思いますが、就任されて半年、これまでと違った行政の執行権者が動きをされているわけでありますので、我々としても、今、来年に迫っていることについて、白黒はっきりしなさいとかというような時期でもないだろうという認識をしているわけですし、執行権者、行政側におかれては最大限の努力というものを重ねて、この事業が県民の求めるような状況に至ればという思いでありますので、さらなる努力、ご尽力を賜りますようによろしくお願いしたいと申し上げておきます。

以上です。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【小林委員】 今も瀬川委員から石木ダムについてのご質問がっております。私の方からも少し重なる部分もあるかもしれませんが、お尋ねをしたいと思えます。

ただいまもお話があったように、新しい知事がこれまで4回にわたって、いわゆる現地で反対住民の方々とお会いをされているわけであります。特に、お話があるように8月と9月の面会では、意見の交換をいろいろとなされております。

そういうような短い期間の中で4回も現地に行ったとか、しかも、8月、9月は意見の交換をなされてきているというような形で、いわゆる13名の代表的な方々と寄り添う形の中で物事の解決を図っていかうとされているこの姿勢は、当然今の石知事としては、むしろやらなければ

ならないことかもしれないと思う。

ただ、そういう寄り添うというような姿勢が、ひょっとしたら13名の方々にしてみれば、何か方針が変わるのではなからうかとか、あるいは自分たちの意見を受け止めて事業を見直して下さるのではなからうかというような期待感を与えているような状況もままあるのではなからうかと思っているわけです。

知事が4回現地に行かれて、どのような成果が見られているのかどうか、そこを知事のもとで石木ダムの進捗を図ろうと懸命になっていただいているわけでございますけれども、その点についてはどのようにお考えになっておりますか。

【松本河川課長】 知事におかれましては、洪水や濁水などの自然災害から県民の安全・安心を確保すること、これは行政の重要な責務というふうに考えられており、地域の皆様の安全・安心を確保するためには、やはり石木ダム事業の建設が必要というふうに考えられております。

今まで、計4回、現地の方に知事は直接足を運ばれておりますけれども、前回の面会においても、川原地区にお住いの皆様方から、これまでの事業の進め方や必要性などについて、多くのご意見、ご質問をいただいているところです。しかしながら、知事は、やはりダムが必要と考えているということは、はっきり回答されております。

事業を円滑に進めるためには、反対されている川原地区にお住いの皆様方から、事業へのご理解をいただくことは最重要と考えており、今後も皆様の疑問点に対して、引き続き、しっかりとお答えしていくように頑張っていきたいというふうに考えております。

【小林委員】 だから、今、私どもが一番関心を持って聞きたいし、また、一番受け止めたいと

思っていることは、知事がそういう姿勢の中で、皆さん方のところに足を延ばして、この短い期間の中に4回も行かれています。これは先ほども言うように、新しく知事に就任されて、県政の重要な課題である石木ダムの解決には、いわゆる住民の皆様方の理解がとても大事だと、ここはもう絶対に崩してはならないところであるし、そのこと自体については、私もこれは大いに知事に足を運んでもらうということはよいことだと思っているんです。ここはきちっと褒めておきたいと思います。

ただ、さっき言ったように、住民の方々と意見の交換をする、住民の方々と膝を交え合う、いろいろとそういう信頼関係を築くということ、これはとてもありがたいし、また絶対に必要だということになるけれども、それが反対に、何か事業の見直しをしてくださるのではなかろうかという、また違った意味での期待感が生まれてきておるのではなかろうかという意見も多々あることも事実であるし、私もそういう懸念をいたしている一人であります。

したがって、どういう進捗がこの4回の中であっているのかどうかと、これをどういうふうに受け止めておるのかということを知っているわけだから、少しその点について、しっかりと答弁をいただきたいと思います。

【松本河川課長】 何度も申しましたように、4回、知事は現地に足を運んでおります。今まで、なかなか関係も構築できなかったところがございますが、皆様からの様々な質問点、疑問点をお聞きすることができたということで、これは一定の進捗ではなかろうかというふうに思っています。

それを踏まえて、今後とも、ぜひご理解がいただけるように、きちんと県としましても説明

を尽くし、理解を得られるように努力したいというふうに考えているところでございます。

【小林委員】 だから、そういうような信頼関係を築く、いろいろと皆様方のご意見をしっかりと聞く耳を持って、そして真摯に取り組むと、こういうことが進捗につながるというようなことであれば大変結構なことだと思います。

だから、先ほど指摘したように、事業の見直しというのは絶対にあり得ないというところだけははっきりしているわけで、その辺のところには地元住民の反対の皆様方がかすかな期待をもしお持ちだとするならば、その点が非常に難しいところではなかろうかと、こういうふうに考えているわけですね。その辺のところは、先ほども答弁があったように、基本的な方針は何か一つ変わらないと。知事がこういうふうな姿勢をお持ちだというようなことであるから、その点については安心をしますけれども、なかなかやっぱり事は難しい、また厳しい状況の中にあると。いずれ、知事と反対住民13名の方々の意思の疎通が、いずれどこかで決裂するような状況にもなりかねないかもしれないと、こんなようなことを考えながら今後を見守っていかなければならないと思っております。

そこで、先ほど、堀江委員からもご指摘があった、今回の「石木ダムの住民敗訴が確定」という長崎新聞の記事をしっかりと読ませていただいております。なかなか名文で、よくわかりやすく書いてあります。要するに、水没予定地の住民の方々が、県と市に工事差止めを求めた訴訟、これを起こしておられると。しかしながら、いわゆる最高裁において、住民側の上告を退ける決定をしたと、こういうような形で大きく報道をされているわけでありまして。

要するに、住み慣れた土地で暮らす平穏生活

権が侵害されたとする住民側の請求を、いわゆる最高裁の裁判官全員が一致して棄却したというようなことで、これまでの一審、二審の判決が確定をしたんだと、こういうことになっているわけでありませう。

そういう状況からしてみても、状況は大きく私は変わってきたんだと、このような受け止め方も、またあえてせざるを得ないのではないかと思います。

そこでお尋ねしますけれども、例えば長崎新聞の記事の中にも指摘をされておりますけれども、これまで、要するに佐世保の建設反対派の市民団体が、なかなか対話に応じない県に対して、これはこれまで係争中だからということで対話に応じなかったと言われていたところが、今回の判決によって、そういう理由がなくなったのではないかとということが指摘されているわけですね。

そうしますと、今後、この判決を受けて、県としては反対同盟の皆さん方と積極的にお会いして、いわゆる工事差止めは棄却されたわけであるから、大いに胸襟を開いて皆さん方と意見の交換をしていく、こういう姿勢に切り替わっていくのかどうか、この辺についてはどういうふうにご考えておられますか。

【松本河川課長】先ほどから申しておりますように、今現在、川原地区にお住いの13世帯の方々のご理解を得られるように一生懸命説明をしようというふうな立場で、今、県は努力しているところであります。

まずは、やはり反対されている元地権者の方々の理解を得ることが最優先というふうにご考えておりますので、反対されている佐世保にお住いの支援者の方々との話を聞く機会というの

は、また、今後検討していきたいというふうにご考えています。

【小林委員】先ほどから、知事が現場に行き、そうやって現実には13名の方々と胸襟を開いて話をしていると。全国から反対のための皆さんも集まっているとかというようなことで、少し趣が違ってくるかというようなことも聞いておりますけれども、要するに13名の方々のご理解をどのような形で求めていくかということがとても大事。しかし、今回のこの判決というものは、極めて重いものだと思っております。いわゆる反対住民の方々は、一審、二審、そうやって訴えてきたものが、最高裁において、しかも全員がそうやって民事訴訟法の規定に該当しないという判断で裁判官全員が一致したと、こういう状態になっているわけですね。

だから、長崎県の知事としては、ここは大石知事がコメントをどういうふうに行っているかということ、「主張が認められた。佐世保市や川棚町と一体となって早期完成に向かって尽力したい」と述べたと。その上で、これで何かが変わるわけではない。「この上告棄却の判決によって何かが変わるわけではない。住民との話し合いを最優先に継続したいとして理解を得る努力を続けると強調をしている」と、こういうコメントが新聞に載っています。

一方、佐世保の朝長市長、いわゆる当事者としては、「事業の必要性、緊急性は既に別途司法判断で確定している。工事続行についても認められたことにより、早期実現に向け環境が整ったものと思う」と、こういうようなことがコメントされております。

まず、部長あたりに聞かんといかんのかもしれませんが、部長、こういう動き、いわゆる知事が発言している内容と朝長市長が発言しているコ

メント内容、若干そこに思いの違いとか、そんなものを私は感じるわけだけれども、このコメントの新聞記事だけで判断することは難しいかもしれないが、まず、県としては今回の最高裁の判決をどのように受け止めているのか、この辺を部長から答弁をしてみてください。

【奥田土木部長】判決については、工事を止める必要はないということで確定したわけですから、我々は令和7年度の完成に向けて一刻も早くそこは仕上げる、令和7年度の石木ダムの完成に向けて全力を尽くしていくということについては、何ら変わることはありません。

一方で、そのためにも、まずは反対されている13世帯の方々に、円満に事業の必要性についてご理解いただいた上で土地をお譲りいただくということが何よりも大切だし、そのためにも13世帯の方々と信頼を築く、その上で事業の必要性について丁寧に説明していく、そこにまずは全力を注いでいくんだということで、知事もこれまで4回やられてきましたけれども、引き続き、そこに全力を尽くしていきたいというふうに考えております。

【小林委員】判決によって県の姿勢が何らか変わるのか変わらないのか、いわゆる判決のこの重さを県としてどのように受け止めているかというようなことについて、もう少しきちんとしたわかりやすい説明をいただかなければいけないと。それは、あなたが今言われるように、要するに工事差止めの必要がなくなったんだと。つまり、それは、工事はどんどんというか、予定どおり進めていきますよ、令和7年の完成に向けてと、こういうようなことが一つ。

それと、相変わらず住民の皆様方とは、丁寧、親切に会話を続けながら、いわゆるご理解をいただくように努力していかなければいけないと。

工事は進めます。しかし、そうやってきちんと説明をしながら、一刻も早く、一日も早くご理解をいただけるような状況の中で令和7年度に、令和7年といえばあと3年あるかないかだよ。もう切羽詰まってきた。そうすると、もうずっとこれまで、令和7年まで延ばし、延ばし、延ばしで、当然今後も、令和7年度までという一つのタイムリミットが迫ってきているけれども、ここの3年間という状況の中で、3年残した状況の中で、今回の大きな判決が出てきたと。その中でこれをどういうふうを受け止め、令和7年度に備えていくのかと、ここのところをわかるような説明をしてもらいたいと思っているんだ。部長、どうですか。

【奥田土木部長】これまで、係争中の間においても県は工事を中断するとか、止めるとか、進捗を緩めるとか、そういうことではなくて、一日も早く我々は石木ダムの完成に向けて工事を進めていくということで取り組んでまいりましたが、この判決が出たから、より一層進めるんだとか、そういうことではなくて、これまでどおり一日も早い完成を目指してやっていくんだという立場でございます。

【小林委員】相手がおることだし、非常に微妙なことだから、なかなか明確な答えが出てこない。通常で言うならば、今言う、じゃちょっと聞くけれども、令和7年まであと3年もないと。令和7年度までに完成する、そういう自信、そういうものがあるか。もし、これが令和7年までにできなかった場合どうするのか、この辺についてお尋ねします。

【奥田土木部長】令和7年度の完成に向けて進めていくという姿勢に変わりはありませんし、それに向けて最大限努力を今尽くしているところです。

【小林委員】それができなかった場合、どうするかと聞いているんだよ。

【奥田土木部長】現時点においては、今、令和7年度に完成しないということは頭の片隅にもございませんので、しっかりと事業を進めていきたいと思っております。

【小林委員】よくわかったよ。片隅にもないとな。よう言うた。

だから、いずれにしても、我々はこの13名の方々とか、知事が丁寧、親切に寄り添う姿勢をもって何とか解決しようというこの姿勢も大事というようなことに、やっぱり我々は一方においてはそこを見守っておると。しかし、そういっても、令和7年度は目の前ですよ。判決も出ましたよと。まさか、そうやって行政代執行をおやりくださいとかいうような、そんなことを言っているわけではないんだけど、やっぱりそうやって時間的な問題と、これまでの経過とか、そんなようなことを考えていくなれば、やはりいずれはどこかで一つのきちんとした、完成する一つの根拠をつかまなければいかんじやないかと、こう思うわけだよ。ずうっと令和7年度までと。令和7年度までにできなかったら、これをまた延ばすということはちょっとね、やるかやらんかは別として、できるんですか、できないんですか。令和7年度まで仮にできなかったら、これを延ばすことができるのか。もうだめだと。これで石木ダムのこういう事業は全部終わったと。これはどっちが答えきるか。令和7年度までにできなかった場合どうするのかと、こう聞いているんだから。

【奥田土木部長】手続き論としては、見直すということは可能だと思っております。

【小林委員】終わります。

【石本委員長】委員長を交代します。

【千住副委員長】石本委員長、どうぞ。

【石本委員長】1点だけ確認をしたいと思いません。

先の一般質問でも予算の確保について知事並びに土木部にお尋ねしたんですが、先ほども令和5年度政府施策に関する提案要望について、中村建設企画課長でしたか、その中の3番、西九州自動車道の整備促進についても丹羽道路局長等に要望したというお話があったんですけども、この前も総事業費、長崎県部分の西九州自動車道の整備費が約900億円、それに対して令和4年度までの予算が約500億円ですね。単純に言うと、この前も言ったとおり、年間100億円取れば、4年で完成が見えるという状況であります。県としては見通しが立っていないという答弁でしたけれども、予算だけの問題なのか。そのほかに工事がなかなか進まない理由として何かあるのか、そこら辺をお尋ねします。

【大我道路建設課長】西九州自動車道の進捗状況についてのお尋ねかと思えます。

西九州自動車道については19キロほどありまして、平成26年から事業をしております。予算も、今の発言のように着実に確保できているという状況でございますが、県が今、国から知り得ている情報によりますと、開通時期が公表できないと、まだ公表する段階にないというふうなことを聞いております。

私たち、その一つの要因として、トンネルの工事が、非常に地質を考えて慎重な工事をしているというような状況が、掘削の進捗状況から知り得ている情報がありますので、この辺の最近の例でいえば、森山拡幅なんかは地盤改良のめどが立ってから開通時期が公表されたように思っておりますので、ここ西九州自動車道、特に松浦インターから平戸インターのところは用

地の取得率100%で、全面的に工事を展開している状況にありますので、そこについては、今申しましたようにトンネルを2本工事中ですが、このトンネルの工事がある程度めどが立つということが必要ではないかと考えているところです。

【石本委員長】今の話で言うと、今、松浦インターから平戸インターまでの間のトンネルが完成した時点で、ある程度めどが見えるというような回答だったかと思うんです。

先ほど、難工事の部分があるということですが、そこを見た時にも、大体4年か5年かという大まかな見通しというのは立たないのか。ただ単純に、予算が取れなければ当然工事が間に合わないということになるんですけれども、その予算獲得も合わせて、もう一回そこら辺の見通しはどうですか。

【大我道路建設課長】やはり県としましては、事業主体ではございませんので、国の事業に対して、どういうふうになれば完成時期が公表できるのかということは、なかなか言及できない立ち位置にいるのかなと思います。

しかしながら、西九州自動車道の整備促進は県の重要課題として取り組んでいるところですので、今後も引き続き、予算確保に向けてはいろいろな活動を繰り広げていきたいなと思っています。

【石本委員長】最後ですけれども、この前も言ったように、知事が今度代わりましたということで、これまでもベテランの国会議員がおられた中で、100億円という予算が取れてきたという現状もありますので、今回、知事が代わったということで、そこら辺はしっかり、皆様方のフォローをいただきながら、これまで以上に関係先への要望を強めていただいて、必要な予算

の獲得について、しっかりと対応をお願いしたいという要望で終わりたいと思います。

以上です。

【千住副委員長】委員長を交代します。

【石本委員長】そのほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時34分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、9月28日（水曜日）は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時35分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月28日

自 午前10時 0分
至 午後 2時38分
於 委員会室 3

物産ブランド推進課長 長野 敦志 君
国際課長 江口 信 君
国際課企画監（平和推進・国際協力担当） 坂口 育裕 君
スポーツ振興課長 五貫 裕 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君
副委員長(副会長) 千住 良治 君
委 員 小林 克敏 君
" 瀬川 光之 君
" 徳永 達也 君
" 堀江ひとみ 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 近藤 智昭 君
" 堤 典子 君
" 浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 前川 謙介 君
文化観光国際部次長兼文化振興・世界遺産課長 土井口章博 君
文化観光国際部参事監（国際戦略担当） 佐々野一義 君
文化振興・世界遺産課企画監（地域文化・国民文化祭担当） 山浦 義次 君
文化振興・世界遺産課企画監（世界遺産担当） 栞原 恵 君
観光振興課長 永峯 裕一 君
国際観光振興室長 立石 寿裕 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【石本委員長】 おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

なお、山口委員から、所用により本委員会出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案の説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】 文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。
繰越明許費について。

長崎歴史文化博物館及びアルカス SASEBOの機器修繕工事において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う世界的な半導体の供給不足に伴い、電気関係部品の入手に不測の日数を要し、工事に必要な適正な工期が取れないため、企画費1,273万円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【堀江委員】今の遅れる理由は、一定理解をするんですけども、世界的な半導体の供給不足ということでは、関係部品の入手のめどは現時点でどうなるのかというのは、今お答えできますか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】お答えいたします。

今回、繰越明許費の設定をお願いいたしますのは、先ほど部長からご説明申し上げましたけれども、歴史文化博物館の荷物用エレベーターのオーバーホール、それとアルカス SASEBO の中ホールの舞台照明設備調光操作卓の更新工事でございます。

半導体の不足の要因といたしましては、一般的にこのコロナ禍において新しい生活様式によりまして、テレワークなどでパソコン等の需要が増加したことや、海外の生産拠点、工場のロックダウン等により供給が停滞し、サプライチェーンに混乱が生じた、そういったことが主な要因になっております。

業者からの聞き取りによりまして、通常は工期自体は3～4か月で済むところが、入手に12～13か月かかるということで、工期自体は約15か月程度かかるというふうなことで承っておりますので、今回このような形で締切りの設定をお願いする次第でございます。

【堀江委員】15か月かかるということでは、現時点で今から15か月ということの理解でいいんですか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】現段階で仮に契約をした場合という想定でございますので、契約段階から工期を15か月ということでご理解いただければと思っております。

【堀江委員】逆に言えば、その15か月程度で入手が可能という判断が今の時点でできるわけですね。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】業者によりまして、そのような形での回答をいただいておりますので、我々もそういう判断をいたしております。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項説明後、陳情審査、所管事項について質問を行います。

まず、文化観光国際部長より所管事項説明を求めます。

【前川文化観光国際部次長】配付させていただいております資料は、当初版の説明資料と、それから追加1を配付させていただいております。この両方を使って説明をさせていただきます。

文化観光国際部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

早速で恐縮ですが、追加1の3ページをお開き願います。

G7関係閣僚会合の長崎開催。

去る9月16日の閣議において、来年5月のG7広島サミットに合わせて開催される関係閣僚会合のうち、保健大臣会合が長崎市で開催されることが了解されました。

今回、開催地として選ばれたことで、西九州新幹線の開業やIR誘致、県庁舎跡地の整備、そして民間による長崎スタジアムシティプロジェクト等により、新たな人の流れやにぎわいの創出が期待される本県の魅力を世界に示すことができるのではないかと考えております。

今後は、国や長崎市をはじめ、関係機関と連携しながら万全の準備を進めてまいります。

それでは、当初版の3ページにお戻りください。

核兵器廃絶に向けた取組。

去る7月31日から8月4日まで、核兵器不拡散条約の再検討会議の開催に合わせ、知事がアメリカ・ニューヨーク市を訪問いたしました。

現地では、広島県との共催で、核兵器廃絶に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを開催したほか、長崎・広島両県知事の連名で核兵器廃絶の実現に向けた共同コメントを発表するとともに、国連本部や面会した岸田総理などにもお渡しし、広く取組への賛同を求めてまいりました。

会議閉幕直前の8月24日には、最終合意文書

の採択が大変厳しい状況であるとの報道を受け、その採択に向けて最後までご尽力いただくよう、強く要望する緊急メッセージを長崎・広島両県知事の連名により、全締約国に対し発出いたしました。

残念ながら、各国の懸命な努力にもかかわらず、合意文書は採択されませんでした。県といたしましては、今回得られた人脈、ネットワークなども生かしながら、一日も早い核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指して、今後も平和発信事業の充実に努めてまいります。

4ページをお願いいたします。

文化の振興について。

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語る「日本遺産」は、本県が誇る宝であります。平成28年度に認定され、6年を経過した日本遺産19件について、文化庁の日本遺産審査・評価委員会における総括評価・継続審査の結果が、去る7月29日に公表され、本県関係では、「日本磁器のふるさと 肥前」及び「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」が認定継続となっております。

また、県内各地において、地道な文化活動を続け、地域文化の向上と発展に貢献している個人及び団体の活動と業績を顕彰するため、7月1日、第37回長崎県地域文化章の授与式を開催し、伝統楽器や食文化の普及・継承や文化芸術による国際交流などに長年取り組まれている2個人1団体に対し、地域文化章を贈呈いたしました。

5ページをお願いいたします。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について。

令和7年度の第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭については、去る8月3日に有識者会議を開催し、基本構想（案）について

ご意見をいただいた上で最終案を取りまとめました。

なお、基本構想（案）については、今議会後の11月に設立を予定している県の実行委員会にお諮りすることとしております。

県としましては、「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」の開催に向けて、県内各地域の文化資源の魅力向上や情報発信など、関係団体と一体となって準備を進めてまいります。

世界遺産の保存活用について。

去る7月5日から14日まで、県庁1階イベントエリアにおいて、2つの世界遺産の「登録記念展」として、構成資産や世界遺産巡礼の道を紹介する展示などを行いました。

また、7月に民間団体から寄贈を受けた世界遺産のレゴブロック作品を、JR九州のご協力もいただき、長崎駅改札内及び西九州新幹線の一部車両内に展示をしております。

今後も、様々な機会を通して、広く資産の価値や魅力を発信し、保護意識の醸成に努めてまいります。

観光の振興について。

去る9月23日に開業を迎えた西九州新幹線による全国からの誘客拡大を図るため、本年10月から12月までの3か月間、「佐賀・長崎デザインレーションキャンペーン」を実施いたします。

このキャンペーンは、佐賀県及びJRグループと共同で実施する大型観光キャンペーンで、また、西九州新幹線開業直後に実施することから、開業効果を県内各地に広く波及させるための絶好の機会と考えており、期間中は、JRの広告媒体等を活用し、全国に向けて集中的な宣伝活動を展開するほか、旅行会社による旅行商品の造成・販売の促進など、誘客の拡大を図っていくこととしております。

現在は、キャンペーンの公式ガイドブックの制作や全国のJR主要駅などへのポスターの掲出のほか、宿泊サイトの活用や専用ホームページによる情報発信などにより、集中的な宣伝活動を展開しております。

また、これらの取組と併せて、県内各地においては、関係事業者によるキャンペーン期間中の特別企画や西九州新幹線の関連イベントなどの準備が進められているところであり、本県を訪れる観光客の皆様にご満足度の高い旅行サービスを提供し、リピーターとして何度も訪れていただけるよう、引き続き、受入態勢の充実に全力で取り組んでまいります。

原油価格・物価高騰対策につきましては、6月定例会で補正予算の議決をいただき、県内宿泊事業者が取り組む省エネや省力化に寄与する設備投資等を支援する補助金制度を創設したところ、提出期限である8月1日までに多くの事業者から事業計画書の提出がありました。審査の結果、163件を採択し、今後は、事業計画の実施を通して事業者の経営改善の後押しに努めてまいります。

追加1の4ページをお願いいたします。

インバウンドの推進について。

国においては、6月10日から観光目的の受入れを再開し、水際対策の緩和を段階的に進めていることから、今後、訪日外国人旅行者は徐々に増加するものと見込まれます。

また当初版の7ページの下から5行目にお戻りください。

そのような状況の中、本県では、コロナ後のインバウンドの需要回復を見据えた取組を進めており、香港においては、7月下旬に香港最大の展示会にブース出展したほか、8月上旬と下旬の2回にわたり、航空会社と連携し、本県の

魅力や路線再開後の利用促進をPRするため、SNS等を活用したオンラインプロモーションを実施しました。

また、韓国では、ソウル事務所と連携し、8月17日にソウル市、19日に釜山市において、旅行会社等を対象とした観光説明会を開催し、本県への誘客に向けた情報発信を実施しました。

県産品のブランド化と販路拡大について。

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、テストマーケティングの場として設置したチャレンジコーナーにおいて、本年度の第1回目として去る7月1日から31日までテスト販売を実施したところであり、今年度は1回目も含め5市26商品のテスト販売を実施することとしております。

引き続き、情報の受信機能の強化を図るとともに、首都圏にある県産品応援店と連携した長崎館への周遊促進に取り組むなど、アンテナショップの役割である本県の歴史・文化・観光・食等の魅力を総合的に発信してまいります。

県産の酒と魚の双方のよさを消費者に伝えるため、昨年度から引き続き、県酒造組合等と定期的に意見交換等を行いながら取組を進めているところであり、9月23日から25日まで開催の西九州新幹線開業記念イベントには、関係団体とPRブースを出展し、新幹線開業を機に本県を訪れる方々に対し、県産の酒、魚、かまぼこのPR等を実施しました。今後は、県内への消費喚起に向けたキャンペーン等に取り組むなど、引き続き長崎の「食」の魅力発信に取り組んでまいります。

中国との交流について。

本年は日中国交正常化50周年、長崎県・福建省友好県省締結40周年の記念の年であることから、この機を捉え、中国との友好交流の絆を

さらに強めるため、青少年交流など、将来を見据えた事業に力を注いでまいります。

去る7月8日、福建省の高校生と県内の高校生が、お互いに地域の魅力や学校生活などを紹介し合う交流会をオンライン上で開催いたしました。

10ページをお願いいたします。

また、9月7日から9日まで、県内の大学生12名と中国人留学生10名が参加し、相互理解を深めながら今後のさらなる交流拡大について意見を交わす日中「孫文・梅屋庄吉」塾を、梅屋庄吉・トク夫妻のゆかりの地である壱岐市及び長崎市で開催しました。

コロナ禍にあって、国際交流の活動にも様々な制約がありますが、将来を担う青少年が交流する機会を設けることは、これからの本県と中国との友好関係の進展に大変意義深いものと考えており、今後も積極的に取組を進めてまいります。

ベトナムとの交流について。

本年は、長崎県・クアンナム省友好交流関係樹立5周年の記念の年であることから、本県とベトナムとのさらなる関係強化に取り組んでまいります。

去る8月26日、クアンナム省ホイアン市の、かつて日本人街であった世界遺産の区域内に、同市が日本文化の発信拠点として整備した「日本文化展示の家」がオープンしました。この施設の1階には日本文化を体験できるコーナーや、朱印船貿易など日本とベトナムの交流の歴史を紹介するコーナーが整備され、また、本県とクアンナム省のゆかりの象徴である荒木宗太郎とアニオー姫に関する情報や、世界遺産、観光、物産などを紹介する長崎県情報発信コーナーを施設の2階に設置しております。

県としましては、こうした施設も活用しながら、ベトナムにおける本県のプレゼンス向上や友好交流の促進に努めてまいります。

B2リーグの開幕について。

来る9月30日、男子プロバスケットボールのB2リーグ2022 - 2023シーズンが開幕し、「長崎ヴェルカ」は、10月1日、熊本県において「熊本ヴォルターズ」と対戦し、10月8日の第2節では、県立総合体育館において「香川ファイブアローズ」とのホーム開幕戦を迎えます。

今シーズンは、県立総合体育館や佐世保市体育文化館、諫早市中央体育館、シーハット大村のほか、初めて試合会場となる島原復興アリーナ、五島市立中央公園体育館を含む県内6会場で試合が予定されています。

V・ファーレン長崎同様、プロスポーツクラブの活躍は、県民に夢や感動を与え、地域の活性化にも大きく寄与することから、県としましても、引き続き、全世帯広報誌や広報番組等による試合情報の周知を行うほか、招待事業を実施するなど、多くの県民の皆様にご足運んでいただけるよう努めるとともに、市町や経済界、関係団体とも連携しながら、県民の皆様とともにチームを応援してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、当委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料をご覧ください。

まず、3ページをお開きください。

補助金の内示についてでございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接・間接の補助事業者に対し、内示を行った補助金につきまして、本年6月から8月までの実績を4ページまでに記載しております。

直接補助金につきましては、長崎県国境離島地域滞在型観光促進事業交付金、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業補助金の計5件。間接補助金につきましては、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業補助金の計5件でございます。

次に、5ページをお開きください。

本年6月から8月の1,000万円以上の契約状況一覧表は、記載のとおりでございます。

次に、7ページをお開きください。

本年6月から8月の期間に行われました陳情・要望に対する対応状況について、23ページまでに記載しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、文化振興・世界遺産課企画監より補足説明を求めます。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】本委員会に提出いたしました「第40回国民文化祭」及び「第25回全国障害者芸術・文化祭」の基本構想（案）につきまして、補足して説明をさせていただきます。

観光生活建設委員会補足説明資料3ページをご覧ください。

「第40回国民文化祭」及び「第25回全国障害者芸術・文化祭」の基本構想（案）でござい

す。

基本構想とは、令和7年度に本県で国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を開催する意義、基本方針などの基本的な考え方や開催概要、事業展開の方向性、準備計画などについて有識者会議のご意見を基に作成したものでございます。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

1 基本的な考え方の（1）開催の意義について、記載しております。

令和7年度は、本県にとりまして被爆80年、長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館開館20周年、長崎空港開港50周年、中華人民共和国駐長崎総領事館開設40周年という大きな節目の年を迎えることから、誘致活動を行いまして、令和3年7月に本県での国民文化祭の開催が決定した経緯がございます。平成29年度からは、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭は一体的に開催されており、令和7年度も同時開催となります。

続きまして、5ページをお開きください。

（2）基本方針について、記載しております。

歴史を紐解き、未来へつなぐ海外交流、文化芸術によるまちづくり、文化資源を活かした観光の推進、若者や子ども達が創り出す新しい文化とながさきの未来、文化芸術を通じた平和の継承、心のバリアフリーの推進を掲げておりまして、これら6つの方針に基づいて、今後、事業の企画検討を行うこととしております。

続きまして、6ページをご覧ください。

2 開催概要について、記載をしております。

（1）正式名称は、国の開催要綱によりますると、「第40回国民文化祭」、「第25回全国障害者芸術・文化祭」となっております。

（2）統一名称（愛称）、（3）大会キャッチ

フレーズにつきましては、パブリシティによるPR効果や県民の機運醸成を図るため、今年度中に公募する予定としております。

（3）会期につきましては、令和7年9月から11月の間で調整予定でございます。県としましては、9月中旬から10月の間に開会しまして、11月頃までを会期とすることを想定しております。

（5）マスコットキャラクターにつきましては、県のマスコットキャラクター「がんばくん・らんばちゃん」を使用したいと考えております。

（6）ロゴマークにつきましては、愛称とキャッチフレーズを決定後、そのイメージに合ったロゴマークを来年度に公募する予定としております。

（7）主催者につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。

3 事業展開の方向性について、記載をしております。

（1）開・閉会式につきましては、県が企画・運営を行いまして、長崎県らしさを表現するような内容を今後検討してまいります。

（2）文化事業の全国大会（仮）、（仮）としておりますのは、今後、具体的な名称を決めてまいりますので、仮称としております。

（3）地域の特色あるプログラム（仮）につきましては、これは主に市町が主体となって事業を進めていくこととしております。

（4）障害者芸術・文化祭（仮）は、こちらに記載のとおり、共生社会の実現に向けて、両文化祭が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、資料の8ページをご覧ください。

4 開催準備計画につきましては、記載のとおり

りでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【永峯観光振興課長】 それでは、私の方から、3点補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、当日配付となり申し訳ございません。机上配付の資料1から3に基づいて、ご説明をさせていただきます。

まず、右肩に「資料1」と振っているものですが、これは全国旅行支援の実施についてということで新聞等でも報道されているものでございます。今週月曜日、9月26日でございますが、国が全国旅行支援を実施するといった決定、それから発表しております。こうした状況を受けまして、本県におきましても、この全国旅行支援について、10月11日から実施できるよう準備を進めてまいりたいというものでございます。

概要について、上段に全国旅行支援の概要、下段に現在展開をいたしております県民割支援の概要ということでお示しをいたしております。

全国旅行支援につきましては、これまで県民割については、ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーンということで展開してきたわけですが、今回、全国に拡大するというようなことを機に、ながさきで心呼吸の旅キャンペーンというふうに、名称に「ながさき」と入れたいと考えております。

対象者につきましては、これまで九州7県の県民の方々ということでございましたが、全国に広げるということでございます。

対象期間につきましては、国の発表どおり10月11日から12月下旬ということで、この12月の

期日につきましては、今後の感染状況を見ながら判断していくということで伺っております。

割引率につきましては、これまで50%でしたが、若干下がりがまして40%というところ。しかしながら、割引上限額が、これまで一律5,000円であったものが、交通機関の利用がついている旅行商品については、上限が8,000円に引き上げられるということがなされております。そしてまた、クーポンについては、一律2,000円だったものが、平日の利用を促すという意味合いで、平日を3,000円、それから休日については1,000円というようなことでメリハリがつけられているところでございます。

割引手法については、これまでと同様、宿泊施設での直接割引、それから旅行会社、あるいはインターネットを介した宿泊予約サイトでの割引というような手法になっております。

利用条件については、これまでと変わらず、ワクチンの3回の接種証明あるいは陰性証明が必要ということでございます。

このあたりの概要につきましては、現時点の情報ということでございまして、まだ国から詳細が示されていない部分もございますので、今後、変更になる可能性がございますが、今の時点で判明いたしているところといたしましては、こういった形でございます。

下の方のふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン県民割については、現在、9月30日までの期間ということで展開いたしておりますが、10月10日までについては、県民割を延長するという方向で今検討しているところでございます。

続きまして、資料2でございます。資料の2と3につきましては、統計データの資料でございます。

まず、資料2については、「令和3年長崎県観

光統計の結果について」というものでございまして、この観光統計と申しますのは、年に1回の公表をさせていただいているものでございまして、各市町からの報告を基に県の方でデータを集計して公表させていただいているものでございます。

観光客延べ数につきましては、囲みのとおりでございまして、3年ぶりに1%でございまして、前年よりも増加するという動きになったところでございます。その概況については、下の方に記載をいたしております。

令和3年につきましても、年明け早々から緊急事態宣言等で旅行需要の低迷傾向がございましたが、3月以降、旅行割引、先ほどのふるさとで“心呼吸”の旅をはじめとしたキャンペーンの展開で、旅行需要については回復傾向、持ち直しを見せたところでございます。そしてまた、7月、10月以降も新規感染者数の落ち着き等を背景に需要が堅調に推移したところもございまして、前年比19万人増ということで、約1,920万人ということになったところでございます。

しかしながら、コロナ前の令和元年の数字と比較いたしますと、令和元年については、この数字が約3,470万人という数字でございまして、まだまだ回復には至ってないというような状況が令和3年の状況というところでございます。

続きまして、資料3でございまして。

こちらは、長崎県観光動向調査の本年4月から6月までの四半期分の数字でございまして。

この観光動向調査につきましては、四半期ごとに集計し、公表させていただいているものでございまして、主要宿泊施設約200施設、あるいは主要観光施設から県の方に直接数字をいた

だきまして公表させていただいるものでございます。ですので、先ほどの観光統計と比較いたしますと、より近い直近の数字が把握できるものと考えております。

これでまいりますと、主要宿泊施設の利用者数でございますが、上の表の上段に記載いたしておりますように約120万人の利用者数ということで、前年同期比プラス91.9%、2年前と比較いたしますとプラス259.7%ということで、大きく伸びているという状況でございます。

概況は下に記載しております。先ほど申し上げたような旅行キャンペーンの影響でありますとか、あるいは5月のゴールデンウィークが天候に恵まれたといったことで大幅に増えているところでございます。こちらの方も令和元年の同期と比較いたしますと、ただ、対象施設が若干異なる部分がございますので少し推計といった部分もございまして、約15%の減というようなことで、先ほどの令和3年の数字よりはコロナ前に少し近づいてきているというような状況でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】 以上で説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、28、29、30、34、45、46となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を

行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【浦川委員】世界遺産の件についてお尋ねしたいんですけども、軍艦島、端島については、毎年、台風とか来た時に係船場が毎回壊れるような形を聞いております。そういった台風等の対策とかなんか今後考えられないのか。毎年、そういったことで観光客が来ても行けないというような状況が続けば、船会社も経費的にもきついかなと思います。潮受け堤防を設置するか、何かしら対策等は今後考えられないのかお尋ねいたします。

【栗原文化振興・世界遺産課企画監】浦川委員からご指摘のとおり、これまで端島の観光上陸に関しましては、その被害による復旧工事のために、かなりの長期間、上陸禁止となる事態が続いていたことがございました。特に元年度、2年度は、年間150日あるいは50日というように、かなり長期の上陸ができない状況になりまして、クルーズ船の観光事業者等への影響も大きかったところでございます。

そうした状況を踏まえまして、これまで長崎市の観光部局あるいは世界遺産部局におきましても、県と国と一緒に検討もいたしながら一定の対策を取ってきたところでございます。例えばドルフィン桟橋の防舷材が流出することで上陸ができない、あるいは観光客の方の安全を確保するための転落防止柵等が破損する、あと、瓦礫が見学通路に飛散をするために、その除去

に時間を要する、こういったいろんな状況が重なって長期化するという傾向にございましたので、それぞれ対策を取ってきたところでございます。

例えば、転落防止柵につきましては、台風は事前に予測できますので、着脱するという形であらかじめ取り外しをしまして、それで台風が通り過ぎた後に再度設置するというので、一定、時間を短くすることができるようになりました。あと、瓦礫に関しましても、見学者の通路について飛散が及ばないように別の場所、具体的には小中学校のグラウンドに置き直しまして、対応を取ったところでございます。

あと、ドルフィン桟橋の防舷材につきましても、運輸局等と検討いたしまして、一時的な緊急対策として船側の方に護岸との緩衝材をつけることによって上陸できるように、そういったことでいろいろ対策を取りまして、先般の台風につきましても、被害もそう大きくなかったんですけども、既に連休、23日からは上陸ができるようになっております。

こういったことで、一定、市の方も対策を取りまして、できるだけ上陸禁止期間が長期化しないように対策を取っている状況でございます。

【浦川委員】わかりました。そういったことに対して期間をなるべく短くするような取組をされているということで安心しました。

端島の世界遺産になる建物自体の風化というか、そこら辺は風化を止める取組は今後なされるのか、崩れていくのを見せていくのか、そこら辺が何とも言い切れないところですけども、建物を保存するための取組は、今後どういうふうにされる予定なんでしょうか。

【栗原文化振興・世界遺産課企画監】無人島となりましてから、もう50年近くが経過しており

まして、建造当初からしますと100年以上がたっている、もともとは岩礁だったところに石炭産業によって人工的に拡張されて成り立った島です。今ご指摘の建物、住宅につきましては、鉄筋コンクリートの一般的な寿命でいいますと、おそらく50～60年といったところをとうに過ぎているという状況もございます。しかも、海の塩害によって鉄筋がさびるというような致命的な劣化の原因もございます。

端島の遺構につきましては、島を形づくっている護岸と擁壁、それから石炭の生産施設、人々が暮らしたアパート群などの居住施設に分類されるというふうに思っております。そのうち産業革命遺産の世界遺産としての本質的な価値を示しているのが明治期の護岸と石積みの擁壁、それから生産施設については、最優先の保存対象として積極的に保存措置を講じていくということが、長崎市における修復・公開活用計画の中で整理をされているところでございます。

今、浦川委員からご指摘がありましたところは、多くは居住施設になるかと思うんですけれども、劣化が著しい状況にあります。そうした中で保存の可能性を追求しながら、優先度の高い建物から劣化の進行を抑制するような措置を施していくというのが市の優先計画、今後30年の計画の中で方針として今出されているところです。

居住施設の中でも一番代表的な建物で島の最も高い場所にある、要は、軍艦島のシルエットをつくっている3号棟、こちらについては世界遺産の価値を証明しているほかの遺構と併せて優先的に対応していきたいということで今計画されているところでございます。

【浦川委員】わかりました。なかなか難しいという状況なのかなというふうに思います。先ほ

ども言われたように、シルエット、要するに軍艦のように見える部分が一番大事だと思いますので、そういったところはシルエットが変わらないように市とも協力していただいで国の方に求めていくような形でしっかりやっていただきたいと思っております。

それと、ちょっとお尋ねしたいんですけど、4月に「KAZU1」という、知床で船が沈没する事故がございました。長崎のそういった船舶を利用して観光する部分での安全対策とか、そういった部分に対しては、所管外かもしれませんが、対応とか安全管理とかはどのようにされているのかと思っております。

【永峯観光振興課長】海上交通に関することにつきましては、交通政策課が直接の所管でございますので詳細はわかりかねるところがございますが、私どもが伺ったところでは、県では確かに軍艦島を含めまして、いろんなところで無人島クルーズでありますとか、そういった事業をなされております。

先般の北海道での事故を受けまして、国の九州運輸局から緊急点検といったような動きがなされたというようなことを伺っておりますので、そういった形で安全対策等の徹底がなされていると認識しております。

【浦川委員】わかりました。改めて交通政策課に確認したいと思っております。

最後に、ベトナムとの交流についてなんですけれども、クアンナム省と5周年も含めた形でやっていかれるというふうに説明を受けたんですけれども、ベトナムでは結構どこの地域でもというか、ほかの省、他都市についても、いろんなアプローチがあって、ここだけじゃなくて、もっと広くベトナム全域も含めた交流とかできないかというふうに思うということが1点。

あと、例えば航空路の定期チャーターとか、そういった部分の検討は、例えばクアンナム省でもいいですけども、今後そういった周年行事も含めて盛り上がっていく中で、長崎県として定期便とかチャーター便の可能性で航空路を確保していくとか、そういった部分があれば、福岡にばかり行くよりは、新たな路線の可能性というのはどのように検討しているのか、将来的なことでも構いませんけれども、何かありましたら教えていただければと思います。

【江口国際課長】まず1つ目の、ベトナムとちょっと広域なところで交流してはどうかというご提案でございます。

これにつきましては、長崎県が今交流をしているところはクアンナム省というところで、ベトナムの中部の都市でございます。ここと交流を始めたきっかけといたしましては、御朱印船が江戸時代に長崎から出航してベトナムの中部の方と貿易をしております、そこで日本人街が形成されておまして、長崎から出発された商人たちもそこで活躍しておった、または長崎の商人、荒木宗太郎がベトナムの中部地域のアニオー姫をお嫁さんとしてお迎えしたといったようなストーリー、こういった歴史的なゆかりを踏まえたところで、きっかけとして交流を始めたところでございます。

こういった交流をするにしましても、何らかそういったきっかけというものがあつた方がお互いにやりやすいということで、今、ベトナムの中部、もう少し言いますと、クアンナム省の隣のダナン市という、ベトナムでいいますと直轄市がございまして、そこも提携はしておりますけれども、交流をしている状況でございます。また、ほかの地域との交流につきましては、そういった歴史的なゆかりだとか、

歴史的じゃなくても産業面とか観光面での交流などがありましたら、また検討する余地はあるかなと考えておるところでございます。

【浦川委員】わかりました。観光でいえば、そういったきっかけの中で交流を広げていくというのはわかるんですけども、いろんな地域と交流というか、つながりができていけば、それは観光も含めて盛り上がっていくのかなというふうに思いますので、できたらチャーターとかなんか、キャンペーンを定期的にやっていただいて、少しでも長崎県を知っていただけるように頑張してほしいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【立石国際観光振興室長】今お話をいただきましたチャーターも含めて、国際航空路線につきましては、既存の上海線と香港線が現在運休しておりますけれども、そこを早期に再開することと、これまでチャーターを実施してきました台湾線につきましても、新規就航に向けて優先的に取り組んでいるところでございます。ベトナムも含めまして東南アジアからの路線につきましても、IRが認定されて事業が進んでいきますと、当然、路線の拡大もどんどん進めていくこととなりますので、需要の創出を図り、状況を見ながら、チャーターも含めて現地の航空会社等と協議をして新規就航に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【石本委員長】ほかにありませんか。

【堤委員】国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について質問します。

これは質問じゃないですけど、補足説明資料の7ページの1行目の開・閉会式のところに、「基本構想に基づき、長崎県らしさ」と、「を」が抜けていますので、「を」が入ると思います。

開催概要のところ、統一名称（愛称）、そ

れから大会キャッチフレーズを今年度中に公募予定であるという説明がありましたけれども、名称は第何回の国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭という名前で、愛称というのは、この会の愛称ということだと思いますが、「〇〇文化祭」ということになるのかなと思ったり、それから、キャッチフレーズというのはスローガンみたいなことかなと思いますが、どういうふうになるんでしょうか。これまでの他県の例はどんなふうになっているんでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 これまでの他県の例を申し上げますと、今年の沖縄県につきましては、愛称が「美ら島おきなわ文化祭2022」、キャッチフレーズについては「文化芸術の花 咲いわり」とされておりまして、一つ前の和歌山県につきましては、「紀の国わかやま文化祭2021」、キャッチフレーズが「山青し 海青し 文化は輝く」、宮崎県につきましては、愛称はなく、キャッチフレーズを「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」となっております。

【堤委員】 ありがとうございます。そうすると、他県の例にならば、「〇〇長崎文化祭 2025」というような愛称になるんですかね。前の例にならば、そういうふうになるのかなと思いますけど、わかりました。

5ページに基本方針が6項目掲げられてあるんですが、この中で例えば3番目に「県民一人ひとりがおもてなしの心で、地域の魅力を発信し」とありますけれども、この文化祭にボランティアの皆さんがたくさん関わられるのではないかなと思っているんですが、ボランティアという言葉はどこにもないんですけれども、この辺はどうお考えなのか質問します。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 ボランティアにつきましては、過去の事例でも、例えば

国体でもたくさんのボランティアの方に参加していただいた実績がございますし、各県でもいろんな形で、例えば和歌山県では、広報、若い方にSNSで情報発信をしてもらうようなことをされておりまして、いろんな形でボランティアに関わっていただくことを考えております。

また、県内の大学のネットワーク等を活用して大学生のボランティアによる運営体制を検討したりとか、大学につきましては、若者の参画という視点で、長崎大学の河野学長からのご意見もあったんですけれども、できるだけ多くの若者が参画するような工夫をしてほしいということも承っております。

例えば、東京オリンピック、パラリンピックにおきましても、日本のボランティアスタッフによるおもてなしが世界中で話題になったと思いますので、県民の皆様がおもてなしの心を持って来訪者をお迎えしまして、満足度の向上につながるように努めてまいりたいと考えております。

【堤委員】 ありがとうございます。労働というか、体を動かすボランティアだけじゃなくて、情報発信のボランティアを、特に若い人たちを中心に進めていただくようなこともあるということですね。

若い世代ということ言えば、4番目のところで、「次代を担う若者や子ども達が主体的に関わる」ということが触れられていますので、若い世代が企画や運営に携わるような、そういうものもしっかりつくっていただいて、本当に主体的に関わる、自分たちがつくり上げる文化祭というふうにもっていただきたいと思います。

それから、観光の推進ということで、国内や海外からの誘客につなげていきますとあるんで

すが、この文化祭を通して県内各地への周遊とか、そういうところにつなげていってはどうかと思えますけれども、その辺はどういうふうにお考えなのか、お尋ねします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】国民文化祭は、日本最大の文化の祭典ということもございまして、県外からも多くの方がお見えになるということを想定しております。そういう意味では、できるだけ都市部に集中することなく、できれば全21市町で国民文化祭の事業、イベントをやっていただいて、例えば他県の例では、トラベルセンターのようなものを事務局につくって県内を周遊するツアーをつくったりということをされておりますので、できるだけ経済効果が県内各地に波及するような対策を考えていきたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございます。本当に長崎とか、そういうところだけじゃなくて、県内のいろいろな、離島もありますし、そういったところに足を運んでいただけるようなものにしていただきたいと思えます。

それから、国際交流ということであれば、長崎は古くから海外との交流が盛んなところでありまして、この国民文化祭に海外から参加したりとか、あるいは県内に在住する外国人の方とか、留学生とか、そういったところの参加というのは、どんなふうになるのでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】国際交流に関しましては、今後、具体的に企画を固めていく中で、そういった要素の事業も加えていきたいと考えております。例えば、県内在住の外国人の方でありますとか、海外からのアーティストの参加でありますとか、そういったことは具体的な事業の検討の中でいろいろご意見も求めて組み立てていくことができればいいかと考

えております。

【堤委員】今後、そういうものも含めた国際交流の形というのを取り組んでいただきたいと思います。

それから、障害者芸術文化祭と一緒にやるわけですが、今、コロナ禍で、2025年がどういう状況かわかりませんが、ステージ発表などがあるとともに、オンラインで見たり、参加したり、そういったことも想定されているのか、そこのところをお尋ねします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】障害者芸術文化祭につきましては、直接の所管課は障害福祉課でございますが、今後、国民文化祭、障害者芸術・文化祭そのものを、そもそもそういった大会を明確に区別するのではなくて、一体的に障害者の方も参加できるようなことを考えていきたいと思っておりますし、その手法の一つとしてオンラインによる参加も検討していくことができると考えております。

【堤委員】障害者芸術・文化祭に限らず、国民文化祭の方も県内のいろいろなところにいらっしゃる方がオンラインで見たり楽しんだりすることができるような、そういったものをつくっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

【石本委員長】ここで審査の途中ですが、換気のためしばらく休憩させていただきたいと思います。

再開は11時10分からお願いします。

午前11時 0分 休憩

午前11時10分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

ほかにご質問はございませんか。

【西川委員】観光振興についてお聞きしますが、

今、説明もいただいたし、また、一般質問でもやり取りがあっていましたが、新幹線開業での驚くような反響というか、いい方の、素晴らしい観光客の訪問が長崎市内にもあったと思います。そしてまた、先ほどの堤委員の話にもありましたように、県内各地につなげていく、そういうことも考えていただきたいと思います。

まず、新幹線開業、「日本一短い新幹線」とテレビでも言われて、それがかえって話題になっておりますが、新幹線開業に対する所管部としての捉え方、そして、再度お聞きしますが、その県内各地への広げ方についてまずお尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】新幹線の開業が本県の観光に及ぼす影響についての私どもの期待ということでございます。

先週の開業初日も含めまして、この3連休、県内は多くの人出で賑わったという状況がございます。これは特に23日の開業日につきましては、私どもも予想以上にお客様においでいただいたなというような感想を持っているところでございます。やはり百年に一度のまちの変革というような表現もございますが、私どもとしても、これは大きく期待をしているところでございます。

私は先日、東京でのツーリズムEXPOという展示会に参加しましたが、東京でも先ほどおっしゃったような「日本一短い新幹線」というような特徴もございまして、そしてまた、報道も多くなされたようでございまして、かなり認知度が、予想以上にこれもあったかなというふうに感じたところでございます。

したがって、これをいかに実際に長崎においでいただけるようにつなげていくかということが重要かと考えております。

当面の取組といたしましては、先ほど部長説明の中でもご説明申し上げましたが、10月1日、今週の土曜日から、JRグループ、それから佐賀県と共同でデスティネーションキャンペーンを展開してまいります。こういったところで集中的に誘客に取り組んでまいりたいということ。

それから、2点目の県内の周遊の部分でございますけれども、確かに新幹線の開業ということで沿線は大きな効果が見込めるところでございますが、そこからの二次交通対策も含めて県内を周遊していただくということは、私どももしっかり取り組んでいきたいと考えております。

実際、旅行会社からは、例えば島原半島の周遊でありますとか、あるいは県北を周遊するプランでございますとか、新幹線と組み合わせた旅行商品の造成・販売といったところも進んでおります。そういったところもPRしながら、私どもとしても、各地域の観光素材をしっかり磨き上げ、PRしながら、県内各地を周遊していただくところにつなげてまいりたいと考えております。

【西川委員】デスティネーションキャンペーンの内容をよくわかってないんですけど、佐賀県と長崎県は焼き物の里、また、シュガーロードで佐賀も長崎も甘いものが、福建省からの、中国貿易のおかげで昔から豊富だったという共通のことがあります。そういうふうな特徴を生かした何か旅行商品とか、そういうのは業界関係者などと何か計画されていることがありますか。

【永峯観光振興課長】今回のキャンペーンにつきましては、まさに佐賀と連携して実施するところが大きな特徴でございます。前回、このデスティネーションキャンペーンについて

は、平成28年に実施した経過がございますが、その当時は長崎県単県で実施したところがございます。しかし、今回は佐賀との連携ということで、「佐賀・長崎」というふうに表現いたしておりますが、要は西九州という視点でお客さんにおいでいただくというところで行っているところがございます。

先ほど委員からご指摘がございましたシュガーロード、あるいは肥前やきもの圏、こういった両県共通の日本遺産、こういったところも最大限に活用していこうということでお互い話をさせていただいているところがございます。具体的には周遊パスをつくって両県を回っていただくような商品も準備しているというような状況でございます。

【西川委員】やはり隣県佐賀との共同戦線、力を合わせてやっていくということが将来の新幹線の鳥栖までの延伸にもつながると思いますので、観光振興を通して頑張ってくださいと思います。

次に、インバウンドについてお尋ねします。

今、長崎新聞でも特集で、「絆・未来 日中国交正常化50年」ということで、ずっと昔からの長崎と中国、特に福建省とかのつながりを中心に、上海とかも関係ありますが、中国の上海方面、そして福建省の中で県内自治体も姉妹都市とか多くありますし、節目の年は行ったり来たりしたと思いますし、また、上海事務所の役割も相当効果があったのではないかと思います。

まず、福建省、上海、そして香港を含めた中国とのインバウンド対策について詳しく説明いただきたいと思います。

【立石国際観光振興室長】香港、中国のインバウンド対策につきましては、私どもも、韓国、台湾等含めまして、中国、香港も主要な重点市

場ということで取り組んできております。どちらも定期航空路線がございますので、中国、香港からの誘客につきましては、運休が現在まだ続いている状態でございますけれども、現地での観光展に出展をしたり、SNSやWebサイトを使って、新幹線等の新しい情報を発信して、再開後の需要回復につなげようということでプロモーションを続けているところがございます。

中国につきましては、まだ水際対策がなかなか厳しい状況でございますけれども、香港は徐々に航空便も福岡を中心に増えてきておりますし、香港に帰る時の水際対策も少しずつ緩和されているという報道も出ておりますので、引き続き、東アジアの主要な地域として誘客対策を強化してまいりたいと考えているところがございます。

【西川委員】香港の政情不安ということをご心配な面もありますが、今朝ほどのニュースでも、香港はコロナの制限を全部やめるということで自由に行き来することが、行きも帰りも規制がないようになっております。

そのような中で、数年前に香港の旅行会社に長崎へ観光客を送っていただけるようお願いに行ったんですが、やはり来てもらうからには長崎県からも行かなければならないということがあると思いますが、そうするためには行政だけではだめで旅行会社、また、関係各方面の協力も要と思います。

インバウンド対策について裏づけとなる片道通行ではなく、行き帰り両方がウィン・ウィンになるようなためには、県内の協力が必要だと思いますが、その辺についての対策というか、働きかけというのは何かなされておるのでしょうか。もうウィズコロナじゃなくてアフターコロ

ナを見据えた対策をしていかなければならないと思いますが、考え方、計画があれば教えてください。

【立石国際観光振興室長】路線を維持していくためには、インバウンドだけではなく、こちらからのアウトバウンドも、相互に確保していく必要がありますが、現在2年以上行き来ができてない状況でございますので、アウトバウンドの具体的な対策につきましては、九州地域戦略会議にプロジェクトチームがございまして、九州全体で空港を連携しましてインバウンドも含めてアウトバウンドも一緒に利用促進ができないかということで、7県と一緒に協議を進めております。それぞれの修学旅行であったりビジネスであったり、アウトバウンドの需要がどういうものがあるかということ共有意識を共有いたしまして、どういう手法で取り組めばアウトバウンドが促進するかということで、来月もそういう協議をすることになっております。

イン・アウトも含めて、長崎空港だけではなく、長崎空港を経て他の空港から出るとか、アウトバウンドにつきましても広域で手法を共有しながら、特に修学旅行などは受入れの交流の学校の体制とかも必要になってきますので、そういうものをどういう形で受入体制を整えればいいのかということも、各県で連携して九州全体で今協議を進めておりますので、そういうことを参考にしながらアウトバウンドもしっかりと進めていきたいと考えております。

【西川委員】今、修学旅行の話が出ましたけど、修学旅行は大事なことだと思いますので、県内の高校生もしくは中学生が中国方面に行けるように、また、反対に来ていただくように、今までもいろいろな実績がありますが、今まで以上に、コロナ以前の実績以上に来ていただけるよ

うに頑張っていたきたいと思います。

それで、梅屋庄吉と孫文の関係の中からいろいろ事業をなされてこられて、その途中でコロナで途切れてしまったような感じもするんですが、どうですか、次長は上海事務所にも長くおられました。それと黄檗文化でしたか、隠元和尚とかの関係で福建省とのより深い交流ももっと進めていくべきだし、先ほどちょっと言いました県内の自治体で姉妹都市があちこちありますので、その交流の促進など、旗振り役はやはり県がしなければならないと思いますが、アフターコロナの計画などが無いものか、何か構想があったら教えていただければと思います。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】委員から今お話がありました孫文・梅屋庄吉と長崎、また、隠元プロジェクト等につきましては、アジア・国際戦略のソフトパワーの強化の一つとして海外への情報発信、そして、本県のプレゼンスの向上、また、人的ネットワークの構築など交流基盤の強化につなげるということで実施しているところでございます。

この間、これまで築いてきた人脈、本来であれば直接行って、孫文関係の記念館とか資料の保有者とか、あと隠元関係の萬福寺とかそういったところがございしますが、直接足を運んで交流を図るとというのが一番理想的な形でございますが、実際はコロナで現在途絶えているところは、正直、仰せのとおりでございます。

我々といたしましては、これまで築いた関係は、先輩たちが築いてきた大事な関係ですので、ここで途絶えさせるわけにはいきませんので、アフターコロナ、渡航が可能になれば早速足を運びまして、そういった関係者といま一度、その関係を強化するという。それをまた単なる交流に終わらせるのではなくて、先ほど申し

ました経済交流の基盤強化につながるような人的交流の拡大に向けて努力していきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

【西川委員】やはり歴史的に長いお付き合いのある中国とは、そういうことでより交流を深めていただければと思います。

そのような中で、孫文の関係で今でも国立故宮博物院などに孫文像をちゃんと設置させて、台湾が相当、孫文に対して尊敬をして、台湾の人たちは孫文と言ったら相当の影響があると思います。

そういう孫文と梅屋庄吉の長崎との関係の中から台湾との、ただの観光とか交流じゃなくて、そういう歴史を探究していく中での孫文と梅屋庄吉の歴史的事実のつながりでの台湾との交流とか、そういうことはできないものか。また、何かしていることがあれば教えていただきたいと思えます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】孫文、梅屋庄吉と台湾との関係ということでございます。

申し訳ございません。私を知る限り、孫文は中華民国成立時の臨時大統領ということで、そういった意味で非常に崇められているということで認識いたしております。ただ、梅屋庄吉自身が台湾に行った、交流として足を運んだかという、私の記憶する範囲内ではちょっと知り得ておりませんので、特に上海、香港が中国大陸ではメインのところだったと思えます。

私どもといたしましては、その関係をしっかり維持するということが、まずは第一義的なものだと思っております。過去に日中関係が悪い時期もございましたが、そんな時期に展示会を上海で開いたことがございますが、「孫文先生

は国父だから、いろんなことがあり得るでしょうけど、孫文先生の展示会に石を投げたり、そういうことはありませんよ」という話を聞いたこともあります。そういった意味では非常に尊敬されている方でございますので、その孫文と梅屋庄吉とが非常に関係が深かったということは、本県にとって非常に有利に働くものと思っておりますので、今後、そういった関係を、これまでもやってまいりましたけれども、今後もしっかり捉えてやっていきたいと考えているところでございます。

【西川委員】孫文の思想は三民主義だと思うんですね。そういう中で国旗と言えは中国の方は腹かくかもしれませんけど、台湾の晴天白日旗は、赤と青が特に目立っている旗なんですけど、それは孫文の三民主義からきた旗なんですよね。そういうことで孫文と梅屋庄吉とのつながり、長崎とのつながりを強調し、頭に入れて台湾とのつながりも考えていただければと思います。あとは次回の委員会に質問します。

【近藤委員】私から1つ、国民文化祭ということで、基本方針の中に「歴史を紐解き、未来へつなぐ海外交流」ということで挙げられています。この前、テレビを見ていて、ちょっとかちんときたんですよ。福岡がうどんをいろいろしている時に、うどんの発祥の地は福岡だということテレビで言ったので、それは違うだろうと。遣唐使とかなんとか、全部、五島からきてるんですよ。だから、五島の中に船崎とか、ここがそうじゃないのかという、大まかなそういうふうな、うどんの発祥の地とかあるわけですよ。でも、そういうことをどこも、上五島なんかでも、大体そこだろうまでで終わっているんですけども、ああやって福岡だって言われたら、多分、文化は五島からいっているわけです

よね。そこら辺で一つ、うどんということを挙げたんですけども、例えば世界遺産は皆さんのおかげで上五島とか下五島、結構入っているんです。この前、私も盆には教会とか行ったんですけど、観光客の方が次から次に予約して入っているのを見えています。

でも、この文化遺産の中に、日本の文化遺産ということでせっかく挙げられていて、いつも自分が不思議に思うのは、最澄、仏教ですよね、比叡山、最澄が一番最初に向こうから来たのは大宝寺ですよ。大宝寺から、そのまま山王山、上五島に来て、その山でいろんなあれをしてから比叡山に行っているんですよ。そういう文化がある。だから、上五島の山王山には銅像も建っているんですけど、年に1回、本山から十何人のお坊さんが来て、そこでお祭りをしているわけです。

そういう文化というのは、今やっているのに、それが全然表に出てこない。世界遺産をあれだけ一生懸命頑張っていたのに、ここに「歴史を紐解き」ってあるんですよ。もっと歴史をしっかりと町と一緒に紐解いてもらいたいなと。うどんの発祥が福岡と言われたら、それは私も黙っとらんですよ。それは必ずそういう文化の流れがあったはずですよ。

だから、そういうのをもう少し、長崎でそういうストーリーをつくっていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】委員ご指摘のことについては、日本遺産のことだと思いますので私からお答えさせていただきます。

委員ご指摘の最澄が開いた山王山、最澄が遣唐使の航海の安全を祈願いたしまして、無事、帰国後に山王神を勧進し開いたと言われているところでございます。そういった意味では、過

去、遣唐使、遣隋使の時代から最先端のまちだったというのは容易に想像がつくわけでございます。

併せて、今回、大宝寺が日本遺産の追加構成資産に指定されました。唐から帰国した空海が真言密教を説いたという伝承がございまして、関西や大陸との交流を物語る梵鐘や、五重層塔などが保存されておりまして、国境の島のストーリーの内容を充実させるためには非常に効果があるものだとということで今回認定された次第でございます。

そういったことで非常に歴史がある中で、うどんについても、非常に熱心に研究されている吉村さんがいらっしゃいまして、過去何度か私もお会いしてお話をしたこともございます。そういった意味では、うどんの可能性も、五島列島が発祥の地というのも、私、個人的には、そうじゃないかなと思っている一人でございます。あとは、それをしっかりアウトプット、いかにしてPRに努めていくか、認知度を高めていくかということが肝要かと思えます。

先般も西九州新幹線の開業イベントがありました県庁跡地におきまして、日本遺産と世界遺産をコラボいたしましてPRしたところでございます。約1,000人近くの方にアンケートを行いまして、今集計中でございますので内容についてはまだ未公表でございますが、そういった形で広くPRも図ってきたところでございます。そして、長崎駅にも世界遺産と日本遺産のパネルといったものも掲示して、とにかく世界遺産とコラボしながら一生懸命PRを図っていただくということで邁進しております。

まだまだ道半ばではございますが、委員ご指摘のように、十分でないというのは我々も認識しておりますので、そこを世界遺産に負けない

ような日本遺産の価値を理解いただけるようにしっかりPRしていきたいと思っているところでございます。

【近藤委員】山王山の中腹から何枚か銅鏡が出てきたと。その頃、鏡とかそういうのが山の中腹に、何年か前にそれが見つかったとか、そういう事例もあるみたいですので、そういう日本遺産の財産が長崎県の離島にあるんです、壱岐も対馬も五島も、平戸もそうです。そういうのをもう少し紐解いてもらいたいんです、いろんな形で。ストーリーは県がつくってくれないと、なかなか個人でこういうことだと言っても、県が認めた中でのストーリーじゃないと世の中には通用していかないと思うんですよ。だから、そういうストーリーをしっかりつくっていただければと思います。

もう一つだけ苦情を言っているんですか。上五島とか下五島には、今年の夏はコロナ禍の中、世界遺産でかなりの人が入りました。外海に行ったらあんまり見ないんですよ、そういう方を。せっかく世界遺産のそういうふうな形での興味で、いろんな形で人が回っている中で、平均的に回っていくような取組、市町の問題でしょうけれども、県としては、そこら辺との連携をしっかり取ってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

【小林委員】それでは、国民文化祭について関連してお尋ねをしたいと思います。

うどんは五島です。申し上げておきたいと思っています。

まず、ご説明がありましたように、令和7年度の国民文化祭が本県、長崎県に内定をしたと。こういう非常に価値のあるお話でございます。心から喜びたいと思います。

令和7年度というのは、先ほど企画監からお

話ございましたが、被爆80年、あるいは長崎県美術館、長崎歴史文化博物館が開館20周年を迎えたという一つの節目であると、また新幹線も開業していると。こういう状況の中で3年後の令和7年度に国民文化祭が本県で内定したということは、もう一度申し上げますが、大変価値のある、大変ありがたいことだと思うわけでございます。

この内定を本県としてはどのように受け止めておられるのか。これは部長が言うのか、次長が言うのか、企画監が言うのか、これだけの大きい決定について本県はどのように受け止めておられるのか、この辺のところについてまず基本的な考えを聞きたいと思います。

【前川文化観光国際部長】令和7年度の国民文化祭、本県にとっては非常にうれしい、大きなイベントの開催を昨年度決定していただいたと思っております。特に小林委員からもお話がございましたとおり、本県においては、ちょうど被爆80年という年になりますので、平和県長崎としては大変意義深い年に、また、文化の面では美術館・博物館の開館20周年、それから、本県は国際交流を礎に発展してきた都市でございますけれども、そういう意味では長崎空港もちょうど開港50周年に当たりますし、中国総領事館もちょうど開設40周年の事業に当たりますので、非常に意義深い年に開催することができると考えております。

現在はコロナでいろいろな文化活動が制限されている中、文化活動に携わる方々、非常に厳しい状況の中で取り組まれているものと思います。

そうした中で、去る9月23日には新幹線が開業いたしまして、長崎県は非常に大きなにぎわい、そしてこれからさらににぎわいを取り戻し

ていこうという中にあるかと思えます。

こうした新しいにぎわいの部分をしっかりと令和7年度の国民文化祭につなげていきまして、国民文化祭を契機として本県の文化、あるいは国際交流、平和への取組をさらに充実したものにしていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】今の部長の受け止め方ですね、大変力強いと思っております。節目の、おっしゃるように百年に一度のまちづくりが今まさに始まるようとしていると、あるいは始まったと。こういう状況から、3年後の令和7年度ということで、これは令和の時代になってから、聞けば、国民文化祭という位置づけは四大行幸啓の行事ということで格上げになって非常に関心が高まっていると。こういうものが長崎県で決定をされたということ、重ねて大変ありがたいと思っています。

そこで、当然のことながら、今いう長崎県のまちづくりに、この国民文化祭、あるいは障害者芸術・文化祭も併せて本県の大きなプラスに、ますますの発展につなげていかなければいけないと、こう考えるわけです。

そうしますと、まず、国民文化祭に大体どれくらいの人たちが集まる見込みを立てているのか。当然のことながら、そこからいわゆるもたらされる経済波及効果、この辺のことについてお考えがありますか、お尋ねをいたします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】国民文化祭の総参加者数につきましては、これまで開催した過去7県の平均では、約188万人となっております。本県開催の総参加者数の目標につきましては、平均的な予算規模や開催期間とした場合は、平均的な総参加者数である約188万人を上回る高い目標を設定したいと考えております。

また、経済効果につきましては、これまでの開催県の平均から約154億円となっております。

【小林委員】企画監、188万人を超える勢いと、こういう見方。それから、これまでの事例をもって154億円ぐらいの経済波及効果と。こういうような状況でございまして、これがそのとおりの展開になってまいりますと、これまた力強いと、こういうような考え方を持つわけです。

そうしますと、これだけの人が集まるということになってまいりますと、それに足るだけの内容をしっかり整備し、それだけの笑われないような長崎県の本来の姿にしていかなくちいかんと思うんだよ。

そうするためには、基本的に迎えるわけだから、そういう点から考えて総事業費は幾らぐらい必要になってくるのか。今いう188万人、154億円の経済波及効果、これをもたらすために総事業費としてはどのぐらいのことを考えているのか、県は準備をしているのかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】委員お尋ねの総事業費につきましては、各県、非公表のため正確な数字はお示しできませんが、過去7県からの聞き取り等による推計値の平均では約11億円となっております。その内訳につきましては、概ね国が2億5,000万円、県が6億円、市町村等が2億5,000万円程度となっております。

本県開催の経費についても、今後精査していくこととなりますが、開催県の開催実績から推測しまして、その平均値である11億円前後の事業費と想定しております。

なお、開催に当たりましては、県が負担する必要経費につきましては、開催年に一度に支出するのではなく、県負担額の平準化を図るため、毎年度1億円ずつ積み立てることとしておりま

す。その他国の財源等を活用するなど、財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】よくわかりました。国で大体2億5,000万円ぐらいと、それから市町で2億5,000万円、こういう形の中で県が6億円ぐらいになるだろうと。それを毎年1億円ずつ積み立てをやってるんですよ。これはなかなか準備周りで、11億円の事業費をきちんと確保できるということで大変ありがたいと思っております。

そこで一番大事なことは、これだけの、まさに世紀のメインイベントをどうやって効果あらしめるものにするかという内容の問題、ここの要するに長崎の開催の国民文化祭等々が何を目指していくのか、こういう内容が一番大事だと私は思います。

資料の中に基本方針として6項目あります。この6項目については、まさに長崎県の将来像を描くために非常に大切な内容ではないかと、こういうふうに実は受け止めてこの資料を拝見いたしております。果たして長崎県としては、どういう具体的な内容の文化祭を目指しているのか。いつも言われるように、単なる一過性で終わってしまうと、線香花火のお祭り騒ぎだと、そうやって何も残らなかったと、歴史に何の位置づけももたらさなかったと、こういうようなことでは、これはやっぱり県の軽重を問われると思うんです。

この辺のところはとても大事だと思います。いろいろと事務方でご苦労いただいている企画監、その辺の目指すものをどういうふうに考えておるのか、これを明快にお答えをいただきたい。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】基本構想（案）におきましては、4ページの一番下の段

落に記載しておりますが、文化を通じた「人づくり、基盤づくり、地域づくり」の仕組みを将来に継承していくことが、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭のレガシーであるというふうに考えております。

具体的には、次代を担う若者や子どもたちが地元のよさを再認識することで、ふるさとに誇りを持って地域に活力をもたらすよう、市町や関係団体と一体となって文化資源の磨き上げや伝統文化の継承に力を注いでまいりたいと考えております。

文化、芸術は、県民の皆様にも心の潤いを与えるだけでなく、観光やインバウンドをはじめとする産業振興の大きな基盤でありますことから、国民文化祭を一過性のイベントとして終わらせることなく、本県の振興につなげてまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】今答弁された内容を必ず、先ほどから言っているような一過性のお祭りみたいなもので終わったということではなくして、後に残るのが大事だという形の中で、今おっしゃった次代を担う若者や子どもたちが長崎県を、あるいはそれぞれ自分が住んでいる長崎県の地域を、それぞれの地元を誇りに思うと。こういう形の中で文化、芸術、こういうものを進展させていかなければいけない。しかも、本県と市町が一体となって取り組んでいくという成果がきちんと今後位置づけられなければならないと。こういうふうに思いますので、この辺を向こう3年間準備をするわけだ、いろいろ大変でもあるけれども、先ほども言ったように、県と市町が一体となって国民文化祭、あるいは障害者の皆様方の文化、芸術のお祭りをしっかりやっていただくことを重ねてお願いをしておきたいと思っております。

終わりに1つお願いをしておきますけれども、これは長崎新聞だったかな、コラムで見たわけでありまして、この間の国体の結団式等において、障害者の皆様方のスポーツ選手、関係者と一体となって開催をされた。ということに対して障害者の皆様方は、とても力強く、喜んでいらっしゃる。こういう内容の新聞記事を拝見いたし、大変心温まる思いがお互いにいたしたわけでありまして。

したがって、今回のこういう文化祭におきましても、やっぱり共生という形で、みんなで力を合わせると。こういうような形の中で本当に結果を出していかなければいけないと、こう思いますので、障害者の皆様方、そして健常者の皆様方が一体となって、3年後の祭りをしっかり迎えることができるように、また、結果もすばらしいものを残すことができるようにお願いをしておきたいと思っております。

この点について土井口次長、あなたもこれを誘致するためにしっかり頑張ってきたと思っております。どうですか、ひと言最後にお話があればお願いしたいと思います。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】今回開催されます国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭は、まさに一体となった大会でございます。文化の振興、そして地域の活性化に寄与していくということは当然でございますが、委員ご指摘のとおり、共生する、いわゆる令和の時代にふさわしい、お互いを理解して共生する社会の実現に貢献できるようにしっかりと組み立てていきたいと考えておるところでございます。

【瀬川委員】省エネと省力化に寄与する設備投資の件ですが、163件を採択されたということですが、全体としてどれぐらいの提出があったのか、採択基準はどうだったのか。その中にお

いて個性的なというか、独特なアイデアを持った事業計画がどのぐらいあったのか、その辺のところをお聞かせください。

【永峯観光振興課長】今回の宿泊施設の緊急環境整備支援事業につきましては、8月1日まで募集いたしましたして172件の申請がございました。そのうち163件を採択したところでございます。

ちなみに、予算面を申し上げますと、6月の補正予算でいただきました予算、補助金ベースで4億4,000万円の予算に対しまして、この163件の採択額につきましては、4億3,800万円ということで、ほぼ予算いっぱいという申請をいただいているところでございます。

それから、審査基準でございますが、今回の事業につきましては、昨今の原油価格・物価高騰への対応というところを主眼に置いておりますので、省エネ効果が大きな案件といったものを見せていただきました。

審査を行う際には、財務面の専門家の方、それから省エネ効果がどうかというようなところも見ていただけるような、外部の専門家の方にも入っていただきましたし、また、旅行会社の方にも見ていただくなど、そういった外部の視点も入れて審査いたしましたところでございます。

審査基準ということでいくと、先ほど申し上げた省エネ効果がどうなのかというところであったり、今後の事業展開にどうつながっていくのかというところを総合的に見ていただいたところでございます。

それから、取組の特徴的なものということでございますが、昨年度まで行っていたような前向きな投資の補助事業ということではございませんで、今回、省エネに着目したものでございますので、取組としては、ボイラーであったりエアコン、照明をLEDに取り換えるというよ

うな事業が数多く提出されているというような状況でございます。

【瀬川委員】 もう一つお聞きしたいんですが、西九州新幹線が開業してガイドブックの作成とポスターの作成、ホームページへの掲載というようなことをやっているということでありまして、せっかく佐賀の武雄、嬉野の2駅も一緒になって開業したわけでありまして、さっきちょっと話が出たかと思えますけれども、もうちょっと具体的に両県できちんと、例えば3つのガイドブック、ポスター、ホームページ、あるいはSNSというようなものをきちんと一枚のポスターの中に佐賀県と長崎県が一緒に入ったものがないか、あるいは武雄、嬉野、新大村、諫早、長崎という駅からの発信ということで、同じポスターの中にそれが入ったようなものを両県、あるいは関係市の共同、両県と一緒にやってやることできないか。これはポスターに限らず、ガイドブックとかSNSでの発信とかを含めて、そういったことを具体的にやるべきではないかなと、私はそう思っております。

さらに言うと、そういう媒体ということも必要なんです、人的な交流を含めて、長崎県民が例えば武雄駅の人との交流、駅の祝いを盛り上げるために、長崎の観光事業者が向こうに行って盛り上げるというようなことだって考えていいんじゃないかというふうに思っております。

なぜこういうことを言うかということ、要は、武雄・嬉野で佐賀県民が、やはり開業してよかった、成功したんだよということを一日も早く実感する機会をつくってやる。そしたら、次は新鳥栖までなんですけど、新鳥栖まで一気にやるということに抵抗があるとすれば、佐賀駅まではもう一回延ばしてもいいんじゃないか、そしたら佐賀市の周辺も含めた開業効果が出てく

るんじゃないかということだって考えられると思うし、担当部署じゃないけど、そこを横からなり下からなり側面から、お互い支え合っていくのが行政だと思うし、仮定の中でなかなか大変だろうと思うんですが、仕事の持ち場、持ち場でやるべきことがあるんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

【永峯観光振興課長】 今回のデスティネーションキャンペーンにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、佐賀県との連携というところに力を入れて私ども取り組んでいるところでございます。

ですので、委員からご指摘がございましたポスターでございますとかガイドブックにつきましても、佐賀県と共同で作成いたしております。それぞれ食でありますとか、観光地についても、佐賀と長崎を両方載せた形で作成いたしております。先ほど申し上げたように、西九州が一体となってPRをするというような視点で取り組んでいるところでございます。

そしてまた、武雄・嬉野との連携といったようなところにつきましても、私ども、例えば県北地域を新幹線のお客様に周遊してしていただくというような視点でまいりますと、武雄・嬉野からも周遊性が高いのではないかなというようなことも考えておりまして、そういった部分につきましては佐賀県の担当課とも何度もお話をさせていただいております。

両県の旅行事業者の方々が、そういった周遊プランを作成するといったようなところに支援ができないかというようなお話もさせていただいているところでございます。

また、武雄市についても、長崎市内でも、積極的にPRをされているというようなところもございまして、その部分については県境を

超えて、まさにご指摘がございましたとおり、西九州一体というようなPRを行うことによって、延伸の部分の機運醸成にもつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

【石本委員長】 審査の途中ですが、午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時半から再開し、引き続き文化観光国際部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 3分 休憩

午後 1時30分 再開

【石本委員長】 委員会を再開します。

午前中に引き続き、文化観光国際部の審査を行います。

審査内容について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】 文化振興・世界遺産課及び国際課にお尋ねしたいと思います。

旧統一教会関係団体との関わりについて調査をされているでしょうか。調査をされておりましたら結果をお示しください。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 文化振興・世界遺産課におきましては、平和希望音楽祭という音楽イベントにつきまして、令和2年度、3年度に、主催者の平和希望音楽祭実行委員会事務局である長崎平和大使協議会から後援の申請がございまして承認をした実績がございます。

【坂口国際課企画監】 国際課におきましても、同じ団体の長崎平和大使協議会から、今年度初めての申請でありますけれども、「ピースロード2022in長崎」というイベントに関して後援の申請がございました。

【堀江委員】 例えば文化振興・世界遺産課につ

きましては、昨年と一昨年に申請があって、これは許可をしたということだと思います。それから、国際課につきましては、今年、ピースロードについての申請があって、これは許可したということになるんですか。

【坂口国際課企画監】 申請自体は5月にありまして、一旦、決裁が終わって承認はしておりますが、実際のイベントはコロナの影響で中止になっております。申請側からも中止にしましたということで報告はいただいております。

【堀江委員】 つまり一旦は許可をしたんだけれども、結果として事業そのものがされなかったということで、主催者側としてはできなかったということで理解いたしました。

そこで質問なんですけど、旧統一教会は、靈感商法など反社会的活動を行うカルト集団ということから、地方自治体が関係団体等の行事に参加、関与するという事は、同会へのお墨つきを与えて被害を拡大するということにつながるの、私としては、地方自治体そのものが旧統一教会との関係がある団体ということがわかれば、その関係については今後関わらないという対応をすべきだと思っているんですけども、実際に申請の時点でそういう団体との関わりがわからなかったのか、あるいは実際、今、私が質問して調査をした段階で関係があるということで今報告がっておりますけれども、今後の対応についてはどうするのか、それぞれ答弁をお願いします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 今回の審査におきましては、申請書類に会則、活動実績等が添付されておりましたが、宗教的との活動内容が確認できず、申請団体と旧統一教会の関係を把握することはできませんでした。

また、音楽祭の内容につきましても、県内の

演奏家が数多く出演されておりまして、広く県民を対象とした通常の文化事業と認識をしておりました。

今後は、文化事業における後援名義使用の承認に当たりましては、申請団体についての調査を十分に行い、宗教的意図で実施される事業に対しては後援を行わないよう適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

【坂口国際課企画監】国際課の案件につきましては、イベントの申請があって、内容、目的等を審査した際においては、同じように申請団体と旧統一教会の関係というのが把握できておりませんでした。

取組の内容が、県内の大学生と韓国からの留学生が交流する日韓友好交流関係のイベントということでありましたので、国際交流に資するという観点から後援名義の承認をしたという経緯がございます。

今後につきましては、委員ご指摘のとおり、このような問題になっているような団体の取組を県が後援するようなことがあってはならないと考えております。こうしたことが起こらないように、事業内容の審査に加えて、この申請団体自体、問題がないのかという観点も踏まえてしっかり審査をしていきたいと思っております。

【堀江委員】それぞれ申請の団体について十分に審査を行う、あるいはしっかり審査を行うということなのですが、具体的にこれまでわからなかったというのがありますね。そして、旧統一教会の関係団体とは、こういう団体であるというふうな報道なり、そういうのがある中で、関係があるんだというふうなことがわかったというふうな答弁だったと思います。

今言われた、十分に行う、あるいはしっかり審査をするということは、今やっていることと

今後やることと、どこがどう違うんですか。どんなふうにしてしっかり審査を行い、あるいは十分に行うというふうに、実務上はどんなふうに、どこが変わりますか。

【坂口国際課企画監】今こういう問題が発生しまして、これまで申請団体に対する審査というのは、基本的には規約をご提出いただく中で確認をするというやり方をしておりました。ただ、実際に規約だけを見ても今回のようなケースをどうしても見逃してしまうこととなりますので、今まだ内部で検討している段階ではございますけれども、例えば役員の名簿でありますとか、団体の経営に踏み込むような感じになりますけれども、運営財源はどうなっているのかとか、そういったものを少し資料として求めていく中でチェックができないかということを検討しております。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】今回の案件につきましては、新聞報道等で関係団体が数多くあるということを知りました。実務面ではそういったものを、先ほど国際課が申し上げたような書類の提出も含めて、例えばインターネットのホームページ情報みたいなものを、事後的でしたが確認できましたので、そういったあらゆる考えられる確認手法を取って、そういった団体ではないということを確認していきたいというふうに考えております。

【堀江委員】今までやっていた審査、申請していた団体の確認と、これからやろうとしている確認の何が違うかということでは、資料を求めてチェックをしようということとか、あらゆる手法で検討しようということで、これは今、国際課の方で答弁があったように、手順としては今現在できているということではなくて、今後、これは2つの課だけではないと思うんですけれ

ども、これは手順的にこれからつくっていくという理解でいいんですか。

【坂口国際課企画監】委員ご指摘のとおり、今の段階では、どういうチェックをかけることによってこれをしっかり見逃さずに後援をしないということができるのかというところをまだ検討している段階でございますので、今の時点でかちとしたものをお示しすることはできませんけれども、国際課にしる、文化振興・世界遺産課にしる、関係しているところについては、情報を持ち寄ってこういったやり方がいいのかということを引き続き検討したいと思っております。

【堀江委員】先ほど国際課の答弁の中で、県がこういう団体と関係がある、そういう団体について県がいわゆる後援をするということは、あってはならないという答弁がありました。私は、その答弁を了といたします。

そうしますと、部長になるのか、次長になるのか、見解をお願いしたいんですが、今、私は2つの課をたまたま例に挙げてどうなのかというふうにお尋ねいたしました。これは文化観光国際部だけではなくて、県庁全体に関わる問題だと思うんですね。関係があるという団体であるということはどうやってチェックをするかというのは、これから協議をしますと、これからどういう方法があるかというのを深く検討した上で手順化するという事なんですけど、そういったことを、例えば文化観光国際部として一つの形ができたのであれば、それを県庁全体として共有していくというふうな、そういう手法というか、確認も必要ではないかと思うんですが、その点についてはどうですか。

【前川文化観光国際部長】まずはしっかり部内で検討させていただきまして手順等を定めてま

いりたいと思っております。

その上で委員からお話もございましたとおり、ここは全庁的に統一した基準で取り組むべき内容だと思いますので、そこは私の責任で全庁的な関係部長と協議をするなり、情報共有をするなりという形を取りたいと思っております。

【堀江委員】今の部長の答弁を了としますので、ぜひ今後一切関わらないという姿勢を示すということからして、きちんと、これまでの手順と、これからの手順と、どこがどう違うのか、そして、それが全庁的に確認されていくという形で対応していただきたいということを重ねて要望して、質問を終わります。

【石本委員長】ほかにご質問はございませんか。

【徳永委員】ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーンについて質問ですけれども、今回、9月30日まで延長するという事で評価いたします。9月30日までの、“心呼吸”の旅キャンペーンの状況は、どれぐらいの実績になりましたか。

【永峯観光振興課長】ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーンの実績でございますけれども、このキャンペーン自体は、昨年度から実施しているものでございます。昨年度と今年度と少し分けて数字を申し上げますと、昨年度につきましては、利用実績としては59万人泊分、今年度については、7月までの集計という形でございますけれども、34万人泊分ということでございまして、2か年合計で93万人泊のご利用が今年の7月までの実績としてあったというような格好でございます。

【徳永委員】これは予算からすれば、どれぐらいの消化ですか。

【永峯観光振興課長】この2か年の予算の総額を申し上げますと、全体では約173億円という

状況でございまして、そのうち2か年で執行している金額は62億円という状況でございます。

したがいまして、7月の時点でございますけれども、予算の執行残額については、約111億円という状況でございます。

【徳永委員】 執行残が111億円、これ、ちょっと意外ですよ。9月までならばちょっと増えるでしょうけれども、関係する宿泊関係者にすれば、この予算は非常にありがたい予算なんですよね。また、隣県にも対応したということで、特に令和4年度が令和3年度に比べれば少ないですけれども、少ない理由と申しますか、その辺はどういうふうに課長は理解されていますか。

【永峯観光振興課長】 今年度につきましては、7月分までの実績というようなことございまして、34万人泊ということでございます。昨年度は1年間で59万人泊でございますので、本年度は恐らく昨年度よりは数としては伸びるのはなかろうかというふうに考えております。

その利用を促していくというような意味合いにおいて、私どもといたしましても、例えば8月からは、これまで宿泊施設での直接割引のみで展開いたしておりましたが、8月からオンライン・トラベル・エージェント（OTA）、そういった宿泊予約サイトの導入といったものもいたしておまして、8月のOTAの利用につきましては、約7万人泊分というような多くのご利用をいただいているところでございます。

今後も、OTAの活用ももちろんでございますけれども、これから全国に広がっていくということになっていけば、さらに多くのご利用も見込めるものと考えておりますので、先ほどの予算につきましても、県内の宿泊事業者の方々に還元できるようにしっかり努めてまいりたいと考えております。

【徳永委員】 第7波が結構な感染者の数ということで、そこは影響があったんだろうと思います。ただ、執行残が111億円ということで、これ非常に大きな、せっかくの予算でありますので、ここは宿泊関係、観光エージェントと連携を取って、ホテル、宿泊関係者は大変ご苦労されておられますので、ここもまたそういう対策を取っていただきたいと思っておりますけど、その辺どう考えておられますか。

【永峯観光振興課長】 午前中もご答弁申し上げましたデスティネーションキャンペーンの中でも、旅行会社の皆様に様々な商品の造成をいただいているところでございます。西九州新幹線と組み合わせた旅行商品といったものも多数造成いただいておりますが、そういったものも今回の全国旅行支援の対象となってまいりますし、交通機関つきの商品については、支援の補助の限度額が5,000円から8,000円に引き上げられるといったようなこともございますので、そういった旅行商品を旅行会社ともしっかりタイアップしながら全国の皆様に販売していく、そういった促進のPRを行っていきたくて考えております。

【徳永委員】 県のふるさとで“心呼吸”の旅については、10月10日で終了するわけですよ。11日から国のGo To、ということは、さっきの予算は別になるわけですね。国からきている予算と一緒になりますかね、そういうことですかね。

【永峯観光振興課長】 予算の内訳でございますけれども、先ほど全体で約173億円の予算というふうに答弁申し上げましたが、この内訳を少し申し上げますと、このうち約47億円が昨年度の県民割あるいはブロック割へ充当できる予算ということございました。

それで、令和4年度に、これは当初予算で計上させていただきましたが、126億円の予算を県として計上させていただいております。この126億円の予算と申しますのは、もともと国の方はゴールデンウィーク明けから全国旅行支援を展開するという事を予定して、各県に予算を配分しておりました。その予算が126億円ということでございまして、これはもともと全国向けの予算として配分をいただいていたと。ただ、全国割がなかなかオミクロン株の関係で開始が先延ばしになってきて、その分、県民割が延長されてきたという経過がございますので、この126億円の予算の中から県民割に充当してきたというようなところがございます。

したがいまして、今回の全国旅行支援が開始されることによって新たに国から予算が来るといものではなくて、現行の予算、111億円を活用して今後もこのキャンペーンを展開していく、そういった状況になっております。

【徳永委員】わかりました。ただ、第7波の影響があるとはいえ、執行残がありましたので、これは非常に期待と、そして、この予算については、何回も言いますが、関係者は非常にありがたくいただいている予算でありますので、ここはしっかりと対応していただきたいと思っております。

それと、新幹線が開通して、先ほども議案外の中であったインバウンドが今から増えていくだろうと、国も制限の撤廃ということでやられております。新幹線については外国人のフリーパス券がありますけれども、九州新幹線の西九州ルートについても同様のフリーパス券があるのか。そして、フル規格でないものですから、途中、在来線もしくはリレーかもめを使うということで新幹線との接続、直接じゃないもので

すから、その辺の外国人のフリーチケットに違いがあるのか、それとも同じなのか、その辺はどうなんですか。

【立石国際観光振興室長】JR九州のフリーパスは、JR九州レールパスという名称で発売されております。これは普通列車、特急列車も含めて西九州新幹線も利用可能となっております。当然、長崎から博多までということで、乗り換える車両も含めて西九州新幹線ということで利用の対象になっております。現在、9月30日までの発売で、11月上旬までの利用ということになってはいますが、恐らく過去の例でいきますと、これがずっと継続していくのかなと思えますけれども、現在、発売されている状況でございます。

【徳永委員】確認をしていただいて、これは非常に外国人の方にとっては、新幹線のフリーチケットが非常に好評だということを知っておりますので、ここは確認し、そして、同様なチケットになるように県の方からもお願いをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】G7の会合についてお尋ねをしたいと思います。

長崎県並び長崎市が、そういうサミットの開催の中で、いわゆる関係閣僚会議が開催されますけれども、その中で長崎県で、その関係閣僚会合を誘致しようということで真剣に取り組まれたと思います。その結果が先日発表されまして、保健関係の閣僚会議が長崎市で開催することが決定したと、こういう非常にありがたい結果がもたらされたわけでありまして、午前中からも、国民文化祭が3年後だというようなことでございますけれども、このサミットは3年後と

いうよりも来年度というようなことになろうかと思っておりますので、早急にいろいろ体制を整備していかなければいかんかと思っております。

まずお尋ねしたいことは、長崎市で開催される予定の閣僚関係のそういう会合、特に保健関係、これはいつ頃開催されるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【江口国際課長】先日、9月中旬に発表がありました保健大臣会合についてのご質問でございます。

保健大臣会合の担当省庁は厚生労働省になります。厚生労働省とは開催に向けて打合せを始めた段階でございます。

お尋ねの開催時期につきましても、協議はこれからという段階でございますが、最終的には、国の主催の会議になりますので、国が決定して国から発表があるものと承知しております。

一方、2016年に同じように日本国で開催されました伊勢志摩サミットにおきましては、この時には10の関係閣僚会合が開催されたわけですが、そのうち8つの会合は、三重県でありました伊勢志摩サミットの前に開催されております。前の伊勢志摩サミットが5月26日から27日に開催されておりますけれども、それよりも前に10のうち8つの会合が開催されたということです。

したがって、来年、長崎で開催される保健大臣会合も、広島サミットは5月19日から21日に開かれると聞いておりますけれども、それよりも前、つまり4月とか5月中旬までに開催される可能性がありまして、それに向けて早急に準備を進める必要があると考えております。

【小林委員】確かに、日程については、過去の事例はわかるけれども、警備上の問題があるから、そうやすやすといつ頃というようなことの

計画を、あんまり早く明らかにはできないだろうというようなことは理解ができます。

ただいま課長がご答弁されたように、前回の伊勢志摩サミットにおいては、私も調べてみましたら、全体10ぐらいの閣僚会合が開かれていると、その中でサミット前に8つが開かれていると。こういう今のご答弁のとおりでありまして、そういう面からしてみても、長崎県で開催される予定というのが、今おっしゃったような日程が少し前倒しになってくる可能性もあるのではないかと、こんなようなことが推測されるわけでありまして。

そこで、課長、これは長崎県にとっても大変なイベントでありますし、長崎県で保健大臣の会合が開かれるということは、特に今、コロナの感染が世界中の大きな課題になっているし、また、長崎大学を中心として感染症に取り組んできた長崎県の経過があるわけですよ。

そういう意味からしてみても、今回のサミットに関する事前の閣僚会議というのは、長崎県のアピールの上においてもとても大事だと私は思います。警護も大事、いろんなことの中で大変だと思うけれども、どのような体制をもってこれから準備に入るのか。特に、長崎市とともにやっていかなければいかんことだと思いますけれども、その点についてはどのように考えているか、お尋ねをしたいと思います。

【江口国際課長】今、委員からご指摘がありましたように、今回の保健大臣会合の開催は、非常にチャンスと捉えて積極的に長崎市とともに取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中で長崎市と共同で専任事務局を早速設けたいと思っております。10月1日付で県の参事監をトップといたします専任事務局を県庁内に長崎市と共同で設置することといた

しております。

この専任事務局には、県から4名配置するほか、長崎市からも4名派遣してもらいまして、合計8名体制で準備を進めてまいる予定でございます。

このほかにも保健大臣会合を所管する厚生労働省からも国の方へ職員の派遣依頼も来ておりました、前例も踏まえまして、こういったものにもしっかりと対応して、国とも連携をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【小林委員】答弁で、専任事務局を設置すると、長崎市から4名、県側から4名、その他もろもろの方が入って準備の専任事務局を設置するというようなことはよくわかりました。ここはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

ただし、一つ気になりますことは、人の配置はとても大事です。同時に、どれくらいの予算が閣僚会議に必要となってくるのか。ここは負担の割合とかどのような流れになるのか、参考までにお尋ねをしたいと思います。

【江口国際課長】まだ開催が決まったばかりで十分な検討ができておりませんが、先催地、先ほど申し上げました伊勢志摩サミットの例を見ますと、数千万円から1億円台前半と各開催地で幅が大分ございます。平均しますと7,000万円から8,000万円ぐらいかと思っております、本県といたしましても、そういったものを参考に予算を想定して長崎市とともに検討を進めておるところです。

先ほどもご答弁しましたとおり、もしかしたら開催時期が広島サミットよりも前になることも想定しております、速やかに準備を進める必要があると思っております、そのため、今議会への追加提案も含めて予算の検討を進めて

おるところでございます。

【小林委員】わかりました。とにかく先ほどから何度も繰り返しているように、大変重いイベントを、この長崎市で開催できるということ、これは本当に大変なことだと思うし、これはまたチャンスだと思います。今言ったような事情の中で、ぜひ成功させて、長崎県の目的を達成できるように、ひとつしっかり取り組んでいただくことをお願いしたい。また予算もいろいろかかるかもしれないが、これは当然、賢明なる県議会でそれはご承認させていただき、しっかり事が進んでいくようお願いをしておきたいと思っております。

それから、第2弾の心呼吸の旅キャンペーンについて、今、徳永委員から具体的な話がありましたので重ねての質問は遠慮したいと思います。

ただ一つ思いますことは、現在の執行残ということ。その前に第2弾の心呼吸キャンペーンというのは、コロナの感染で3回、途中でストップした。そういう状況の中でも相当な成果を上げていると。そういうようなことで観光産業の下支えとなって、事業効果がかなりのものであるということも改めて私は強調し、やっぱり取り組んでいただいている関係の皆さん方、やっとスタートして、やっと調子に乗ってきたといったらコロナで中止、また中止、また中止と3回続けているわけです。よくそれを乗り越えてここまでもってきていただいたということ。これも成果としては、お話しのとおり数字が出ておるわけですよ。

そこで、今いう執行残111億円、128万人泊というような形のもが残っていると。私は、この県民割というのが12月まであるんじゃないかと思っていたわけですよ。ところが、これは

もう実際は9月いっぱいだというようなことも、今、徳永委員の質問の中で初めてわかった。それと同時に、これを10月10日まで延ばして、今回、全国支援の、以前のいわゆるGo To Travelの体制に入ろうとされているわけです。

それで、予算がどうなっていくのかということで、例えば10月11日からスタートすると、それを12月いっぱいまでするという新たな全国の旅行支援、こういう国の流れと県民割とは、どういうふうな兼ね合いになるのか。結局、県民割のお金と、新たなGo To Travelについての予算をさらに重ねて長崎県に振り込んでくださるのかと。こういうような思いをしておいたけれども、この111億円でやらなければならないと、こういうようなことの認識でよろしいんですか。

【永峯観光振興課長】もともとの想定と申しますか、これは国の想定でございますけれども、少し申し上げますと、令和3年度につきましては、県民割というようなことで各県単位で旅行需要を喚起する。なかなか全国版のGo To Travelというのが展開できないというような中で、観光庁としては、そういった各県の中で旅行需要を喚起してくれと、そういうような動きが一つございました。

その上で、それがブロック割というようなことに拡大され、九州であれば九州・沖縄ブロックというようなことで、実際、沖縄は対象とはできませんでしたが、そういったブロック割に範囲が広がったところがございます。

その上で、先ほども申し上げましたが、今年度のゴールデンウィーク明けをめぐり全国への範囲を拡大するといったようなところが、もともとの国のもくろみと申しますか、考えてございまして、県民割からだんだんと範囲を広げ

て最終的には全国展開というところが予定されておりました。しかしながら、今年に入ってオミクロン株の流行といったことがございまして、全国への展開というのがずっとできなかつた。その分、県民割、ブロック割をずっと延長してきたというような経過がございます。

それがいよいよ10月11日から全国へ対象拡大というような動きでございますので、これまでの県民割を引き継ぐといえますか、その延長線上で今度の全国旅行支援が展開されていくということでございます。

したがって、予算につきましても、先ほど申し上げました、今年度、126億円の予算といったものを構えておりますけれども、これはもともとゴールデンウィーク明けの全国展開に充当する予算として構えていたものでございますので、その126億円のうちの執行残111億円については、もともと全国分に充てる予算として計上いたしておりましたので、まずはこの予算をしっかりと活用していきたいというふうに考えております。

したがって、今回の全国展開に合わせて国から新たに予算が配分されるということではなく、今の予算をそのまま引き続き活用していくというようなことでございます。

【小林委員】全国、いわゆる旅行支援の資金を県民割に先食いしていたというようなことを言っているわけですね。だから、今言う111億円の128万人泊分については、10月11日からの全国展開に、これを使いますよということで、新たに別途の支援というのは、国から金銭的にはないんだと。こういうようなことで、とにかく111億円、128万人泊でやっていくというようなことで考えてやっていかなくちやいかんということでよくわかりました。

じゃ、全国の旅行支援が10月11日からとなっているけれども、これは国がやれというんじゃなくして、各都道府県で決めなさいよと。例えば長崎県なら長崎県のコロナの感染状況がこれからどういうふうに展開していくのか、その判断は長崎県は長崎県で決定をしてくださいよと。その決定をやるか、やらないかという、イエスカノーかというところの、やるというところに対しては、国からそれなりの支援をいたしますよと、こういうようなことじゃないかと思うんです。

そこで、長崎県は、これを全国旅行支援を受けるのか受けないのか、やるのかやらないのかと、こういう問題が出てくるわけですが、もうそろそろ結論を出さんばいかん時だというようなことで、今日ぐらいがクライマックスじゃないかと思っているわけですよ。

だから、今日ここで、やるのか、やらないのか、この辺のところを明確に言えますか、言えませんか、どうぞ。

【永峯観光振興課長】観光産業につきましては、これまでも再三申し上げておりますとおり、本県において非常に重要な産業であるというふうに私どもも当然認識しております。

したがって、コロナ禍で非常に厳しい状況に置かれている観光産業の方々に対して、この間、様々な支援策を行ってきたところでございますが、宿泊キャンペーンにつきましては、事業者の皆様方からも非常に大きな期待を寄せられておりますし、そしてまた、利用者の皆様からも様々なお話をいただいているところでございます。

そういったことで、今回、全国旅行支援が始まるのではないかというような報道が、ここ数週間、新聞等でもなされてきたところでござい

ます。やはり事業者の方々、あるいは利用される県民の方々皆様からのお問い合わせを私どもの課にも多数いただいているところでございまして、なるべく早く私どももこのキャンペーンについては実施を決定したいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、関係の皆様との調整といったところもございまして、今まさにそういったところを最終的に調整をしているところでございます。

そういったことを踏まえてということにはなりませんけれども、私どもとしては、早ければ本日中あたり、どこかで実施について発表ができないかというようなことを今考えているところでございます。

【小林委員】今、課長が、この全国旅行支援については、長崎県が受けるか受けないかということについては、この場で明らかにしたいところだけれども、これについては検討していただかなければいけない、そういう組織があるわけですね。ですから、ここでやりますというわけにはいかんわけです。やりますというわけにはいかんけれども、やりますと言っているわけだね。

だから、そういうふうに受け止めて、恐らく記者会見で知事あたりが全国旅行支援についてはどうするというようなことをおっしゃるであろうと思います。これを受けない手はないと思います。これだけの、111億円の予算が、128万人泊の予算が準備されておるわけだから、せめて10月11日から12月まで、全力を挙げてこれをきちんと迎えて、いわゆる観光需要をいかにして延ばすかと。新幹線も出来上がった、こういう状況からしてみても、これはもうぜひとも結果を出してもらわんとはいかんと思います。

そういうところで、これはひとつ部長、この辺のところについての見解をあなたから聞いて終わりたいと思いますが、どうですか。

【前川文化観光国際部長】このキャンペーンを全国に広げていくというところは、まさに県内の観光関係者の方々が待ち望んでおられる状況でございます。今月、台風の時期にも多くのお客様のキャンセルができました。県内の台風から避難される方々が宿泊されましたので、一定、宿泊施設はそこでひと息つかれたということをお聞きしておりますけれども、その台風の時期も、私の方から台風の状況を個別に観光関係者の方にお尋ねしている時にも、全国はいつから始まるんですかと逆にお問い合わせをいただくような状況でございます。非常に待ち望まれていると思っております。一日も早く長崎県としてやりますということの関係者の方にお伝えしたいと思っておりますので、先ほど観光振興課長が答弁いたしましたとおり、医療関係者等との最終的な調整もございませぬけれども、できれば本日中にでも発表できるように、また、この委員会終了後、またすぐに関係者との調整に入りたいと思っております。

【小林委員】そういうことだね、部長ね。やりますよということをおっしゃっていただいているように受け止めております。要は、何度も言うけれども、その成果をきちんと明らかにできるような、全面的な取組で観光県長崎県をきちっと打ち出していただくということ。県民割引については、近場の旅行が第一であったけれども、今回の支援は、まさしくGo Toトラベルだから、こういう点からしてみても、旅行先は全国にまたがっているわけです。また、同時に全国から長崎県に人を呼んで、そして人呼んで栄える長崎県と、こういうようなことを期待して、

腕の見せどころが非常にあるじゃありませんか。ぜひ頑張ってくださいようお願いをして、終わりたいと思います。

【千住副委員長】スポーツ振興課にお尋ねしますけれども、長崎県は新幹線開業で観光に非常に力が入って皆さんにも大変喜んでいただいで、多くの方に関心を持っていただいていると思いますが、長期にわたってその盛り上がりが必要となるわけでありませぬ。

その中で観光はもちろんだと思うんですけれども、スポーツにも生かした取組が必要かと思ひます。新幹線開業に関わらず、今後、スポーツで長崎を盛り上げるような策と申ひますか、そういったことはお考えで申ひますか。

【五貫スポーツ振興課長】今お尋ねいただきましたスポーツを活用した盛り上げの話でございます。現在におきまして、県とスポーツコミッションといった組織が一緒になりまして、スポーツ大会、それからスポーツ合宿などの誘致をしているところでございませぬ。そういった現在行っている活動の仕組みとかノウハウを活用しながら、新幹線開業に併せてスポーツツーリズムというような考え方で、スポーツをされる方、支援される方、観ていただける方、そういった方が長崎にたくさん来ていただいでスポーツを楽しんでいただいで。そういったところの活動を継続していきたくと思ひます。

【千住副委員長】スポーツコミッションと一緒にやられているということですけど、県民の方申ひつか、実際、県内の競技者は知らないことも多くて、どんなことを具体的にやって、どんな成果が出ているのかな申ひつかということが非常に見えにくい申ひすけれども、そのあたりいかがで申ひますか。

【五貫スポーツ振興課長】委員おっしゃったと

おり、コミッションの活動はホームページ、SNS等でも発信はしてあるんですけども、先ほど申し上げたように、現在、大会合宿の誘致がメインで行われているところでございます。

あと、現在取り組もうとしておりますのがアーバンスポーツの展開ですとか、あと武道ツーリズム、そういったものも加味しながら、インバウンドのお客様も含めてスポーツツーリズムを推進していきたいということで、武道ツーリズムに関しては、昨年度、剣道の専門の方をお招きしまして武道ツーリズムの勉強会を開いたということもありますので、そういったところを活用しながら市町の取組につなげていって、それぞれの市町の武道関係のツーリズムにつなげていきたいということも考えております。

【千住副委員長】もちろん競技団体ともそうなんですけれども、市町とのつながりというのが非常に大事なかなと思います。受入先、場所等がないと駄目ですし、大きな規模になりますと、一つの自治体ではもちきれないところもたくさんあると思うんですが、そのあたり、市町とどんなふうに関係を取られているのかということをお聞きしたいと思います。

【五貫スポーツ振興課長】おっしゃいましたとおり、コミッション単体では、なかなか難しい部分がございます。今、コミッションの加盟団体が97団体ございます。その中には市町のほか、観光関係の団体、それからスポーツチーム、そういったところの団体にも加入していただいております。特に今おっしゃっていただきました市町とは、先ほど申し上げました合宿を起点に、こういったコンテンツを示していけば魅力ある合宿の誘致ができるかということ、連絡会議等を市町と開きながら検討を十分させていただいているところでございます。

【千住副委員長】例えば佐賀県のホームページのコンベンションの補助金のところには、各市町でやっているような補助金も一緒に載せられて、県として応援しますよ、市としても応援しますよというような形が見てはっきりわかりません。そういったところの応援体制とか、そういったことをもっと充実したらどうかなと思います。

また、今後、長崎に合宿等を誘致するに当たって目玉を何にするとかお考えがありますか。

【五貫スポーツ振興課長】コロナ禍におきまして、数的なものがなかなか伸びないというところが少し悩みとしてございます。例えば、実業団、それから大学生、そういったところの少し有名どころのチームを誘致することで、そういったところが長崎県にたくさん来ていただいているというようなことを全国に発信して、合宿の拠点化につなげていければと考えております。

【千住副委員長】有名どころもいいと思うんですけども、やるところはたくさんあると思うので、裾野を広げた形でもうちょっと細かく宣伝されると、もっと来ていただくのかなと思います。

合宿は、どこも力を入れていると思いますので、やっぱり目玉が必要じゃないかなと思います。競技によっても違うでしょうし、各受入先のことでも違うと思いますけれども、そういった目玉をもうちょっと打ち出して、差別化した取組が非常に大事じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【五貫スポーツ振興課長】委員おっしゃったとおりでございます。差別化なども図りながら、先ほど申し上げたように、大学ですとか実業団といったところもある程度来てはいただいているんですが、少し新規開拓的なところも含めて

裾野を広げていきたいと思っております。

【千住副委員長】各市町とも、各競技団体とも、いろいろ情報を交換しながら、ぜひやっていただきたいと思えます。

別件ですけれども、部活動の地域移行について、体育保健課じゃなくて、今後はスポーツ振興課が中心になっていく部分もあるんじゃないかと思うんですが、現在、取組はどんなふうになっておりますでしょうか。

【五貫スポーツ振興課長】今おっしゃっていたとおり、教育庁の体育保健課が所管課ということで部活動の地域移行について詰めているところでございます。国の改革集中期間がR5年から7年までということです。私が今お聞きしておりますのは、長崎県においては、R6年から取り組んでいこうということを聞いております。

スポーツ振興課としましては、例えば我々が所管しております総合型地域スポーツクラブが県内に32団体ございます。そういったところが部活動の地域移行の受け皿になり得るというふうに考えておりますので、各クラブの情報等を集約した上で、地域移行を望む総合型地域スポーツクラブに随時情報提供していったって、そういった受け皿となれるような強化策を打っていきたくて考えております。

【千住副委員長】総合型地域スポーツクラブが現在32あるということですが、ない市町もあると思うんですね。そのあたりについての取組というか、働きかけはどうされるんですか。

【五貫スポーツ振興課長】おっしゃいましたとおり、県内で総合型地域スポーツクラブが今ございませんのが、離島の3市でございます。そのうち壱岐については創設に向けて取り組んで

おられますので、今のところ、32クラブ、五島と対馬を除きまして総合型が整備されるということでございます。

我々として考えておりますのは、総合型地域スポーツクラブだけが地域移行の受け皿になるということではなくて、それぞれ地域のPTAですとか、それからスポーツ団体、大学、そういったところも当然受け皿になり得るということで、我々としては、総合型地域スポーツクラブを核として、そういったことができないかということで情報を収集・提供していきたいと。

ただ、幅広く県内でいろんな団体が地域移行に絡んでいくということが非常に望ましい姿じゃないかと考えておりますので、我々としては、そういったことも含めて教育庁と連携しながら対応していきたいと思っております。

【千住副委員長】総合型地域スポーツクラブだけじゃなくて、いろんな受け皿が必要となりますので、そのあたりも力を入れて広げていただきたいと思えます。やっぱり中心になっていかないと、多分、教育庁だけでは無理だと思いますので、ぜひ早めに動いていただけていただけたらと思えます。

実際、中学生は3年間しかありませんので、来年度の中学校総合体育大会から中身が変わっていったって、地域のスポーツクラブも出場できるというふうになっていきますので、そのあたりの受け皿を早くつくっていただくようによろしくお願いしたいと思えます。

以上です。

【石本委員長】 暫時休憩します。

午後 2時26分 休憩

午後 2時27分 再開

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

ほかにご質問はありませんか。

【小林委員】最後に簡単に国際観光振興室長にお尋ねをします。

要するに、インバウンドのそういう展開を非常に心待ちにしているわけです。そういう状況からしてみても、これまでの経過を見てみると、1日の入国者数は、最初は1万人と言った、今度は2万人と、1万人が2万人となった。それから今度は2万人から5万人ということになった。そしたら今度は10月11日からは5万人の上限の撤廃を指示してビザも不要になると。こういうような形でビザの免除というように、要するに水際対策が緩和されると、こういう状態になってきたわけですね。

全国のGo Toトラベルみたいなキャンペーンも10月11日から、それからインバウンドについても10月11日から上限を撤廃して、とにかく観光目的であろうが、誰でも来れるみたいな格好になっているわけですね。

そういう点からしてみても、今日のインバウンドの今の展開がどういうふうになっているか、お尋ねしたいと思います。

【立石国際観光振興室長】インバウンドの受入れ状況につきましては、今、委員から経過のお話がありましたとおり、6月から観光目的の受入れを開始して以来、段階的に水際対策が緩和されてきて、10月11日から、今までネックになっておりましたビザの免除を始めまして、1日当たり入国者数の上限の撤廃、それとこれまでパッケージ旅行、団体旅行に限られていたのが個人旅行も可能ですということで、これまで観光目的の入国の障壁となっていたものが、一気に10月11日に緩和されるということです。一部、中国、香港、台湾では、こちらに観光に來られて帰る時に隔離の水際対策が若干残って

いるものがございまして、そういうものが緩和されていきますと、いよいよインバウンドにつきましては、徐々に今後拡大していくんじゃないかと見ております。今後、これを早期に回復できるようにしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【小林委員】ビザの免除というのは非常に大きいと思うんですよ。それと同時に、水際対策の中で一番大事なところが、コロナの感染対策の中で3回接種の証明書もしくは陰性証明書を求められておったというようなことで、これがちょっと面倒くさいということになっておたけれども、このワクチン3回の接種証明書、それからもう一つの陰性証明、これはどっちか1つはなければならぬのか、これもビザの免除と同時に、この点についてもないのか、あるのか、それはどうですか。

【立石国際観光振興室長】9月7日からの緩和策によりまして、ワクチン3回目の接種証明があれば出国前72時間以内の陰性証明というのが求められていたものが不要になりますという条件つきで陰性証明が不要になりますということになっております。現在もそのようになっております。ということは、ワクチンを3回打っている証明書がなければ、今までどおり72時間以内の陰性証明は必要ですということになります。これは10月11日からの水際対策緩和の中でも、今のところ、そのまま継続して残ると伺っておりますので、その部分は若干障壁というが、課題として残っている状況でございます。

【小林委員】押さえるところは、ちゃんと押さえておるわけだね。そういう受け止め方の中で、3回のいわゆる接種証明書もしくは72時間以内の陰性証明、このどっちかは要りますよと、そうでないと入国はできませんよと、こういうよう

なことであるということがはっきりわかりました。

最後に、いわゆるインバウンドの間口を開いて、これから元の姿に戻ることができればと非常に願っているわけだけれども、本県の場合、オープンにできないというところが非常に歯がゆい思いをしているんだけれども、その辺の見通しについては、相も変わらず現状のままなのか、この辺の見通しと同時に、私が機会あるごとにずっとお願いをしているところの台湾の定期路線を何としても就航させてもらいたい。このようなことで既に1万3,000人ぐらいの本県の実績をつくり、直ちに定期便を就航させようと、こういうような思いがあったところが、今回のこのような状況の中で流れてしまっているわけであります。

コロナに関する受け止め方が以前よりもかなり変わってきておりまして、マスクをせんでもいいとか、いろいろなことについて今までのコロナについての考え方が本当に変わってきたと思います。

そういう点から、一日も早く長崎の国際路線の就航を再開してもらいたいということ。この辺のところについての取組、それから台湾路線についての取組、この2つについて明快なご答弁をいただきたい。

【立石国際観光振興室長】国際航空路線につきましては、これまで運航の見通しがなかなか立たないということで続いてきておりましたけれども、今週に入りまして、国の方から、今開いている主要空港以外の地方空港につきましても、今後、そういう調整が整えば、全国に再開する空港を拡大していくという見通しが表明されておりますので、課題となっております長崎空港の場合ですと、先ほど申しました証明書を確認

したり、コロナの陽性が疑われる方がいらっしゃれば検査をしないといけないという状況がございますので、そういう水際対策の体制とかスペースの確保も含めましてC I Qでの調整が必要になってきます。昨日確認したところ、C I Qでもそういう面の調整に入っているということでしたので、私どもも連携しながら再開に向けてしっかりと前に進めていきたいと考えております。

台湾線につきましても、先ほどおっしゃいましたように、令和元年に台湾へチャーター便ということで1万3,000人という実績でやっておりまして、その後、定期便化に向けて準備を進めているところでのコロナでの中断になっておりますので、ここもしっかりと新規路線として獲得できるように、現地でのプロモーション、需要創出も含めまして現在取り組んでおりますので、今後も実現に向けて誘致活動をしっかりとやっていきたいと考えております。

【小林委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

【石本委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時37分 再開

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行

います。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後 2時38分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月29日

自 午前10時 0分
至 午前11時51分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	千住 良治 君
委 員	小林 克敏 君
”	瀬川 光之 君
”	徳永 達也 君
”	堀江ひとみ 君
”	西川 克己 君
”	山口 初實 君
”	近藤 智昭 君
”	堤 典子 君
”	浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交 通 局 長	太田 彰幸 君
管 理 部 長	猪股慎太郎 君
乗合事業部長	柿原 幸記 君
貸切事業部長	江頭 興祐 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【石本委員長】 皆さん、おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

議案を議題とします。

交通局長より総括説明を求めます。

【太田交通局長】 おはようございます。

観光生活建設委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第91号議案「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

地方公務員法の改正により、職員の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げて65歳とすることに伴い、「長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」において、職員の多様な生活設計の支援策として導入する定年前再任用短時間勤務制にかかる給与等に関して、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項につきましてご説明いたします。

経営状況について。

交通局の経営状況につきましては、今年度4月から6月までの第1四半期において、全国的にまん延防止等重点措置などの対応地域がなくなったことや、本県においても感染防止対策の継続とともに、経済活動重視のため県民への行動制限要請等がなかったことなどから、乗合バス、高速バス、貸切バスともに、前年度同期に比べ増収となりました。

費用につきましては、乗合バスにおいて路線再編等の効率化や各種経費の節減に引き続き取り組んでおりますが、燃料費の高騰などから前年度に比べ微増となりました。

この結果、運輸収入が前年度から2億2,000万円増加し、経常収支（税込）につきましては、前年度の1億8,000万円の赤字から、2,000万円の黒字となるなど改善しております。

7月以降においては、県内外で新型コロナ感染者が大幅に増加したものの、運輸収入は前年度より増加傾向にあります。

今年度は、引き続き路線バスの再編実施や諫早ターミナルの跡地の売却などを行い、収支均衡を達成できるよう努めてまいります。

長崎市内の路線バス再編について。

交通局では、この4月に長崎自動車株式会社との共同経営により、長崎市内3地区（東長崎地区、日見地区、滑石地区）で路線再編を実施しましたが、今年10月からは、東長崎地区と日見地区において、現在長崎自動車株式会社が運行している地域内路線について、長崎市の支援によるコミュニティ交通として交通局が運行を担うことなどにより、交通局に運行を一元化していくこととしております。

東長崎地区においては、利便性を高めるため、矢上バス停など乗継拠点の整備等を今後行っていくとともに、乗継拠点における乗継割引を新たに設定することとしております。バスの運行時間等については、関係自治会等から伺ったご意見等も踏まえ、地域における通学等のニーズにできるだけ対応したものとしております。

また、交通局と長崎自動車株式会社の2者共同で、西九州新幹線の開業や長崎駅周辺開発や市役所建設などによる県民などの移動需要の高まりを見込み、長崎市中心部の主要な観光地や

商業施設等を回る周遊バスを、今年10月より運行することとしており、公共交通事業者の立場から長崎市の産業や観光の振興に努めてまいります。

乗合事業の動向について。

乗合バスの状況は、新型コロナウイルス感染症第7波の影響がありながらも、行動制限のかかっていた昨年、一昨年と比べると人の移動が増えており、県外との交流が主な空港リムジンバスではコロナ禍前の約7割となり、また、通勤や通学等で利用される一般路線バスについては、約8割まで回復してきております。

交通局では、これらの利用を促進するため、観光情報の提供や電子チケットの販売等を行う観光型MaaSに取り組んでおり、去る7月21日からは、路線バスの往復乗車券と長崎ペンギン水族館の観覧券のセット券の販売を開始しました。また、西九州新幹線開業等を契機に官民が一体となり長崎県の交通課題に取り組む「長崎MaaS」が去る8月2日に発足しましたが、交通局としても他の公共交通機関と一緒に、公共交通の利用促進を図ってまいります。

長崎～佐世保線において、今年9月から、紙式回数券を廃止し、新たにICカード割引運賃を設定し1回の利用でも割引運賃で利用可能とするとともに、月間の利用回数に応じて翌月に二モカポイントを還元するなど、運賃制度の見直しを行いました。

夏休み期間中に子どもたちの路線バスの利用促進を図る「夏休みこども定期券」については、今年も実施し、昨年から68名増の317名の方にご利用いただきました。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況や路線の利用状況を見ながら、利用促進や収益改善に向けた施策を講じてまいります。

貸切事業の動向について。

今年4月以降の貸切バスの状況は、コロナ禍による行動制限がなくなったことから、県外からの修学旅行を中心に回復傾向にあり、また、夏場には、野外イベント開催に伴うシャトルバスの運行や甲子園応援バスの運行など、明るい兆しが見えてきております。

交通局では、子会社である長崎県営バス観光株式会社と連携し、ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーンを活用した県内外の日帰りバスツアーを企画し、第1四半期に10本のツアーを催行しました。

また、新幹線開業に合わせ、交通局独自の着地型ツアー「ぶらりん」として、「女神大橋てっぺん登頂ツアー」をホームページに掲載し、インターネット限定予約商品として販売しております。

今後、新型コロナウイルスの感染状況や社会動向を見極めながら、利用者のニーズに合ったツアーを企画し、収入の確保に努めてまいります。

職員の処分について。

交通局の運転士が、令和4年3月7日の乗合バス乗務中に、子会社である長崎県営バス株式会社のバスに対して、車間を詰めたり、対向車線にはみ出しながらライトを点滅したり、クラクションを鳴らしたりするなどの不適切な行為を行ったことから、去る8月31日に、当該運転士に対し停職6月の懲戒処分を行いました。

交通局におきましては、日頃から運転士に対し、交通法規の遵守や安全運行について指導徹底してまいりましたが、職員がこのような行為を行ったことは、公共交通を担うバス事業者として誠に遺憾であり、県民の皆様の信頼を大きく失墜させたことに対しまして、深くお詫びを

申し上げます。

今後、二度とこのようなことが起こることがないように、さらなる指導徹底を図り、運転士一人ひとりの法令遵守や安全運行に対する自覚を高め、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】まず議案ですが、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例と。要するに60歳定年が、地方公務員法の改正があって、2年に1歳ずつ引き上げられると、こういう条例が今日提案されております。時代の流れの中で、確かにこういうこともあり得ることではないかと。気持ち的には、定年制が延長されるということ、人生これだけ寿命が延びているわけだから、60歳で打ち切りということについては今後十分検討していかなければいけないと、そう思っておりました。ここでこのような形になりましたことは、基本的には歓迎すべきことだと思っております。

ただ、そう言うものの、県営バスの経営状況に、これだけの延長によって人件費がかさむということはやっぱり考えなければならないことでありまして、そういう視点から言うと、やはり経営上の懸念が、課題が残ることは事実であります。そういう考え方をもとに、ちょっとお尋ねします。

まず、県交通局は、どの程度の方々が今後、そういう定年の延長の可能性として考えられる

のか、この辺のところを何名ぐらいと見込んで
いるか、お尋ねしたいと思います。

【猪股管理部長】制度改正によりまして、定年
年齢が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられま
す。それに伴う定年退職者数は、令和6年度末
が19人、令和8年度末が25人、令和10年度末が
21人、令和12年度末が12人、そして制度完成直
後は34人という形で見込んでいるところで
ございます。

【小林委員】今ご答弁いただいたように、毎年
12名から34名の方々が定年を延長される可
能性があるというようなことでございますね。

想像しておりました人数よりは幾らか多いよ
うな感じもしないわけではないが、そうやって
毎年毎年、それなりの人数になるということ
であります。

そうしますと、この本庁においても同じであ
りますけれども、60歳定年が延長する、定年が
引き上げられる中で、再任用というのがこれま
でありました。60歳で定年を迎えた人が5年間
ぐらい再任用という形で、現在もそれなりにご
活躍をいただいているわけです。

その再任用の方々の給与と、今度の退職年齢
引上げによってどれぐらいの給与の差があるの
かないのかと、この辺のところ非常に関心の
高いところです。再任用の方々の給与、そして
定年の引上げによる給与の差はどのくら
いあるものかについてお尋ねをしたいと思います。

【猪股管理部長】現在の再任用職員と定年引上
げ後の職員につきましては、給与制度に違いが
ございまして、まず給料については、定年引上
げ後は7割水準となりまして、現在の再任用と
比較しますと約2万円程度水準が上がるような
形になっております。

そしてまた、再任用職員には支給されない扶
養手当とか住居手当、そして61歳から65歳ま
での退職手当につきましても、定年引上げ後には
職員に支給されることとなります。

このような給与制の違いがございまして、年
収ベースでいきますと、今の再任用よりも毎年
約40万円程度増加する見込みでございます。

そして退職手当につきましても、61歳から65
歳まで5年間働きましたら、おおよそ120万円程
度増加する見込みでございます。

【小林委員】管理部長、よくわかりやすいよ
うに説明をしていただいたと思うんです。再任用
と定年引上げの毎月の給与の差が大体2万円ぐ
らいというお話ですね。そして、7割程度の給
与支給になることで、年収においては40万円ぐ
らいの再任用の方々との差が生じると、再任用
の方よりは40万円高いということも一つ。それ
から、最後に言われた退職手当が5年間で120万
円ぐらいアップすると、退職手当の支給もでき
ると、こうなっているわけですね。こういう条
件がよく理解ができました。

そこで、冒頭に申し上げたように、今、県営
バスは、コロナ禍の中において、相当な経営の
大きな、何とか赤字とか、経営に大きな支
障が生じているわけですね。だから、ここで長
崎バスあたりと一緒に共同運営をやって県営バ
スを再建していきたいと、一生懸命に頑張っ
ていただいているわけだよ。

そうしますと、やっぱり何といたっても経費の
節減というのが出てくるわけだね。その中で何
が一番高いか、何がかさむかといえば、これは
正直に言って人件費なんだよ。その人件費が、
5年に1度の再建計画も今年度で終わりだと思
うんだけど、こういう定年の引上げによっ
て、今言うように年収40万円ぐらいのアップが

図られると、しかも対象が毎年12名から34名見込まれていると。こうなってくると、正直に言って再建計画の中になかった退職引上げではないかと思うわけだ。

そうすると、どれくらいの人件費の増加になっていくのかという計算ができていないか、この辺のところについてお尋ねをしたいと思います。

【猪股管理部長】委員ご指摘のとおり、現在の中期経営計画は再任用職員の人件費で計算しておりますので、定年年齢が引上げとなりますと、人件費が増加することになります。

こちらの試算によりますと、令和6年度が約1,300万円、令和7年度が1,700万円、令和8年度が3,200万円、令和9年度が2,300万円の見込みでございます。平均すれば一年当たり2,200万円程度増加する見込みでございます。

【小林委員】毎年の単年度でお知らせをいただいて、よくわかりやすい。あなた方の試算では、令和6年度の時点で1,300万円、令和7年度で1,700万円、令和8年度が大きいんだな、3,200万円、令和9年度が2,300万円と、こういう見込みをしていて、平均で年間2,200万円ぐらいがアップするんじゃないかと、こういうような計算でありますね。

そうすると、ここの人件費がですよ。お金が成る木があるわけでもないし、国からアップ分をご支援いただくことはないわけで、自前の経営でこれを支給していかなければいけないという当たり前のことであります。

先ほど部長の説明で、これは議案外になるけれども、こういうコロナ禍の中で、経常収支の非常に厳しい中において、昨年度は1億8,000万円の赤字だったと。しかし、違うか、前年度ね、令和3年度において、1億8,000万円の赤字だったんだろう。令和3年度、違うんですか。

【太田交通局長】令和3年度の決算で、約3億7,000万円の赤字でございました。（発言する者あり）

先ほど、関係議案説明資料の中で説明しましたのは第1四半期の状況でございまして、1億8,000万円の赤字が4月から6月までの間にあったということでございます。令和3年度の決算では3億7,000万円の赤字でございます。

【小林委員】私が言わなかったら1億8,000万円を素通りしているわけよ。4月から6月までにおいて1億8,000万円と、令和3年度でいけば3億7,000万円と。俺が言わなかったら、あんたは黙っておったよな。俺が後で恥をかくところやった。そういうことで、わかった。それだけの赤字が出ておるわけよ。

そうすると、この黒字2,000万円というのも上半期のことか。「2,000万円の黒字となるなど改善しております」と書いてあるのは、これは何じゃ。（発言する者あり）だから、上半期かと、こう言っているわけだ。

【猪股管理部長】黒字2,000万円につきましては、今年度の第1四半期の4月から6月分の状況でございます。

【小林委員】今年の4月から6月までで2,000万円の黒字と。今の状況でいけば、第1四半期で2,000万円だから、前年の赤字は3億7,000万円だったけれども、黒字は大体どのくらいになる見込みか。

【太田交通局長】令和4年度の決算の見込みでございますが、現在のところ、まだなかなか見通せない状況でございます。全体でいきますと、まだ黒字化ということは厳しいかなと思っておりますが、諫早ターミナルの売却等を予定しておりますので、そういうことも含めまして黒字化を目指したいというふうに思っております。

【小林委員】 そうすると、今回の定年年齢の引上げによって毎年2,200万円ぐらいの人件費のアップが見込まれることになっていて、2,200万円というのは相当ウエイトが高いんじゃないかと思うんです。だから、そういう点からも考えて、相当な努力をさらに重ねていかなければならないし、また、先ほど言ったように、経営計画は5年に1回見直しをしながらやっているけれども、今年度が最終年度となっていて、これからまた新たな経営計画を立てなければならないと思っています。

コロナの厳しい環境が幾らか、お互いに感覚が変わってきて、いろいろと制度、仕組みが大分移り変わってきたと思うんです。だから、経営は、ある意味ではしやすくなっていると言えるけれども、それでもなかなか大変だと思うわけです。そういう点から考えてみて、これだけの経費のアップ分をどういう形でやっていくかということは、これから経営計画をしっかりと立てていただかなければいかんと思うんだ。

その前に、ガソリン代は大体どのくらい増えていますか、この経費節減の中におけるガソリン。油の高騰というのが相当話題になっているけれども、これで大体どれくらいアップがですね。人件費で2,200万円、ガソリン代で大体どれくらいアップしますか。

【猪股管理部長】 4月から6月までの第1四半期の状況で昨年と比較しますと、軽油価格が昨年度は102円でしたけれども、今年度が117円にアップしております。4月から6月までの3か月間で、昨年度と比較して約3,000万円ほど軽油費が増加しております。

【小林委員】 今言うごと、軽油の値段がリッター102円だったが、これが117円にアップして、4月から6月までの3か月間で3,000万円の支出

増になっているわけですね。ということは、一月に1,000万円ぐらい実はアップしているということ。

県営バスの経営再建という命題を今、一生懸命に、真正面から向いてやってもらっているわけよ。こういう状況が降ってわいてきたわけだ、軽油の、燃油の高騰ということで。重ねて人件費まで増加すると、今後の経営をどういうふうにやっていくのか。長崎バスあたりと共同経営しながら、お互い生き残りをかけながらやっているわけだよ。こういう中でこういう状況はどういうふうに見ているか、それを聞いて終わりたいと思います。

【太田交通局長】 現在の交通局の経営状況については、非常に厳しい状況でございます。

一つは、やはりコロナの影響が非常に長引いている点でございます。それで、中期経営計画の新たなものが来年から始まりますので、その収支計画に向けて、交通局内で聖域を設けず、一つひとつ吟味をしながら、今、検討をしているところでございます。こういうことで、今回の65歳定年に伴います費用の増も含めて試算をいたしまして、それに見合うだけの改善効果を出していこうということで、現在検討をいたしております。

【小林委員】 大変でありますけれども、これまでいろんなハードルの高いことを乗り越えてこられた、本当に局長は特にですね。あなたも再任用か。そういうような形で、あなたの手腕を見込まれて、そのポストに就いていただいているわけだよ。なかなか大変だと思います。空手みたいにはいかんと思うんだよ、あれは「えいやー」と声をかけておけば何とかなるけれども、この経営は「えいやー」ではいかんたいな。

そういう点から考えてみても、ぜひこれを乗

り越えられることを特にお願いし、今回の新たな中期経営計画を、よくよく注視しながら待ちたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上で終わります。

【石本委員長】ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第91号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【猪股管理部長】「政策等決定過程の透明性の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、本年6月から8月までの実績は、資料3ページに記載のとおり1件でございます。

そして、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、諫早駅周辺整備事業への協力と支援についての1件でございまして、要望に係る交通局の対応につきましては、資料5ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、乗合事業部長に補足説明を求めます。

【柿原乗合事業部長】長崎市内路線バス再編について、補足してご説明させていただきます。

お手元に配付しております観光生活建設委員会補足説明資料、こちらのパンフレットになります。左上に、「長崎市東部地区 路線バス再編のお知らせ 令和4年10月実施」と書かれたA3版の資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。

まず、A3版の資料1ページをご覧ください。今回の路線再編は、「長崎市地域公共交通利便増進実施計画」の内容を踏まえて実施をするものでございます。その主な内容の3点について、順に説明をさせていただきます。

まず1点目でございます。現在、長崎市東部地区を運行しております長崎バスの路線が廃止をされまして、県営バスの運行に一元化をされることとなります。これまで長崎バスが単独で運行を行ってございました地域線につきましては、今回、長崎市のコミュニティ交通に転換をされることとなりまして、市の支援を受けながら、私ども県営バスが運行を担うこととなります。

10月から新たに私どもが運行いたしますのは、新田頭線、彩が丘線、中尾線、潮見線の4路線でございまして、このほかに、もう既に4月の時点で県営バスに一元化をしております現川・高城台線の昼間帯の運行を加えた5路線が、長崎市のコミュニティ交通に転換されて県営バ

スの運行に一元化されることとなります。

次に2点目でございます。東部地区から市内中心部へ直通する幹線路線の運行についてでございます。比較的利用の少ないお昼の時間帯でも一定の便数を等間隔に運行することで、地域の皆様の生活パターンに合わせた利用しやすい運行頻度を維持することといたしております。

現在も幹線としてつつじが丘方面、矢上団地方面、日見方面の3路線ございまして、それぞれ1時間2往復、4便ずつの直通運行を行っておりますが、10月以降も現在と同様の形態で運行をいたします。また、幹線路線の一部の便を日見バイパス経由に変更いたしまして、中心部までの快速便として運行することとしております。

次に3点目でございますけれども、今回コミュニティ交通に転換される地域線のうち、新田頭線、間の瀬線、彩が丘線、中尾線、現川・高城台線の4路線につきましては、ハブ・アンド・スポーク型の乗継方式に転換をすることで、運行の効率化を図ってまいります。これによりまして、利用実態の少ない地域でも可能な限りの運行本数を維持ができるということで、小・中学生の登下校、もしくはお買い物、通院など地域内の移動ニーズに対応した路線に転換をいたします。

そうしますと、中心部までのアクセスという面が出てまいります。こちらは幹線路線への乗継ぎによって対応することになりますので、幹線路線の乗継ぎに対応するために、その乗継拠点といたしまして、東部地区の主要なバス停の矢上バス停と、こちらとはまた別に長崎バスの東長崎営業所がございまして、待合所などを併設していることありまして、東長崎営業所も併せて乗継拠点として設定をしていくものでございます。東長崎営業所につきましては、長崎バ

スにも協力をいただいて今回設定をするものでございます。

次に、A3の資料右側の2ページをご覧ください。

再編後の路線イメージを示しております。緑の線と赤の線とあるのがお分かりと思いますが、緑色の線で示しておりますのが市内中心部への直通路線でございます。赤色の線が、10月からコミュニティ交通に転換される地域線を示しております。乗継拠点に設定される矢上バス停、東長崎営業所につきましては、緑の丸の印でお示ししております。地域線につきましては、これら乗継拠点で直通路線と接続をすることで、中心部への移動手段を確保してまいります。

それから、資料の右下に記載しておりますように、乗継拠点で乗り継いだ場合、ICカード二モカをご利用になった際には、通常の場合、乗継割引として30円割り引くというものがもともと設定してありますけれども、今回、地域線の乗継ぎに配慮をいたしまして、乗継拠点で乗継ぎをされた場合、通常の乗継ぎの30円に加えて70円分の二モカポイントを追加で付与をする乗継割引を設定しております。これによりまして、実質で100円相当の割引が適用されますので、乗継方式に転換される地域につきましても、これまでの直通運賃と同等の運賃水準での利用が可能となってまいります。

次に、裏面になります3ページをご覧ください。

路線ごとの主な再編ポイントについて記載をいたしております。

上から順に、諫早・つつじが丘線、戸石・矢上団地線、網場・春日線につきましては幹線に当たる路線で、市内中心部への直通便を1時間2往復4便運行いたします。

現川・高城台線につきましては、朝夕の時間帯は直通便、お昼の時間帯は乗継方式ということになります。また、現川駅前にはJRの駅がございますので、JRの時刻も踏まえたダイヤ設定を行うことでJRとの乗継利便を向上させます。

新田頭・間の瀬線、彩が丘線、中尾線につきましては、中心部までの移動の際には乗継方式となります。各地域で説明会を行ってまいりまして、そういったところでのご意見であるとかご要望であるとかを踏まえまして、小・中学校の登下校などに極力対応するようにしまして、可能な限り地域の方のニーズに即したダイヤ設定としております。

次に、右側の4ページをご覧ください。

ここでは、10月からの変更に伴いまして、お問合せの多いと思われる事柄などを示しております。

今回路線再編におきましては、地域によっては運行事業者が長崎バスから県営バスに変更になることが起こってまいります。このため、これまで主に長崎バスをご利用のお客様につきましては、ICカードであるとか定期券を切り替えていただくことが必要になってまいります。新たに県営バスをご利用いただくお客様につきましては、矢上営業所など県営バスの窓口におきまして、定期券、ICカード二モカの購入が必要となってまいります。特に10月からでございますので、定期券の更新手続が今後集中するかと考えておりますので、特に今週末、10月1日土曜日、10月2日日曜日につきましては、矢上営業所の窓口を朝9時から夕方6時まで臨時営業して、そうした需要に対応することとしております。

また、長崎バスをご利用のお客様で、定期券

をご利用でお手持ちの定期券が利用できなくなるお客様については、長崎バスの窓口で特例的な払い戻しを行うこととしております。

東長崎東部地区についての説明は以上でございます。

最後に、まちなか周遊バスについて説明をさせていただきますと思います。お手元にA4版の配布チラシを配付させていただいております。こちらをご覧ください。

こちらは、西九州新幹線の開業や長崎駅周辺の再開発など長崎市中心部におけるまちづくりの進展を踏まえまして、回遊性の向上を目的として、新たな路線としてまちなか周遊バスの運行を、長崎バスと共同で開始いたします。

こちらのルートは、ココウォークを起点にしまして、長崎駅西口の運転免許センター前、長崎駅前に新しくできた交通広場、市民会館、中央橋、夢彩都、長崎県庁、出島表門橋など、長崎市中心部における主要な商業施設、観光地、公共施設などを巡るルートで運行いたします。

新幹線効果をまちなかエリア全体の活性化につなげていきたい、また賑わいの創出や消費行動の多様化が図られていくのではないかと期待をしております。

裏面に時刻を記載しておりますが、1日22便、20分間隔で運行することといたしております。

以上で、長崎市内路線バス再編に関する補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】 以上で説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおりに、陳情書の送付がっておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は29番となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】今、説明がありました長崎市の東部地区の路線バス再編について、確認の意味もありまして、お尋ねしたいと思います。

4ページの乗継割引はどのような時に適用されるのかということの中で、ニモカのカードを使って、同じバス停で30分以内にバスを乗り継いだ場合、一律で30円の乗継割引が適用されます。

この30分という根拠は何なのかということをお教えください。例えば矢上のバス停ですと、あそこは東長崎地域センターがありますけど、30分以内でないとだめだという理由があるんですか。

【柿原乗合事業部長】乗継割引にかかる時間の設定についてのお尋ねでございます。こちらは、今回特別に30分以内という形で設定したものではありませんで、ニモカを導入した時から、既存の乗継割引の制度自体が、そのような形で運用されているということでございます。

今回、幹線とコミュニティ交通との乗継ぎということになりますが、乗継ぎ拠点といたしました矢上バス停は2つの幹線路線が交錯する場所になっていまして、昼の一番薄くなった時間

帯でもバスが15分間隔で来るというようなダイヤ設定をしております。

したがって、時間によってはお待ちいただく場合もあるかと思っておりますけれども、30分以内という運用であっても、概ね大丈夫かなというふうに考えております。

【堀江委員】そうしますと、30分以内という制限を設けたにしても、バスを利用する住民の皆さんにとって不利益というか、そういうふうにはならないと、あるいは周知をしているという理解でいいですか。確認させてください。

【柿原乗合事業部長】こちらにつきましては矢上地区、特にコミュニティ交通に転換される地区の自治会等と、説明会などを繰り返してやってまいりました。この内容につきましては、それぞれの地区でもご説明をさせていただいて、そのうえでこういう形で実施をさせていただいているものでございます。

【堀江委員】同じく3ページに、今回のダイヤ改正につきましては、地域の要望に即したダイヤ改正にしましたという説明がありました。

実際に運行してみて、いろいろ不具合なり、あるいはいろんな要望が出たりということも、いわば今回のダイヤ改正の検証をしていく時期がくるかと思うんですけど、そういう場合はどういうふうになりますか。

とりあえず出発したダイヤ改正で、その後いろいろ新たな要望が出てきた場合の検証という形は、今後どのようにされていくのかということも教えてください。

【柿原乗合事業部長】ダイヤ改正をした後、その後どういうふうになるということでございます。

実際、今年の4月にやった後、大きな再編でもございましたので、いろいろお声をいただきました。

今回説明をさせていただいたもの以外にも、今年の4月にやったものは、例えばバスが来る順番がちょっとまずいために混雑が片寄せされているといったことがありましたので、そういうところにつきましては極力、改善を図るように見直すことも併せてやっております。

実際、運行自体はまだ開始をしていない状況でございますので、どのような諸問題というか課題が出てくるのか、ちょっと分かりませんが、一旦運行して、その上で問題が出てきた時には、市とも協議をさせていただいたうえで、その対応を考えていくことになるかと思っております。

【堀江委員】今、市と協議をして今後検討していくという答弁がありました。実際にやってみてといいますか、滑石もそうですけど、実際にバスのダイヤ改正をやってみて、いろんな声が出てきますよね。その対応も、それぞれひとつひとつ、こういう形で対応するというふうにされているわけですけど、東長崎地区にありましても、やはり基本は住民の要望に応えた形でどうするかと、ぜひ、そうした姿勢をさらに堅持してやっていただきたいという意味で、この質疑をしているので、よろしく対応していただきたいというふうに思います。

もう一つ、まちなか周遊バスです。これは、ココウォーク茂里町から、どう言ったらいいんですか、時計回りというのか、時計回りしかないんですよね。逆はないということの確認。

それから、例えば長崎県庁から中央橋に行くという時に、逆回りはないとすると、長崎県庁から中央橋まで、私の足だと20分かかるんです。右回りで行った時に、長崎県庁から中央橋まで、その時の渋滞の状況、乗客の状況によって違うと思うんですけど、これはどれくらいかかるん

ですか。20分間隔で出発するというのはわかるんですけど、この2つを教えてください。

【柿原乗合事業部長】まちなか周遊バスのルートは、ご指摘のとおり時計回り、右回りだけを設定している状況で、逆回りの設定はございません。

この回りにした理由でございますが、主だった観光施設であるとか公共施設、そういったものが、バスを降りた後に道路を横断しないでいい方が右回りだったので、こういう形にさせていただいたものでございます。

そうしますと、どうしても区間によっては、ご指摘のように遠くなることは起こってきます。ここは長崎バスと話をする中でもちょっと議論になったところではあるんですが、両回りをするととなると、なかなか人、車的にもちょっと難しいという一面もございましたので、今回、スタートとしてはこういう形にさせていただこうというものでございます。

遠くなる部分につきましては、走っていく中でお客様のお声なども多分届くのではないかと考えておりますので、そういったものをお聞きしながら、今後についてどうするか、利用状況も見ながら考えていくことになるかと思っております。

【堀江委員】いずれにしても、これから出発するというか、これから実施をしていく事業ですので、実際にやってみないとわかりませんし、その上で出てきた住民あるいは市民の皆さん、県民の皆さんからの要望については、真摯に対応していただきたいと思っております。

もう一つ、私は、路上の高さのバス停でのバスの乗車の対策について質問したいんですが、どういうことを言っているのかというイメージがわからないかなと思って、委員長の許可を得て

資料を配付させていただいて、質問をしたいと思っています。

これは東公園入口、東長崎の県営バスのバス停ですけど、歩道がかさ上げされていて、そこにバス停があって、バスに乗り降りする時には、路上よりも歩道がかさ上げされているので、バスに乗る高さが幾らか低くなるんですが、逆に歩道がかさ上げされていないというか道路をそのまま、そこにバスが来ると、どうしてもバスのステップの高さが高い状況になります。

そうなった時に、高齢者の皆さんから言われたのが、かさ上げしている歩道のバス停から乗る時には苦にならないんだけど、こういうバス停では、非常に高さがあって乗り降りが本当にしづらいと、ある意味、這って乗らなきゃいけないという思いがして、こういうバス停の対応は何かならないのかという住民の皆さんからの要望をいただいているんですが、まず、このことについての見解なり対応なりがあれば教えてください。

【柿原乗合事業部長】お示しいただいているようなバス停の状況、車道と歩道の段差がないという場所は多くございます。かさ上げされていない歩道に設置してあるバス停につきましては、おっしゃるとおり、地上から車内までの高さが当然高くなってまいります。ご指摘いただきました、特にご高齢の方などにはバスの乗降が負担になるという事例はやっぱりございます。

こうした状況につきましては、道路改良というのが有効なんでしょうけれども、それ以外に私どもバス事業者でできることがあるとするならば、バスの低床化ということが挙げられようかと思っております。バスの低床化によって、地上から車内までの高さを低減させることが有効かなというふうに思っております。

交通局におきましては、乗り降りのしやすい低床バスの導入にも取り組んでおります。今、基本的に車両更新をする際にはノンステップバスを、勾配のある路線が多うございますので、そうした路線などではワンステップバスを導入することを基本として取り組んでいるところでございます。

【堀江委員】交通局としては、道路改良は置いておいても、交通局ができることとしたら、いわゆる低床バス、ノンステップバスあるいはワンステップバスの導入ということですが、現状としては、そういう低床車両の導入はどれくらいなのか。随時、計画的にやっていくんでしょうけど、現状としてはどれくらいと理解をしたらいいですか。

【柿原乗合事業部長】低床バスの導入状況についてのお尋ねでございます。いろんなタイプの車両がございまして、一般の路線バス、赤いバスですね、高速車両などを除いたところで、今、254台ございます。このうちの約77%になります196台が低床車両となっております。こちらは5年前、現在の中期経営計画をする以前が、268台に対して約63%になります170台でございましたので、段階的ではございますが、徐々に低床化の促進を図っていった状況でございます。

【堀江委員】5年前に導入率でいうと63%くらいだったのが、現在は77%まで徐々に導入してまいりますということですね。

新たに導入する時には低床バスを導入しますということですが、それはそれとして、高齢者の皆さんは毎日のことですよ。そういう場合は、いわゆるソフト面での対応なりというのは難しいということになりますか。

【柿原乗合事業部長】確かに、車両更新を進め

る中で今後も低床車の比率は徐々に高めていきたいと思っておりますけど、ご指摘のとおり、環境が整うまではやっぱり一定の時間を要すると考えております。それまでの間、停留所でお待ちいただいた際に、低床車と、そうではない車が混在して来る状況がございますので、実情として、お待ちいただいた時に低床車ではない車に当たる場合は、やはりご指摘のとおりでございます。

こうした状況につきましては、ご高齢のお客様のみならず、車いすのお客様などでも起こり得ることございまして、こちらは決まりではないんですけど、事前にお問い合わせなどをお願いした際には、対応可能な車両への調整を行ったとか、調整が難しい場合は、低床車が運行する時間をご案内したりというような対応を現在やっております。

【堀江委員】ちなみに私は東長崎の東公園入口のバス停を示しましたがけれども、この路線はいわゆる低床バスだけが走るとか、そうでないバスが走るとかということにはなっていないんですね。同じ路線でも両方が走るという理解でいいわけですか。

【柿原乗合事業部長】はい。委員ご指摘のとおり、もちろん比率に差はありますけれども、低床車が来る場合、来ない場合が混在したような状況でございます。

【堀江委員】そうしますと、今後は低床バスを導入しますということは一定理解しますが、実際に今、毎日使っている高齢者の皆さんは、県営バスに連絡可能であれば連絡をして、例えば何時にここに来るバスはどのバスなのかと聞いて、自分の都合と合わせると。例えば、東公園入口の路線で低床バスが来るのはいつの間でつかというのを利用者の側からお尋ねをして、

その時に自分の都合なりと合わせて低床バスを選んで利用すると。今、ソフト面としてとれるとしたら、そういうことになりますか。

【柿原乗合事業部長】お客様には大変ご不便をおかけする状況かとは思いますが、現状とすると、翌日、翌々日ぐらいの運行車両は決まってくるので、そういう形でお問合せをいただければ、低床バスが来るお時間をお知らせすることは可能かと思っております。

【堀江委員】この程度にいたしますけど、要は、高齢者の皆さんにバスの利用を大きく促進することも交通局は掲げていると理解をいたしておりますので、その高齢者の皆さんから、「バスの乗り口が高くて、本当に這って乗るのよね」と、「それを何とかしてほしい」という切実な声が寄せられたものですから、この機会に申し上げて、段階的に低床バスを導入していくのは一定理解しつつも、バス路線でどのバスを走らせるかは、いろんなやりくりといえますか、お考えがあるかと思っておりますけど、こういうふうに嵩上げされていない歩道を走るか、走らないかと、そうした道路の事情といえますか、そういうことも一つ加味した上でのバスの選定なりということもしていただけるといいかなという思いがありましたので、発言させていただきましたが、いずれにしても、高齢者の皆さんからそういう声があるということで届けさせていただきました。ありがとうございました。

【石本委員長】審査の途中でありますけれども、ここで換気のため、しばらく休憩いたします。

再開は11時10分から行います。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

ほかにご質問はありませんか。

【浦川委員】 2、3、質問したいんですけども、以前、平成25～26年だったかと思うんですけど、東長崎地域の一部路線廃止という県営バスの動きがあって、その時に騒動しましたが、その後、長崎バスに運行を移譲したというか路線を引き継いでいただいて、地域の隅々のところまで引き継いだ経緯があります。

今回、経営統合というか、路線を共にやっていく中で、このようなダイヤ改正が行われたようですけれども、これからまた廃線というか、県営バスが撤退するとか、そういったことはないのか、まず、そこら辺の担保をいただきたいと思うんですけど。

どのような基準でやめる、廃線するとかしないとかとするのか、そういった部分も教えていただきたいんですけど。

【柿原乗合事業部長】過去の経過からということだと思います。今回、私どもが長崎バスから運行を引き継ぐ路線につきましては、長崎市のコミュニティ交通という形で、私どもが運行を担うということになります。

今はバスでのご利用ですけれども、こちらについては利用状況等を見ながら、バスのニーズではなくなった場合は小さいバスにとか、そこは長崎市の方で、コミュニティ交通としてどういう形で維持をしていくかということが前提としてはあるかなと思っています。

今回コミュニティ交通に転換いたしました路線、それぞれ地区ごとにお声を聞く中で、やはり大きなところは小学生、中学生の通学にかかる利用のバスということで一定の数がいらっしゃいますので、当面はバスとして運行する形になるんだろうと思っております。

今回、いろいろと地域の方のお声を聞きなが

ら、こうすればバスを利用してもらえというようなダイヤも、できる限り、可能な限り実現をしてきたところもあるので、地域の方も含めてそうした議論をしたところもありますので、きっと利用促進が図られていって、バスとして維持ができるのではないかとこのように考えております。

【浦川委員】 わかりました。

今の利用状況を見て、確かに朝夕は子どもたち、通勤の部分で利用者があっても、昼間の時間帯は誰も乗っていないような状況を見ることもありますので、確かなかなか難しいのかなと思うんですけども、地域公共交通の部分で考えますと、どんどん高齢化していく中で足がなくなってしまってタクシーしか利用できないとなると、生活も含め厳しい状況があると思います。

赤字だから廃線というような形になってしまうと、県内各地でも集落を通るバスはなかなか多くを乗せて走ることはできませんので、新たに経営努力というか、例えば広告収入とか、いろんなものを今のうちにやっていただいて、持続可能な地域公共交通を担っていけるように頑張ってもらいたいと思います。

逆に言ったら、利用者が多いところで収入を確保する。増便するなど、そこら辺も対応していかないと難しいのかなと思いますので、ぜひ、しっかり頑張って東長崎の公共交通を守っていただきたいと思います。今回の乗継ぎも含めて期待しておりますので、ぜひしっかりやっていただきたいというふうに思います。

もう一つは、長崎駅のバスターミナル、長崎駅で新幹線から降りて、バスに乗って観光地に周遊するハブ的なところが、今の黒崎のところになるんですかね。そこまで約300メートル

ある形ですけど。

当初、平成27年頃に発表された時には、JR駅の北側にバスターミナルが設置されて、乗継ぎの利便性もいいなと私は思っていたんです。しかし、ふたを開けてみると、そこは乗継ぎの利便性が低下とか、現在地が望ましいという報告があったと思うんです。そういった交通の機能、結節という部分に関してどう考えているのかと思ってですね。観光が長崎の産業のメインのような、観光、文化、スポーツというふうに県の方でも答弁されていましたけれども、その中で観光となった時に、ほかの駅に着いた時には、バスセンターがすぐ横にあたり、結節の路面電車があたり、そういうふうになっているのに、100年に一度と言われる大計が、300メートルも離れたところで。また再開発をしないといけないんだと、地権者も含めていろいろ問題もあれば10年以上かかると思うんです。それまで300メートルも観光客を動かしていくとはどういうことかなと自分は思うんですけど、その判断はどう考えていらっしゃるのか、教えたいです。

【太田交通局長】 浦川委員のご質問ですが、まず経過から申し上げますと、現在の大黒町にあります長崎県営バスターミナルにつきましては、非常に老朽化が進んでいることもありまして、長崎駅の周辺開発に伴いまして、駅周辺開発地内で用地を確保いたしまして、そこで機能を維持するというのを、議会にもお諮りしながら決定をしておいたわけです。

これについては平成2年に、長崎県、長崎市が中心になりまして中心市街地の交通結節を考える協議会が立ち上がりまして、その中で長崎駅前の交通結節を考えていく中で、県営バスターミナルを現在地で再開発を行うことで、国の

バスターミナル事業の補助を受けながら再開発をしてバスターミナルを造っていこうという方針が決定をしたわけでございます。

現在、交通局におきましては、私どもも県の一局でございますので、その決定に従いまして進捗を見守っている段階でございます。

【浦川委員】 平成2年に立ち上がったということですか。2年と言いましたか。

【太田交通局長】 先ほどの、令和2年でございます。

【浦川委員】 令和3年3月に、駅前ターミナル公共施設等の整備運営事業スキーム検討調査報告書というのが上がっていたんですけど、その中では、やはり現在地が望ましいという答えが出ていたような気がするんです。

現在地が望ましいと、誰がどう判断して思ったのか。駅の北側に当初はターミナルが出来るとなっていたと思うんですけど、それより今の黒黒町、しかも再開発も含めれば10年か15年かかるかもわからないと。まだ地権者とか賃貸借している人たちの合意形成も取られていない中で、10年、15年待ってから造るというような形で、本当に長崎は観光をメインとしたまちなのか。

例えば諫早、雲仙だったり外海だったり、いろんな地域にハブとして送り出さないといけない。先ほども言われたように新幹線の効果を県内に波及させるために、この周遊バスもそうでしょうけれども、いろんな形でされているけど、実際の観光客に目を向けたら、そうっていないんじゃないかなと、ちょっと疑問を感じるんです。

いつまでに再開発が完成するのかわかりませから、その再開発が完成するまで、どういうふうに対応していくのかと思って、そういった送

り出しも含めてお答えいただきたいんですけど。
【太田交通局長】まず、再開発をすることでバスターミナルを造るという点については、県の土木部の方で、計画が策定できるかどうかという判断を今現在しているというふうにお聞きしております。

建設ができるということで計画が進んだ時に、その中でバスターミナルにどういう機能を持たせて維持をしていくかということについては、今後、その計画が策定されるに当たって検討すべき課題かなというふうに思っております。

【浦川委員】土木部で判断するのはわかるんですけど、交通局として、観光客も含めて、どうやって送り出すというか、送り出したいというか、そういったことは土木部に任せるんじゃないかと、やっぱり公共交通、観光の事業者としてどうかというのは必要じゃないのかなと思うんですけど、土木部が判断するんですか。

【太田交通局長】現在、土木部の計画策定の検討中ということでございますので、交通局といたしましては、現在のターミナルを維持していくと考えておまして、何度も申し上げますが、土木部が大体今年度中にその方針を出すというふうにお聞きしておりますので、それと合わせて今後の対応を考えていきたいというふうに思っています。

【浦川委員】わかりました。

【石本委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】職員の処分についてということでお尋ねをします。

誰しも過ちがあることはよくわかるわけです。ですから、特別の過ちがあったからと、これを何かの思いを持っていると論評しようとは思っていないんですけども、ただ、今回のこの事案は、ちょっと基本的な問題があるような感

じがしますので、少しお尋ねをしたいと思います。

まず、交通局から我々県議会議員の事務所なりに送ってきましたファクスの内容、職員の処分についてと。これはあえて時間の都合上、私の方でこの内容を読ませてもらうが、令和4年3月7日、12時40分ごろ、諫早市飯盛町付近から約2キロメートルの間、6分程度、矢上営業所の運転士が乗務するバスが、子会社である長崎県中央バスの運転士が乗務するバスに対し、ここからが問題だけれども、車間を詰めたり、対向車線にはみ出しながらライトを点滅、パッシングし、クラクションを鳴らすなど不適切な運転行為があったと。また、信号の停車時に自社バスを離れ、前方で停車していたバスに駆け寄り、「なぜ道を譲らないのか」などと大声で怒鳴りつけたものと、こういうことで間違いないと思います。

この内容は、まさに改正道路交通法で言われるあおり行為みたいなことでありまして、これはもう犯罪行為だと位置づけられていると思うんですけども、そういう受け止め方をされているかどうか、まず、この点についてお尋ねをする。

【猪股管理部長】私どもも、このような事案は初めてでございます。どういったことなのか、道路交通法に抵触するのかといったこともありまして、この事案が発覚した後、私どもも警察の方に相談したところでございます。

警察の方でいろいろ捜査をされて、その結果、最終的には警察の処分といたしましては車間距離不保持、違反点数1点で反則金が7,000円という処分が下ったんですけども、私どもとしましては、結果はそうだったとしても、この運転士が行ったことを重く受け止めて、停職6月と

処分をしたところでございます。

【小林委員】この内容が発覚した理由は、どういふことで発覚したんですか。

【猪股管理部長】これは、被害を受けた職員が営業所長に報告して、そこから発覚した事案でございます。

【小林委員】これは要するに勤務中だよな。バスに乗っている時だよな、真昼間だよ。乗客のお客様はいらっしゃらなかったんですか。

【猪股管理部長】加害者の運転士のバスには、お客様はいませんでした。被害を受けた職員のバスには、お客様が2名、乗車されておりました。

【小林委員】要するにバス同士でね、公共のバスで。個人の車でいろいろ、あおりの問題が出てきていますけれども、県営バスの公共の、もうびっくりするぐらいの内容だよ。人の命に関わることだから、個人の車でどうのこうのと、それだって許しがたいけれども、県営バスの看板を掲げたバスで、同じ子会社のバスに対して、こういうようなあおり行為をやっていると。

県警で捜査をお願いしたというけれども、これは、あおり行為的な犯罪行為としての位置づけはできていますか。どうですか。

【太田交通局長】発覚後、県警にご相談した際には、ドライブレコーダーの映像等も提供いたしまして、実際にその映像を見ていただく等で判断をいただいております。

【小林委員】そうすると、県の交通局として、県警に届けたことについては、私は非常にきちんされているなという感じです。

県警の改正道路交通法におけるところの捜査とか処分のあり方とかはいいとしても、県交通局として、まさに人の命を預かるところの運転士、こういう立場にある人が、こんなことを本当にするのか。なんで、このような行為に

及んだのか、この理由は何だったんですか。

【猪股管理部長】当該職員に事情聴取を行いましたところ、本人の話によりますと、バスが2台つながって走ると後続の一般車両に迷惑がかかるので、少し道幅が広がっているバス停のところで後続車両に道を譲ってやるべきとの気持ちがあったけれども、前方の運転士がそのような対応をしないので、いらいらした気持ちになって、気づいてもらうために今回の行為を起こしたという話があります。

【小林委員】この問題を起こしたドライバーの方は、情状酌量の余地があると考えますか。

【猪股管理部長】当該運転士は勤続28年で、これまで苦情等がなく、また処分もなく、事故が1件あったんですけれども、そういった点を踏まえて、今回、停職6月としたところでございます。

本来ならば、公共交通を担うプロのバスの運転士が、このような行為を起こしたということは本当にあるまじき行為でございます。非常に悪質でございます。厳しい処分、いわゆる懲戒免職とかも視野に入れたんですけれども、先ほどのような、これまでの事故歴とか苦情歴といったことを踏まえて停職6月としたところでございます。

【小林委員】今、管理部長から言われたように極めて悪質だということで、本当にバスを一体何と考えているのかと、こういう公共交通のバスを一体何と考えているのかと、こういう認識がですね、28年間にほとんど無事故でまじめにやっていた方が、ある日突然、こんな考えられないような行為を起こしているということ。そういう状況の中で、一番大事なことは県交通局長の姿勢だと思うんです。今日の局長説明等々を見てみると、これまできちんとした指導をや

ってきているんだということだけれども、やっ
てきているけれども、はやりのあおり行為が出
てきているわけだよ。

そこでお尋ねしますが、3月7日に発生して、
8月31日に処分ということは、概ね6か月ぐら
いの期間があったわけです。まず、本人はこの6
か月間、処分が出るまでの間はどのような立場だ
ったんですか。

【猪股管理部長】今回の事案が発覚した以降は、
バスの乗務からおろして、8月までの間は軽作
業という形で営業所の作業に従事をさせており
ました。

【小林委員】 そうすると、この6か月間ぐら
いは運転をさせないで軽作業を行っていたと。し
かし、給料面については、これまでと全く同じ
ような給料を払っておったんですか。

【猪股管理部長】 軽作業の期間中は、これまで
と同じ給与を支給しております。

【小林委員】 3月7日から8月31日までの約6か
月間、なんで処分にこんな半年間も時間がかか
るのか、もっと早く処分ができるのではないかと、
我々民間から考えればそういう思いをする
んだけれども、その点はどうなんですか。

【猪股管理部長】 今回の事案につきましては警
察に相談しております、警察が、ドライブレ
コーダーとか、本人の聞き取りとか、そういっ
た捜査をされていまして、そういった捜査
の支障にならないように、捜査が終了するまで、
こういった処分を差し控えたところでございま
す。

【小林委員】 県警の捜査はどのくらいの時間か
かったのか。

【猪股管理部長】 3月29日に相談を行いまして、
最終的な車間距離不保持という報告がございま
したのが、（「県警の捜査がどのくらいかっ

たのかと聞きよるだけよ」と発言する者あり）
おおよそ4か月ほどかかっております。

【小林委員】 そうすると、6か月の間の4か
月は捜査と、あとは2か月間。

県交通局としては、処分について、停職6月
というようなことはどういう組織で決定するん
ですか。

【猪股管理部長】 職員の処分につきましては、
交通局と労働組合、労使で賞罰委員会を設けて
おりまして、その中で処分の量定を決定して
おります。

【小林委員】 停職6月というのは、重いのか、
重くないのか、普通なのか。

こういう事案で著しく信用、信頼を失って、
もしこれが事故になっておたら大変なことにな
っている。しかも相手のバスにはお客様が2
人乗っていらっしまった。長崎県営バスの看板
を掲げたバスがこんな状況とは信じられないん
だよな。

この停職6月という処分の内容は適切と思
うのか。何か、おたくたちの規定があるんだら
うと思ったりするんだけれども、そこはどの
んですか。

【猪股管理部長】 停職処分につきましては、免
職処分に次ぐ重たい処分でございます、停職
処分は、期間が1日から6か月間となっております。
なので、停職処分でも最も重い処分となっ
ておりまして、私どもとしても、プロの運転士
がこのような行為を起こしたことは本当に悪質
だと思っております、懲戒免職とはいかない
までも、その下の停職で一番厳しい処分を行っ
たという認識でおります。

【小林委員】 私は、懲戒処分にも値すると実は
思うんです。

というのは、改正道路交通法は、あおり行為

とかということをして社会問題として取り上げているわけだよ。

私は、総務委員会において、改正道路交通法について少し勉強させてもらった。いろいろ内容を調べたけれども、県営バスにおいてドライバーのお一人が、そういう行為に及んだということは、たとえどういう理由があるにしても、やっぱり大きな問題だと思っているわけです。

酒を飲んでいるわけでもないし、まともな状況の中でこんな行為に及ぶということ。どんなに影響が計り知れないものかということ。しかも、長崎バスあたりと共同運行をして、いろんなことにこれから一生懸命に取り組んでいる、そういう状況から考えていけば、ちょっと私は、これはもう本当に停職6月ぐらいでは、ある意味では軽いのではないかと本当は思うんです。

だけでも、これによって全体が引き締まり、今後絶対にこういうことがないよう、あなた方がきちんと今後の大きなプラスの糧になるとすれば、それはまた雨降って地固まるということにつながろうかと思えます。

そういう危機感をもって、全職員の方々に改めて、置かれている立場の認識をしっかりと訴えることができたかどうか、この辺は局長、どういう状況ですか。

【太田交通局長】小林委員がおっしゃいますように、この事案については大変重い、公共交通事業を担うバス事業者としては大きな問題だと思っております。

3月に発覚いたしましてから、私も全職員に向けまして、職員間での融和を図ろうということで、まず挨拶をしましょうと、それと職員でお互いに協力しましょうというような呼びかけをいたしております。今回の件を踏まえまして、各研修におきまして指導を徹底していきたいと

いうふうに思っております。

今回の事案につきましては、交通局だけではなくて県内のバス事業者、それから全国のバス事業者への影響も考えられますので、私どもも、これをどういうふうに扱うかということについては大変苦慮をしたところでございますが、警察にもご相談をいたしまして、そういういろんな形での捜査に協力をするということで対応してまいりました。

今後は、こういうことが二度と起こらないように努力をしていきたいと思っております。

【小林委員】 よろしく願います。

最後に、新幹線開業で、コロナ後に向けた旅行観光の展望ということで、長崎新聞の政経懇話会、9月定例会で、航空旅行アナリストの鳥海先生がご講演されております。

西九州新幹線が開業に至った状況から、いろいろ講演の内容が報道されておりますが、特に私の目にとまることは、「開業前に一番残念だったのは、新大村駅と長崎空港の間にバスが走らないこと。新大村駅をもっと活用すべきだ」と、こういう記事が書かれております。

実は、私もそう思っておったわけです。この内容は我が意を得たりという気持ちの中で。

長崎空港と新幹線の新大村駅が、今は全部でお金を出し合って乗るような乗合タクシー、こんなものが活用されようとしているけれども、なんで県営バスを走らせないのかと。ここの乗客はかなり確保されるのではなかろうかと思えますけれども、この点についてはどう思いますか。

【柿原乗合事業部長】西九州新幹線の開業を契機に、空港、新大村駅、それから大村インター、この大きな3つの交通拠点を結ぶ新たな公共交通として、乗合タクシーが9月23日から運行を

開始している状況でございます。

こちらがなぜ乗合タクシーになったかということでございますが、大村市の地域公共交通の計画である、大村市地域公共交通再編計画に基づいた取組でございます。大村市のタクシー協会が主体となって1日12往復24便を運行している状況でございます。

こちらの乗合タクシーの運行につきましては、まずは利用状況とかニーズを検証しようということで、来年3月末までの実証運行と位置づけられているとお聞きしています。この間、アンケート調査なども行いながら、大村市で本格運行について検討していくと聞いております。

新しい拠点であります新幹線駅と空港、インター、こういった交通拠点の移動ニーズがなかなか計り知れないということで、こうした実証運行が実施されていると承知しておりますので、交通局といたしましても、今後の利用動向を注視してまいりたいと考えております。

【小林委員】大村市が地域公共交通の組織をつくって、そこで検討し、今回のダイヤ改正も大幅に行っていると。やっぱり新幹線を活かしたまちづくり、新幹線を活かした公共交通の在り方、これは非常に大事なことであって、その辺については我々も重大な関心を持っているわけです。

新幹線ができたことに伴い、市民の生活が、住民の皆様方の足がきちんと確保されなければいけないし、特に旅行を目的にお見えになった方々に今後リピーターとしてまたお越しをいただきたいと思えば思うほど、きちんと公共交通の整備ができているかどうか、その辺のところはきちんとしておかなければいけないと思うんです。

だから、来年3月まで一応、試験的に乗合タ

クシーで、12便の往復24便ということでやっているわけけれども、ここを実際にやってみて、これからどういう検証の結果になるかということで、そうする場合において、県営バスとして、この路線を確保することによって経営的にペイするかどうかと、この辺のところを事前に検証したことがあるんですか、どうですか。検証したかどうか。

【柿原乗合事業部長】先ほど申し上げた大村市の地域公共交通再編計画、その大本でありますマスタープランが平成28年3月に策定されており、先ほど申し上げました再編計画が令和2年3月に策定をされております。

この時分に、大村市全体の地域公共交通を検討するために大村市と協議を重ねている状況でございます。そうした中で、新しい拠点であるというところで、なかなか利用状況、ニーズがつかみきれないところもありつつ、こういう形になったというふうに承知をしております。

【小林委員】わかりました。一応、今の乗合タクシーが3月までと、この間でどういう状況になっていくかということが十分検証されるでありますから、あなた方も、新大村駅、空港と、しかもこれからIR等がどうなっていくのかということも大変大きな関心事でなければならんと思います。そういう点からしてみても、公共交通の県営バスの位置づけが今よりももっとグレードアップするように、大いに皆様方に関心をもらいながら、長崎県はなかなかよい配備が、よい配置がされていると、このような評判につながってリピーター客を増やしていくと、こういう努力を検討してもらうことを重ねて要望して終わります。ありがとうございました。

【石本委員長】ほかにありませんか。

【千住副委員長】長崎市で周遊バスが走るよう

になって、循環バスの運行が始まるということです。

今、地域交通計画が各自治体でされていると思うんですが、どうしても高齢者の買い物であったり、病院であったりとかというところで、各地域で循環バスを走らせてほしいという声もあるんです。

各自治体でマスタープランを計画すると思うんですけど、それがないと循環バスを走らせることはできないんですか。

【柿原乗合事業部長】諫早市で申し上げますと、確かに地域公共交通計画を目下作成中ということです。

計画がないとできないかということではありますが、計画がないからといって、できないことはないと思っています。

ただ、実際に地域公共交通が置かれている現状はやっぱり厳しい状況で、どうやって維持をしていくかということを体系的に考えていく必要もあろうかと思っております。

そうした中で、諫早市の場合で申し上げますと、現在、計画策定に向けて鋭意取り組んでいる状況でございますので、その中での議論という形で考えてまいりたいというふうに考えております。

【千住副委員長】今度また別に1点です。

諫早バスターミナルの件が先ほど陳情に上がっていたんですけども、その進捗状況を、言える範囲で教えていただきたいと思っております。

【猪股管理部長】旧諫早バスターミナルは、さきの6月定例会で売却という方針を決定させていただきました。

諫早駅から本明川沿いの市道の拡幅がございまして、そこにバスターミナルの一部を市道用地として売却するものですから、その分筆の手

続とかを完了したところでございます。

あとは、売却に向けた一般競争入札を行うこととしているんですけども、その入札の準備を現在進めているところでございまして、予定どおり10月の初旬には売却の公告ができるのではないかと方向に進んでいるところでございます。

【石本委員長】ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほか質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時より、引き続き県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時51分 閉会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月30日

自 午前 9時59分
至 午後 3時43分
於 委員会室3

生活衛生課長 眞崎 敬明 君
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君
水環境対策課長 松尾 晴彦 君
資源循環推進課長 吉原 直樹 君
自然環境課長 笹淵 紘平 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君
副委員長(副会長) 千住 良治 君
委 員 小林 克敏 君
" 瀨川 光之 君
" 徳永 達也 君
" 堀江ひとみ 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 近藤 智昭 君
" 堤 典子 君
" 浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 貞方 学 君
県民生活環境部次長 西 貴史 君
次長兼地域環境課長 重野 哲 君
県民生活環境課長 本多 敏博 君
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 久柴 幸子 君
交通・地域安全課長 濱田 次則 君
統計課長 下野 明博 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【石本委員長】 おはようございます。
ただいまから、委員会を再開します。
これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった幹部職員の紹介を受けることといたします。

【貞方県民生活環境部長】 7月の人事異動により、新たに就任した県民生活環境部の幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしく申し上げます。

【石本委員長】 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、予算議案の説明を求めます。

【貞方県民生活環境部長】 「令和4年9月定例会議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料」の1ページ目をお開きください。

県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第105号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いている飲食業への対策を早急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳出予算について、環境保全費4億5,183万1,000円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明をいたします。

（飲食店における感染防止対策第三者認証事業費について）

新型コロナウイルス感染症の急拡大により、特に大きな影響を受けている飲食業を早急に支援するため、9月末まで実施している認証店利用拡大キャンペーンの内容を見直したうえで、第2弾の利用拡大キャンペーンとして、第三者認証を取得した飲食店に対し、利用客が飲食代金に使用できるクーポン券を配付する事業に要する経費であります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、生活衛生課長より、補足説明を求めます。

【眞崎生活衛生課長】「観光生活建設分科会補足説明資料」の3ページをお開きください。

第2弾認証店利用拡大キャンペーンの実施についてご説明いたします。

認証店利用拡大キャンペーンの第2弾は、新型コロナウイルス感染症拡大の第7波の影響で、一時回復傾向にあった飲食店街への人流がなかなか戻らず、利用客数が減少傾向となっているため、地元客に加え、観光客を取り込み、県内

の需要を喚起することを目的として、現行のキャンペーンの制度を見直し、実施するものです。

2、事業内容です。

実施期間は、11月から令和5年1月まで。

クーポンは、1,000円券を参加店舗1店舗に200枚配付し、飲食代金が2,000円以上となる場合に1,000円券を使えることとしております。

なお、現行キャンペーンの参加状況を考慮し、参加想定店舗数は3,000店舗といたしております。

下の表をご覧ください。

現行のキャンペーンと第2弾との変更点ですが、使用方法といたしまして、現行は1,000円以上の飲食代金につき500円が使用できましたが、第2弾では、2,000円以上の飲食代金につき1,000円が使用できるということにしました。

また、使用する時期といたしましては、現行は次回来店時に使用できることとしておりましたが、観光客や出張の方にも使えるように、来店当日でも使用できることといたしました。

クーポンの配付枚数は、1店舗に1,000円券を200枚配付することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【近藤委員】ちょっと教えてもらいたいんですけども、前回は1,000円以上で500円券1枚の配付ができた。今回は、2,000円以上で1,000円券が使えるということになっているんですけども、この1,000円と2,000円の違いはどういう目的の中にこういうのをしているのか、教え

てください。

【真崎生活衛生課長】第1弾では500円券が使えるという形で、今回は1,000円券が使えるという形になっております。

第1弾では1,000円以上で使えたんですが、今回は2,000円以上の方が使えるという形になっておりますけれども、今回、この2,000円以上が使えることに対しては、第1弾を分析しますと、参加店舗数が昼の店舗が大体6割、それから居酒屋が大体2割、スナック系が2割ということで、夜の店がなかなか参加できてなかったというようなことになっております。

そうしたところを考えまして、第2弾におきましては、お昼の店舗に加えて夜の店にも使っていただくというふうに考えております。

夜の店というのは、やはり単価が高いということもありまして、今回、このような形の制度を考えております。

【近藤委員】今の説明では、今回の分は夜の飲食店というのを目的に出した形ということで理解していいんですか。昼間でも2,000円以上の食事というのはかなり多いんですけれども、あえて1,000円から2,000円に上げたというのは、夜の飲食店を目的にやる形で考えたということではないんですか。

【真崎生活衛生課長】夜の店の参加店舗を増やすという目的もありますけれども、お昼の店も使えるように、例えば家族の方が行かれて、4人家族の方でお食事をされてクーポン券を使っていただくというような方法もあるかと思います。ですから、全部が全部、夜の店をということではありませんけれども、昼の店に加えて夜の店をもっと増やそうと思ったということで考えております。

【近藤委員】今の説明で言ったら、じゃ、4人

家族で行って2,000円以上の食事をした。それにも使えるんですか。これは一人一人の食事代金じゃなくて、例えば家族で食事をして2,000円以上になったら1,000円の割引をするという考え方なんでしょうか。

【真崎生活衛生課長】家族で行った場合も、お一人2,000円以上という形、家族で2,000円以上超えるかと思しますので、要はお一人だけのクーポン券が使えるという形になるということです。

【近藤委員】もう一回聞くけど、2,000円というのは一人だけでしょう。一人の食事代に関してでしょう。例えば、2人で行って4,000円かかったとして、その4,000円で1,000円使えるんじゃないかって、一人2,000円使った、その一人2,000円につくクーポンなんでしょう。言っている意味わかるかな。

【真崎生活衛生課長】これが使えるというのが、お一人2,000円以上を食べた方に対して1,000円のクーポンが使えると。例えば、4人家族で行った場合、2,000円を超えるかと思えます。そういった場合、クーポンを1枚だけ使えるという形になっております。使ってもいいという形にしています。

【石本分科会長】 暫時休憩します。

午前10時 8分 休憩

午前10時17分 再開

【石本分科会長】 再開いたします。

【近藤委員】 課長、すみません、もう一度説明をよろしく願います。

【真崎生活衛生課長】 飲食代金の2,000円以上で1,000円が使えるという件ですけれども、例えば同一会計で行って、お一人がお支払いをする場合については1,000円のクーポン券が使える

ということとか、例えばお一人お一人で2,000円以上の食事をした場合については、お一人お一人1,000円のクーポンが使えるというような部分について、今後、店舗側についても運用の指導をしていきたいと思っております。

【近藤委員】店舗側にもしっかり理解できるようにしてないと、県民の方が食事に行った時に店側と色々なトラブルが起きないように、そこら辺を県の方でしっかり指導していただければと思います。

【徳永委員】今のやり取りでよくわかってきましたよ。要は、この認証店、これは前回も長崎県の場合は認証登録が少ないということがありましたよね。今現在、飲食店が何店舗あって、認証店の登録が何店あるのか、教えていただけますか。4,000件だけれども、全体の店は何店舗ですか。

【眞崎生活衛生課長】飲食店認証制度を立ち上げた時に、飲食店に関しては1万1,000店舗あり、目標が8,800店舗でした。ここには9月11日とありますけれども、現在、9月27日の最新の数字を今日配付しているところですが、9月27日現在で4,000店舗になっております。

【徳永委員】店舗は1万1,000店舗ですね。目標は8,800店舗だけれども、今、4,000店舗の登録があっていると。そして、今回のキャンペーンの参加店数は2,100店舗ですか。

【眞崎生活衛生課長】キャンペーンの参加店舗数が、9月27日現在で2,191店舗になっております。

【徳永委員】私もいろいろ飲食店関係者に認証店のことを聞けば、やっぱりこの認証店になることによってキャンペーン、このクーポン券が使えるということでメリットがあるじゃないかと言っても、なかなか「うーん」ということが

今のでわかりましたよ。

というのは、今、市なんかは、各家庭にクーポン券をやるわけです。今度、雲仙市も4,000円、これは、いわゆる市民が店を選んで、この期間中に全部使えるわけですね。ただ、これを今見れば、店が20万円でしょう。そうすると店の判断になってしまうよね、さっき言うように。20万円をどう消費するかというやり方になると。そう考えれば、県も、店にやるんじゃないかと。県民にやる方がいいんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

【眞崎生活衛生課長】この認証店利用拡大キャンペーンの目的といたしますのが、昨年、まん延防止とかで飲食店、認証店が打撃を受けたということがあります。そこで、認証店に複数回行っていただくというような制度設計をしております。

ということで、利用者の方にお配りするのではなくて、認証店の方からクーポンをその店舗を利用された方にお配りするというような制度にしたわけです。

【徳永委員】意味はわかりますけれども、ただ、なかなか認証店の申請も少ない。おまけにこのクーポン券のキャンペーン参加店舗がまた少ないということは、何が問題なのかということです。これは熊本県なんか非常に高いんですね。認証店の申請はたしか90%とかです。長崎は非常に悪いと。しかし、先ほどから言われる認証店の意味合いは確かに、コロナ対策をちゃんとした、感染対策をしているということでやるということはわかります。ただ、せっかくこういうクーポン券をやっても、認証店が少ない、参加が少ないとなって、そして先ほど近藤委員からも出た使い道がなかなか、消費者が選ぶんじゃないかと。店側のそういう判断になってしまう

といったところを考えれば、もう少しこれは改良をやらないと、せっかくのものがですよ。

例えば前回の第1弾は、結局どれぐらいの予算の消化だったんですか。

【眞崎生活衛生課長】 4,000件に対して2,191店舗ということで55%となっております。

予算に関しましては、9月8日現在で2億1,005万円が消費されております。

【徳永委員】 予算はどれぐらいあったの。

【眞崎生活衛生課長】 予算は、3億6,425万円です。

【徳永委員】 予算3億6,425万円が2億1,005万円しか、今はまだ使われてないと。それを、この予算について、県民生活環境部長としてどの程度理解されていますか。

【貞方県民生活環境部長】 現時点で、まだ2億1,000万円ほどしか予算が消化できてないということでございますが、今、9月一桁日での実績でございます、今日まで利用可能でございます。今日までに集まったクーポン券を飲食店から事務局の方に送って、県の方に送っていただいて、そこで最終的な消化額というのが決まりますので、今から駆け込みでの申請というのでも相当あると考えていますので、もう少し消化率自体は伸びていくのではないかと考えておりますが、そのところは今まだわからないという状況でございます。

【徳永委員】 せっかくいいキャンペーンをやっているんですから、これがしっかりと使われるような、そういった反省も踏まえながらやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

【堀江委員】 先ほど説明があった課長補足説明資料ではなくて、今日、机の上に配付されてい

た認証店利用拡大キャンペーンの中で、その効果が述べられていますよね。

そして、その効果の中で、事業者の声があって、3番目に「ランチ客に喜ばれた」というのを第1弾の一つの成果ということで、私たち議会に報告をしていますね。ランチ客に喜ばれた。

でも、それは、前回、1,000円が対象だったからランチ客はある意味喜んだと思うんですけど、おっしゃるとおりにファミリーでランチに行くということもあるでしょうが、多くは会社勤めの人なりが、あるいは観光客の皆さんがランチに来ると思うので、先ほど近藤委員からも言われましたように2,000円以上のランチを食べるといのは、どちらかというとい少ないんじゃないかと思えますね。

そういう意味では、第1弾の時には「ランチ客に喜ばれた」ということを一つの成果として報告しておきながら、今回は、利用するのは2,000円以上ですといのは、これはちょっと矛盾しませんか。この予算を認めてもらおうと思ったら、「ランチ客に喜ばれた」というのは、わざわざ載せることなのかなというふうに私は思いますけれど、その点はこの「ランチ客に喜ばれた」ということを第1弾の事業者の声として、わざわざ挙げた理由は何ですか。

【眞崎生活衛生課長】 ここの事業者の声に関しましては、第1弾におきましては、私たちも制度設計する時に、クーポンを500円券にするか、1,000円券にするかということ考えた時に、やはり1,000円券だと使いにくいということで500円券を選択いたしました。

ただし、その第1弾を分析しますと、どうしても夜の店に行かれる人流が少ないということで、今回は2,000円以上で1,000円クーポンを使うような制度設計にいたしております。

堀江委員おっしゃいますように、お昼のランチで2,000円以上というのはなかなかないかというふうに考えますが、そこは、例えば新しいメニューを考えていただいてというような方法もあるかと思えます。ただ、委員おっしゃいますように、そのあたりは使いにくい部分があるかなというふうに考えております。

【堀江委員】 要は、第1弾の成果をどう第2弾に活かすのかという点がどうなのかというのを私は聞いているんですよ。

前回、ランチに使ったのが6割と言ったでしょう。そして、いわゆる居酒屋、それから夜の飲食みたいなどころでは2割ずつということで、第2弾としてはその夜の割合を増やしたいということで、だから1,000円じゃなくて2,000円にしたんですよということなんだけれども、逆にランチの対応がよかったということであれば、それはそれとして活かしてというふうにもできたのではないかなという疑問も持つわけですよ。

逆に、夜が2割というのは、1,000円だから行かなかったのかということですよ。そうじゃなくて、もともと人が少なかったということも一つの理由としてあるのではないかというふうにも考え方によってはできるでしょう。そういう意味で説得力がないのさ。ランチ客に喜ばれましたと言いながら、今度の第2弾は、ランチが6割だったんですよと言いながらも、夜を増やすために1,000円を2,000円にして1,000円戻ってくるようにしましたと。その時に本当に戻ってくるのかという疑問が私にはあるんですけども、説得してください。

【眞崎生活衛生課長】 今回、第2弾を制度設計する時に、事業者の声も聞かせていただきました。その中で聞かれたのが、500円券はちょっと使いにくいというようなお声も実際にいただ

ております。それと、何と言っても夜の店の方が人流が少ないということで、そこをもっと増やしていきたいということで、この第2弾を立ち上げたわけです。

【堀江委員】 この第2弾は、夜のお店の利用客をさらに増やしたいということが一つの目的だということで、それは一定理解いたしますが、そうであるなら、今言ったような事業者の声を、第1弾はこういう声がありましたけれども、第1弾に対する要望はこういうのがありましたということで、そうやって書いたらいいのにというふうな、資料の作り方にしても非常に説得力がないということを私としては思っていたので。しかも、事前にタブレットの補足説明資料というのがあるのに、今日、また同じような、しかし、こういうふうにもまた違うような資料も出すというのはいかなるものかということも含めて、ちょっと私としては思うところがありましたので発言をさせていただきました。

いずれにしても、認証店で人を増やすという、認証店を特化するというのは一定の形としてはわかりますが、逆に言えば、認証店登録をしていないお店がこれだけあるということの中で、果たしてこれがどれだけ、いわばお店に人が来るということにつながっていくのかということについては、それは反対はしませんけれども、疑問の声があるということも、この機会に一言申し上げておきたいと思えます。

【小林委員】 第1弾の実績だけでも、資料に出されているように、認証店が大体4,000店舗くらいですよ。その4,000店舗の中で第1弾のこのキャンペーンに参加したお店が、ここで言うところの2,191件ですよ。それで大体、今言うように54%とか55%とか、これくらいしかないわけだね。

大体この制度は、今言うようにお店にとっては非常にありがたい制度でもあるし、また、お客様にとってもありがたい制度なんだよ。やっぱりお客様に来ていただいて売上げを上げるという目的をしっかりと把握できる、達成できる、そういう制度だと思うんだよ。

なんで54%とか55%で終わるんだろうかと。ここのところが非常にわかりにくいところなんだよ。徳永委員からそのところが指摘されているわけよ。

そして、私の方が、その徳永委員の話を受けて、ちょっとしつこいから、なんでこの54%とか55%しかないのかと。この制度設計は非常によろしい、ありがたい制度だよと。しかも、国のいわゆる交付金でやるわけだから、県費はないわけだから、大変ありがたいわけだよ。それが54%、55%と。

しかも、こういう制度をJTBとか、いろんな旅行会社の主たるところの企業に景気対策とかで、旅行会社が非常に落ち込んでいるから、それを救うために彼らにやっていただいているわけだよ。なのに、54%とか55%しか、そういうキャンペーンに参加するお店が少ないと。

これはなぜかと言えば、そこにどういう問題点があるかということについて、何かやっぱり十分検討されて、それが第2弾に活かされているのかと、こう考えるわけだけれども。第1弾の54%、55%というのは、なぜそんなに少ないのかと。こんなおいしい話がどうして浸透しないのかと、この辺についてはどう考えていますか。

【真崎生活衛生課長】繰り返しになりますけれども、やはり夜の店が2割、居酒屋2割、スナック系が2割ということで少なかった。そもそも人流が少ない中で、やはりなかなか参加したい

という方がいらっしやらなかったということが一つだと思います。

それと、事業者さんにお聞きしましたところ、先ほども申し上げましたけれども、500円では使いにくいとか、その時に使えればよかったというようなお声もお聞きしました。

ということで、その辺の使いにくさがこの参加率の低さにつながっているというふうに考えております。

【小林委員】先ほどからそういう話をされているけれども、やはり制度設計について、こういうキャンペーンについて、県民の皆様や、あるいは認証制度を受けた店舗の皆様、こういうところがあんまり浸透していないのじゃないかと。こういう仕組み、制度をあまりご存じないんじゃないかと。つまり、PR不足というか、こんなありがたい制度が知られてないということ。例えば店舗の方々に対してでも、こういう制度はありがたいと、こう思うんだけど、面倒くさいと思うのか、何か面倒くさいような手続きがあるのかどうかかわからないが、ここはもっと店舗の方も、まだJTBがやっているだろう、これは。JTBがやっているわけだろう。だから、JTBがやっていて、54%、55%しか実績を上げきれないというのも、また問題だと思うんだよ。だから、この辺のところをよく考えていただかなければおかしいと思うんだよ。

失礼だけれども、県がやっているというならば、なかなか商売が下手くそだから、ビジネスが下手くそだから、そういう面では54%とか55%とか、こういうことでもある意味では納得しなければならんところがあるわけだけれども、まさにビジネスにおいては最高潮のJTBとかが関わってそれをアピールするわけだから、こ

れが浸透しないというのは非常に私は理解ができないわけですよ。この辺のところもよく考えながら、第2弾に進んでもらいたいと思うんだけれども。

では、第2弾を3,000店舗と、こうしているね。認証のお店が大体4,000店舗とした時に、3,000店舗を第2弾で参加してもらいたいと言っていると。じゃ、この3,000店舗という根拠は、何かあつての3,000店舗となっているのか、これはどうですか。

【真崎生活衛生課長】 第1弾の参加店舗が約55%ということです。これをやはり上げていきたいということで、4,000店舗のうちの3,000店舗ということで75%を想定いたしまして、3,000店舗ということにしております。

【小林委員】 だから、その想定だよ。第1弾では54%とか55%の実績しかないわけよ。だから、2,000円以上の食事代、飲食代で1,000円のクーポン券、500円が1,000円に上がったわけだよ。それだけ、いわゆるクーポン券の質が上がったわけだけれども、実際的に55%という実績しかないところを、3,000店舗、75%まで引き上げるに足るだけの根拠、ここのところはもう想定というだけのことだろうが。何も根拠はないのか。JTBなんか何も考えてないのか。それは君らが考えての75%なのか、JTBの担当の意見を聞いて75%なのか。そこのJTBの動きもよくわからんよ。その辺のところはどうなんですか。

【真崎生活衛生課長】 今回の第1弾につきましては、テレビ、それからホームページ、SNS、あと電話によるもので、JTBを通して参加を促しております。

私たちも申請の説明会を実施しておりました。この3,000店舗につきましては、やはり夜の店

が20%しかないということでありますので、このパーセントを上げていきたいということで、例えば夜の店の比率を高くしたいと思っております。

【小林委員】 県民割引の旅行キャンペーンを見てくださいよ。第2弾のふるさとで“心呼吸”の旅なんか、めちゃくちゃ利用のお客さんたちが多いわけよ。相当な成果を上げているよ。もう疲弊した今の長崎県の経済情勢の中の下支えをしている事業効果がかなり上がっているという評価を、昨日も委員会でやったばかりなんだよ。

そういう状況で、JTBなんかの旅行会社が、そういう県民割キャンペーン、あるいはこれから、昔のGoToキャンペーンが全国展開、間もなく始まるようとしているわけですよ。非常にすごい成果が上がっているわけよ。

それに対して、こうやって経済喚起を図ろうとしている、こんな狙いで今回、認証店に恩恵を与えていきたいという考え方の中でこれだけやっているんだけど、なんでJTBがやりながら、旅行会社がやりながらこうなんだろうかと、どうしても理解しにくいわけね。

そこで、もう一つお尋ねしますけれども、じゃ3,000店舗をよしとして、3,000店舗掛けることの20万円、これは6億円になるじゃないか。この予算は6億円になるぞ、3,000店舗すれば。今回の補正予算は、我々に出ているのは4億5,000万円しかないじゃないか。あと1億5,000万円はどこから持ってくるのか。

【真崎生活衛生課長】 小林委員おっしゃいますように、今回、クーポンの発行額は6億円になります。先ほど、第1弾の配付について結果をご説明しましたけれども、当初予算が3億6,425万円という形で組んでおりました。9月8日現在で、2,145店舗が参加されております。その

2,145件の分が2億1,005万円という形になります。そこで、当初予算からその分を差し引きしますと1億5,420万円という金額が出ますので、その1億5,420万円と、今回補正に上げさせていただきました4億4,580万円で、6億円が賄えるという形になっております。

【小林委員】だから、こんな話をちゃんと最初の説明で言わんといかん。3,000店舗で20万円と、こう言っているわけでしょう。だから、単純に計算しても6億円だろう。6億円に対して4億5,000万円しか上げていないと。あとの1億5,000万円については第1弾で残った金額を第2弾に充当してやっていくんだと、こういうことは明快に最初から言っておかなければならないことではないかと、こう思うんだよね。

そこで、6億円のお金が準備できたと。じゃ、うまくJTB等にPRをしてもらうなら、かなりお客様がこの制度は喜ばれると私は思うんだよ。

聞けば、第1弾の時には、行って食べて、後でこういう制度・仕組みがありますからと、この次にはこのクーポン券を使ってくださいと。クーポン券を後でやっているわけよ、お金を払った後に。次、また来てくださいということで。だから、先ほどの成果の中にもあったように、そういうクーポン券をいただいたものだから、すぐまたお客様が来てくれたと、こういうお店のありがたい評価があっているわけよ。

しかし、今度の1,000円のクーポンは、そうやって次に来る人じゃなくして、行ったその日にそのクーポン券を直ちに使うことができるぐらいの思い切った制度設計に変えなければならぬと思うんだけど、この辺のところはどういうふうに考えているのか。

【真崎生活衛生課長】委員ご指摘のとおり、事

業者の声といたしまして、やはりその当日に使用できないというところが、第1弾の場合には困ったという声を聞いております。ということで、第2弾におきましては、来店当日でも使えるような制度に変えております。

【小林委員】いいか、そしたらね、私の考え方では、3,000店舗集まるかどうかわからないけれども、今、この20万円、つまり1,000円掛けることの200枚、この制度を知ったら、結構お客様がやって来るだろうと思うんだよ。

そうすると、仮に一つのお店で、もう200枚を超えて20万円では足りない、これを追加してくれと、こう言った場合にはどうするんですか。

【真崎生活衛生課長】今回、3,000店舗を想定しておりまして、参加していただく店舗におかれましては、最初に参加していただいた、ある意味これは手上げ方式ということで一回限りというふうな制度で考えております。

【小林委員】非常にその辺のところだね。じゃ、今回は予算を残さないようにせんとね。手上げ方式で3,000店舗、早い者勝ちたいな。早い者勝ちの手上げ方式で、4,000店舗から3,000店舗を選ぶわけですよ。それはもう手上げ方式で早い者勝ちでやるわけよ。しかし、それが功を奏して、ちょっと200枚、20万円じゃ足りない。もうちょっと何とかしてほしいという時に、それはできないと、こう言っているんだよ。それで予算を余らせるようなことがあったら大ごとだよ。これはよくJTB関係とか、みんなによく言っておきなさいよ。もうちょっとまじめにやってもらいたいと。委員会なんか出てきて、なんでこんな成績が上がらないのかと、むしろ聞きたいぐらいだよ。これは部長、もうちょっと旅行の名人の、お客さんを喜ばせてもらう旅

行の名人の旅行会社の一流の会社が、みんなその役割を国の指示で引き受けておるわけだよ。コロナでこういう旅行会社が大変だということで彼らを使っているわけだよ。それがなかなか成果が上がらんというのがよくわからん。旅キャンペーンはめちゃくちゃ成果が上がっている。片や成果が上がり、片や成果が上がらないと、同じ人がやっていると、同じ会社がやっていると、これはどうしても理解ができません。だから、今回は、予算を残さないようにしないと、ここは絶対制度設計がおかしいし、いわゆるこのお金、制度が真に活かされないと思うんです。この辺のところについて、最後に部長からその決意を聞かせてもらいたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】委員おっしゃるとおり、4,000件に対する執行率というのが50%程度ということで少ないというのは、もうご指摘のとおりでございます。

受託先にもしっかりと指導しながら、連携を図りながら、PR等についても今まで以上に努めていきたいと思っておりますし、また、この件数についてもしっかりと増やせるように、県、委託先を含めて、あと飲食業界の団体等とも連携を図りながら、できるだけ3,000件全て、目標を達成できるように進めていきたいと思っております。

あと一点、県として、先ほど課長の答弁にはございませんでしたが、私として考えているのは、なかなか認証率が上がってこなかった、手を上げるところが少なかった背景に、これは実際の店舗から聞いた話でございます。業界からも聞いておりますが、結局ツケ払いなんですね。店側がその分立替えてやっている。それを後から県が払っているだけなので、実は店側のもうけというのは、ほとんど変わらないんですよ、

そのことに関しては、結局それが1か月から1か月半ぐらい、今かかっています。だから、それを今は事務方の方で、できるだけ1か月を切って、請求が飲食店があったらすぐに、ツケ払いなので、立替えてもらっている分をしっかりと払えるように一層努力をしてまいりたいと考えております。

【小林委員】クーポン券を使った分は、まさにあなたが言う、お店が立替えているわけたいな。その分が入ってくるのが1か月以上、2か月近くになると。この仕組みをやっぱり変えにゃいかんということは、これはさっきも言ったように、地方創生臨時交付金を使ってのやり方なんだよね。これは県費が全然入ってないと。だから、そうなってくれば、せっかくの制度だけれども、そんな2か月ぐらいも立替え払いをしておかなければいかんという制度は初めて知った。こういう問題があるのか。眞崎さんはそんな話は一つもしませんね、この方は。そういうことから考えてみて、これは非常に重要なポイントだと思いますよ。しっかりそこのお願いは、もっと短く、お金がないお店が、そんな立替え払いもさせられてお金が入ってこないということは、ちょっとこの間隔が空きすぎていると思います。ここは、今、部長の話は非常に大事なところです。ぜひ交渉して、これが速やかに、もっと短期間の中でお金が戻ってくるようにやってもらうことを要望して終わります。

【堀江委員】私の認識間違いだったら申し訳ないんですけども、小林委員への答弁と徳永委員への答弁が、これは間違っていないですか。つまり、想定は3,000店舗とすると、今回の予算であと1億5,000万円足りませんと。どうするかと言ったら、生活衛生課長は、1億5,000万円は、今現在残っているので、それでやりますと言い

ましたね。しかし、徳永委員の質問に対し、部長の答弁は、いやいや、今、残高というのは9月当初、精算前の段階であって、今日まで使えますから、これはもっと、いわゆる使用料といえますか、予算は消化されます、執行されると言ったでしょう。

そうすると、1億5,000万円残っていないじゃないですか。1億5,000万円残っているというのは、9月の上旬の話を生活衛生課長は基準にして、今、1億5,000万円残っているから、3,000店舗想定をしても十分予算は可能ですと言うけれども、部長は、いや、今日まで使えるんですから、1億5,000万円をこれから使うというわけでしょう、皆さんの手元にくるのは。そしたら、1億5,000万円残っているという答弁は、これは正確じゃないでしょう。部長と生活衛生課長の答弁、整合性をきちんとしてくださいよ。

【真崎生活衛生課長】先ほど、2,145件と申しましたのは、クーポン券の配付済み店舗ということになっております。

【石本分科会長】 暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

【石本分科会長】 再開します。

【真崎生活衛生課長】先ほどご説明しました2,145件に対して、配付済みが2億1,005万円という形になっております。ですから、ここよりもクーポンを配付することはないということ。

【石本分科会長】 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

【石本分科会長】 再開いたします。

【貞方県民生活環境部長】先ほどの堀江委員の

ご指摘でございますが、私が徳永委員に対して行った答弁の中に一部誤りがございました。

それは、今の執行残を見込む時に、現行の制度の執行額を見込む時に、私の認識としましてはまだ使われてないクーポンがあると、請求されていないクーポンがあるので、それを9月30日までで締めて、今後まだ出てくるだろうから、その部分をもっと増えてきますよということで申し上げたんですけど、そうではなくて、もう執行残を予算上見込む時に、既に各店舗、2,100件プラスアルファの各店舗に200枚ずつ配っておりますので、それを全て使われたものとして、今、執行残を出しているということです。私の認識が誤っておりましたので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

【石本分科会長】 審査の途中でありますけれども、ここで換気のためしばらく休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時31分 再開

【石本分科会長】 再開いたします。

【貞方県民生活環境部長】 今度の第2弾のクーポンの制度につきましては、様々なご意見がございましたことを踏まえまして、一人2,000円を超える場合、複数人で行った場合には、その人数を上限として、一人2,000円を超える分だけクーポン券を配付することとしたいと思います。

【石本分科会長】 一応、そういうことで皆さん、了承、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【堤委員】 今の件ですが、初歩的なところですけども、事業内容のところに「来店時にクー

ポンを配付し」とあるんですけれども、このまま読んだら、お客さんが来たら皆さんにクーポンを配るみたいな受け止めをされないかなと、私はそういう受け止めができるんじゃないかと思うんですけれども、「来店客の飲食代金が」というような書き方にするか、「来店時にクーポンを配付し」というのを消すか、そういうことがいいんじゃないかと思っているんですが、どうでしょうか。

【真崎生活衛生課長】この「来店時にクーポンを配付」という形に関しましては、今、ご議論をいろいろいただきました関係もありますが、この飲食店の業態が様々なものですから、この配付に関しては各飲食店の方にお任せをいたしました。ただ、使い方に関しては、先ほど部長の答弁があったとおりというふうにしております。

ということで、「来店時にクーポンを配付し」というのは、ここは店舗でルールを決めていただいてという形にしております。

【堤委員】店で決めていただくということは、例えばこれをそのまま読むと、もう「いらっしゃいませ」で配って、そして2,000円使わない人にもクーポンを渡すようなそういう読み取りができるというか、クーポンを渡せば次の時にそれが使えるということはあるかもしれませんが、しかし、たくさん使っていただくためには、この「来店時にクーポンを配付し」というのはなくていいのではないかと。「来店客の飲食代金が」とした方がはっきりしないかなと思っているんですけれども。

【真崎生活衛生課長】堤委員ご指摘のとおり、ここは「来店時にクーポンを配付する」という形で書くと、全員に配付するような形に見えますので、「来店客が飲食代金2,000円以上となる

場合に」というような形にしたいと思います。

【千住副会長】たくさんお聞きしたかったんですけれども、まず、9月8日時点で2億1,000万円ぐらいクーポンを配付していますという部長の答弁とかあって、2億1,000万円分積算で出ているということですが、実際、そのあたりで回収している率というのはどれくらいあるんですか。

【真崎生活衛生課長】9月29日現在ですけれども、配付枚数が42万9,150枚、それから、回収枚数が9万4,426枚になっておりまして、22%という形になっております。

【千住副会長】先ほど2,000円と1,000円の話がいろいろあったんですけれども、私も堀江委員と同じ意見をたくさん聞いておりまして、第1弾ではランチでも使えたということで、1,000円以上だと500円できたということです。今回、2,000円以上となっていて、先ほどの話では一人頭2,000円超えないといけないということなので、複数で行って合計が2,000円超えてもだめだと。一人当たり2,000円を超えないといけないということなんです。実際、昼の店舗が6割参加があったということですが、実際昼の店舗でも100%使用できているところはないと思うんですね。今回は夜に重点を置くということですが、昼の店舗にしてみたら、今回ののはあんまり、制度上そんなに大きく使えない、大きいところだと思うんですよ。しかしながら、1回目の第1弾にしても、昼の店舗でもそんなに回収できてない部分も多いと。2回目に使わないといけないということで、お店に聞くと半分も回収できていませんというところがほぼなんですよね、私が聞いたところ。

そうすると、夜に限らず、本来でいけば、例えば1,000円から2,000円までだったら500円使

えますよとか、2,000円以上だと1,000円使えますよというような感じで幅広く使えた方が私はいいかなと思ったんですけども、そのあたりはいかがですか。

【眞崎生活衛生課長】今回、この2,000円以上に1000円のクーポンが使えるというのが、何回も申し上げておりますけれども、確かに昼の飲食店に関しましては使いにくくなってくるかと思いますが、やはり夜の店舗の方、そこに人流を増やすということでこのような制度にしたわけです。なかなか幅広く設定をするというところが複雑になるかなということでこのような形の制度とさせていただいております。

【千住副会長】今回は夜のお店がということなので、次回、こういうことがあれば、昼ももうちょっと考えてもらいたいと思います。

それともう一つ、根本的なところですけども、これはいつまで認証店制度というのを推奨するような形を予定しているのでしょうか。

【眞崎生活衛生課長】この認証制度といいますのが、新型コロナウイルス感染症防止をしたお店を認証するという形になっております。

今、感染者数がどんどん減ってきたり、増えてきたりというような形で、ここ2年ぐらい繰り返しておりますけれども、やはりこのあたりの対策が必要ということであれば、すぐになくすることはできないかなというふうに個人的には思っておりますが、これは国との兼ね合いもありますので、このあたりも注視しながら、今後進めていきたいと思っております。

【千住副会長】今回、認証店でこういったキャンペーンがあって、認証を取るお店も増えているということですので、結局そういったメリットがないと取らないというお店が多いと思うんですよね。なので、そのあたりもちょっと考え

て、今後も取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、先ほど予算の件がありましたが、3,000店舗をめどにということで手を上げてもらうということだったんですけども、これを実際超えた場合、予算が尽きたらその時点で店舗数はもう打ち切りということになるんですか。

【眞崎生活衛生課長】今回、想定店舗を3,000店舗ということで、手上げ方式で、そこを超えたらもう終わりという形にさせていただいております。

【千住副会長】最後に数字をちょっと聞きたいんですが、前回の参加は、昼の飲食店が6割、居酒屋が2割、スナックが2割ということだったんですけども、実際、認証店で登録をされている昼の部、居酒屋の部、スナックの部の登録店はどのくらいあるんですか。

【眞崎生活衛生課長】4,000店舗のうちにスナックが約30%、居酒屋が25%、あと一般食堂、うどん・そば・レストラン系が45%という形になっております。

【千住副会長】参加店はわかったんですけども、認証制度の登録店というのは、実際その4,000店舗の内訳がわかりますか。

【眞崎生活衛生課長】4,000店舗の内訳ということで、これは8月31日の時点での数字になりますけれども、スナック等が1,187件、居酒屋等が999件、それから一般食堂系が1,820件、合計4,006店舗という形になります。

【千住副会長】昼と夜、大体半々ぐらい、それに近いとは思いますが、今回、1回目500円券の200枚で10万円、今回が1,000円の200枚で20万円ということで、こういった差も出てきているので、ぜひ、今後、こういった機

会があれば、キャンペーンをすることがあれば、昼も夜も平等にといいですか、できるような形でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【真崎生活衛生課長】飲食店といいものは、昼の店舗、夜の店舗、それから、例えば居酒屋が終わった後の店舗、いろんなところがございまして。今回は1,000円のクーポンといたしましたが、今後、このようなキャンペーンを実施する場合については、飲食店の方々が皆さん平等になるような形で制度設計をしたいと思っております。

【石本分科会長】ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第105号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

暫時休憩します。

午前 11時45分 休憩

午前 11時45分 再開

【石本委員長】再開いたします。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時半から再開し、引き続き、県民生活環境部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時28分 再開

【石本委員長】再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

県民生活環境部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項説明後、陳情審査、所管事項について質問を行います。

まず、県民生活環境部長より、所管事項説明を求めます。

【貞方県民生活環境部長】「観光生活建設委員会関係議案説明資料」県民生活環境部をお開きください。

今回、ご審議をお願いする議案はございませんので、議案外の報告事項及び主な所管事項につきましてご説明をいたします。

はじめに、議案外の報告事項についてご説明をいたします。

3ページをお開きください。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

県が郵便料金の支払いを期限内に完了できなかったことにより、相手方に損害を与えたため、その損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、主な所管事項についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

（女子高校生による女性活躍推進企業見学会について）

県では、女性が活躍できる仕事ややりがい、

キャリア形成等の理解を深め、将来の自分をイメージしていただき、県内企業への就職につなげることを目的として、女子高校生を対象とした女性活躍推進企業見学会を実施しております。

7月には、聖和女子高校の2年生約70名が4つのコースに分かれて4企業を訪問し、また、活水高校でも2年生約130名が5つのコースに分かれて5つの企業を訪問いたしました。それぞれの企業におきまして、企業の取組の説明や女性社員との意見交換等を通じて、長崎に住んで働くイメージやキャリア形成への理解を深めていただきました。

今後も、女子高校生による女性活躍推進企業見学会を通して、将来的に県内企業への就職につながるよう意識の醸成を図ってまいります。

6ページ目をお開きください。

（長崎県動物の愛護及び管理に関する条例（仮称）について）

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例（仮称）制定にあたり、条令素案について去る7月22日から8月12日までパブリックコメントの募集を行い、19件のご意見をいただきました。

いただいたご意見は、「飼い主の遵守事項（第8条）」と「飼い主のいない猫への給餌等（第12条）及び地域猫活動」に対するものが多く、条文を修正するまでには至らないものの、規定内容の取組を強く求めるご意見であり、今後の動物愛護管理施策の推進強化の参考にさせていただきます。

今後とも、県議会のご意見を伺いながら、令和4年度中の条例制定に向け取り組んでまいります。

7ページをご覧ください。

（消費者行政の推進について）

「第4次長崎県消費者基本計画」に基づき、

県では、市町や関係機関と連携して、消費者に関する各種施策を総合的に推進しております。

令和3年度に県消費生活センターへ寄せられた相談件数は2,378件となっており、近年、減少傾向にありますが、高齢者や若者を狙った悪質商法は後を絶たず、その手口はますます悪質巧妙化している状況にあります。

特に、本年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、被害の増加が懸念される18歳、19歳などの若者の被害防止を図るため、県におきましては、若者に気をつけてほしい消費者トラブルについて、パネル展の開催やSNSでの情報発信のほか、新聞、テレビ・ラジオ、広報誌等を活用した普及啓発活動に取り組んでおります。

また、高等学校や中学校においても、学校や市町との協働による消費者教育を実施しているところであります。

今後とも、県消費生活センターを中心に、市町や関係団体等と緊密に連携を図りながら、安全・安心な消費生活の実現に努めてまいります。

（令和3年度の各種環境調査の結果について）

県及び関係機関では、県民の快適で安全・安心な暮らしを確保するため河川、湖沼、海域等の水質や大気等の各種環境調査を実施しており、令和3年度の調査結果について8月上旬に公表いたしました。

水質につきましては、諫早湾干拓調整池及び大村湾といった一部の閉鎖性海域等において、COD（化学的酸素要求量）等の環境基準を達成しておりませんでした。長期的には横ばいもしくは改善傾向を示しております。

また、大気環境のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素及びPM2.5につきましては、全測定局で環境基準を達成していました。一方、光化学オキシダントについては、平成8年度から連続して

全測定局で環境基準を超過しておりますが、健康被害が生じるおそれがある注意報の発令までには至りませんでした。

今後とも、関係部局とも連携を図りながら環境調査を実施するほか、環境汚染防止のための工場等の監視指導にも取り組み、県民の安全・安心のための情報提供に努めてまいります。

10ページをお開きください。

（国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組について）

県では、昨年8月の大雨により被災した雲仙温泉地区において、国及び雲仙市と連携して災害復旧・再生に取り組んでいるところです。

崩壊した八万地獄の上部斜面を安定させるための工事に必要となる詳細な測量調査・実施設計業務を6月2日に発注し、現在、調査ボーリング等を実施しており、今後、当該業務に基づき、必要な対策工事を進めてまいります。

また、滞在環境の上質化を図るため、おしどりの池広場の整備について、現在、工事の発注準備を進めております。

引き続き、関係機関と連携し、雲仙温泉地区の早期の災害復旧及び活性化に向けた取組を着実に進めてまいります。

このほか、今回ご報告いたしますのは、3ページから順に、「地域・若者・NPO」つながる協働推進事業について、先進企業を招いた男性育休取得促進セミナーについて、飲食店第三者認証制度について、人権尊重の社会づくりの推進について、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、統計調査について、污水处理人口普及率について、廃棄物不適正処理対策について、ごみの投げ捨て等防止重点地区等の追加指定について、以上であり、内容は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【本多県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年6月から8月までに実施したものとなっております。

はじめに、資料3ページをお開きいただきたいと思っております。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金でございます。直接補助金の実績につきましては、資料3ページから4ページに記載のとおり、緑といきもの賑わい事業及び長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の計14件となっております。

また、間接補助金の実績につきましては、資料5ページから6ページに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金計18件となっております。

次に、資料7ページをご覧くださいと思います。

1,000万円以上の契約状況については、記載のとおり計4件となっております。なお、8ページ以降に入札結果一覧表を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、資料12ページをご覧くださいと思います。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、

県議会議長宛にも同様の要望が行われたものにつきましては、大村市、長崎県町村会、雲仙市及び長崎市からそれぞれ要望のありました計9項目であり、要望項目ごとの県の対応につきましては、資料12ページから20ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、資料21ページをご覧いただきたいと思っております。

附属機関等会議結果報告でございます。

附属機関につきましては、上段に記載のとおり、長崎県環境審議会ほか4件、また、私的諮問機関等につきましては、下段に記載のとおり、長崎県油症対策委員会ほか3件を開催しており、会議の概要等につきましては、資料22ページ以降に記載のとおりでございます。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料といたしまして、土木部営繕課で実施しております集中契約のうち、県民生活環境部関係の契約4件について記載したものを別紙で配付させていただきます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

【石本委員長】次に、提出のありました「政府施策に関する提案・要望」について説明を求めます。

【本多県民生活環境課長】去る7月21日及び22日に実施いたしました令和5年度政府施策に関する提案・要望につきまして、県民生活環境部関係の要望結果をご説明いたします。

県民生活環境部関係におきましては、重点項目「国営諫早湾干拓事業について」、それから一般項目「海岸漂着物対策について」「国立・国定公園における国内外の誘客対策等の推進について」「離島地域に係る燃油価格の格差是正について」など9項目について要望を実施いた

しました。

要望実績といたしましては、要望先が環境省をはじめ厚生労働省、経済産業省、国土交通省の4省であり、環境省総合環境政策統括官ほか28名に対し、県民生活環境部長、同次長及び担当課長4名の計6名により要望を行いました。

いずれの項目につきましても、提案・要望の趣旨、内容について、当方の説明に傾聴いただくとともに、有意義な意見交換をさせていただいたところでございます。

その中で海岸漂着物対策や離島のガソリン流通コスト対策事業などについて、本県の置かれている現状と財源確保の必要性について、一定の理解を得られたものというふうに考えております。

以上が県民生活環境部関係の要望結果ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、国への働きかけなどを行ってまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

【石本委員長】次に、統計課長より補足説明を求めます。

【下野統計課長】それでは、移動理由アンケート令和3年の集計結果についてご説明をさせていただきます。

令和3年の集計結果につきましては、去る9月1日に県のホームページに公表しており、その内容につきましては補足説明資料の5ページから12ページに掲載しておりますが、その概要を4ページに1枚にまとめておりますので、これに基づきご説明させていただきます。

なお、アンケートの開始が令和3年3月でしたことから、令和3年につきましては3月から12月の10か月分を年間集計として整理をさせていただきます。

それでは、資料の4ページ目をお開きください。

移動理由アンケートとは、転入・転出の理由などを把握するものであり、これまで推測していた内容を客観的なデータをもとに確認・分析することにより、より効果的な人口減少対策につなげることを目的に、県内全21市町と連携し、年間を通じて転入・転出の手続きの際に、窓口で手続きをとられる住民の方全てを対象として実施している県独自の調査でございます。

主な調査項目としましては、年齢、性別、都道府県、市町名といった情報に加え、就職、転勤、進学といった移動の理由、製造業、情報通信業、医療業といった業種、また都会への憧れ、知識や技能を活かしたいといった県外転出の背景などとなっております。

アンケートの回答数は、転入1万4,907人、転出1万3,411人であり、住民票の移動者数に対する回答率は、転入で39%、転出で30%となっております。

次に、結果の概要についてご説明をさせていただきます。

1つ目ですけれども、転入・転出の理由についてですが、県外からの転入者は、多い順に男性は転勤、就職、転職、女性が家族の都合、就職、その他となっております。県外への転出者につきましては、多い順に男性が転勤、就職、家族の都合、女性は家族の都合、就職、進学となっております。

2つ目としまして、就職による県外への転出を業種別に見てみますと、男性では多い順に製造業、情報通信業、女性は医療業が最も多く、ほかは多様な業種となっております。

3つ目ですけれども、就職による県外への転出先を地域別に見てみますと、福岡県、そして

東京、神奈川、埼玉、千葉からなる東京圏への移動が多く、男性ではそこへ約5割、女性では6割以上となっております。特に、福岡県への移動につきましては、女性が男性よりも割合が高いというふうになっております。

4つ目ですけれども、就職による県外への転出を背景別に見てみますと、男女ともに県内に希望する業種・職種がないが最も多くなっております。

資料の6ページ目の下段の表をご覧ください。

こちらの方は県外からの転入者を男女別に就職、転勤、転職につきまして年代別に整理したものでございます。

就職につきましては、男女とも20～24歳の区分で最も多く、男性では就職による転入の約5割、女性では約6割をこの年代が占めております。

また、転職につきましては、男女とも25～29歳の区分が最も多いとなっております。

続きまして、資料7ページ目の下段でございますけれども、こちらは同様に県外への転出者を整理したものでございます。

就職では、男女ともに20～24歳の区分が最も多く、次も男女ともに15～19歳となっており、この2つの区分で、男性では約8割、女性では約9割と大半を占めております。

また、転職につきましては、男女とも25～29歳の区分が最も多くなっております。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

【石本委員長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【真崎生活衛生課長】補足説明資料の13ページになりますけれども、委員長のご了解をいただきまして、本日最新の件数を書いた補足説明

資料を配付しておりますので、そちらの方を
ご覧ください。

分科会でご説明しました認証店利用拡大キャ
ンペーンの第1弾になるものです。

このキャンペーンには、クーポンキャンペ
ーンと県産品プレゼントキャンペーンの2つのキ
ャンペーンがあります。

実施期間は6月から9月末までとなっております。
本日が使用の最終日となっております。

2、進捗状況です。9月27日現在、認証店数が
4000件、キャンペーン参加店舗数が2,191件、
(2)の県産品プレゼントキャンペーンの応募
数が5万836件となっております。

なお、プレゼントキャンペーンは、6月、7月、
8月の抽選は終わりました、3,000名の方に県産
品の発送が済んでおります。今後、9月分を抽
選し、当選品を発送予定としております。

3、本キャンペーンの効果です。

認証店のうち55%がキャンペーンに参加し、
4月以降の認証店の77%がキャンペーンに参加
されていることから、キャンペーンが認証取得
の動機につながったと考えております。

また、事業者からの声に関しましては記載の
とおりです。

以上で、認証店利用拡大キャンペーンについ
て説明を終わります。

続きまして、補足説明資料14ページをお開き
ください。

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例（仮
称）（素案）に対するパブリックコメントの募
集結果についてご報告いたします。

パブリックコメント募集期間は令和4年7月
22日（金）から8月12日（金）まで実施しまし
た。県ホームページのほか、県民センター、各
振興局などで閲覧していただき、19件のご意見

が寄せられました。

15ページの中段、5、意見の反映状況をご覧
ください。

この表にありますように、意見を5つの区分
に分けたところ、区分Aの条例（素案）に修正
を加え、反映させたものは0件、区分Bの条例
に既に盛り込まれているものが7件、区分Cの
今後、検討していくものが7件、反映が困難な
ものが3件、その他が2件でした。

19件の内容は、16ページ以降に条例（素案）
の項目別に記載しております。

14ページに戻っていただきまして、1、提出
された主な意見の要旨及び県の考え方をご覧
ください。

ここに各条例別に主な意見を書いております。

県の責務として、1つ目のご意見として、施
策実施のため必要な財政上の措置及び必要な施
設の整備に努めるべきではないかというご意見。

それから、飼い主の遵守事項に関しまして、
終生飼養が困難な場合は、適正に飼養できる新
たな飼い主を見つけるよう努めなければならない
と記載すべきではないかという意見。

多頭飼養の届出に関しましては、飼い主の「届
出」ベースであり、実効性が乏しいのじゃない
かという点。

それから、飼い主のいない猫への給餌及び地
域猫活動については、「神戸市人と猫との共生
に関する条例」のように、「地域猫活動の推進」
とはっきりと記載していただきたいというご意
見。このようなご意見を主なものとして記載し
ておりますが、このご意見の内容を検討した結
果、条例（素案）の修正には至らないと判断し
まして、素案のとおりといたしました。

続きまして、14ページ下段の今後のスケジ
ュールをご覧ください。

本日の委員会でご説明した後、11月議会に上程し、周知期間を経た後、令和5年4月の施行を目指し進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、28、30、34、45となります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情書につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【堤委員】 16ページの陳情・要望事項対応要旨、陳情番号28番、漂流・漂着ごみ及び海底ごみの処理への支援についてという項目がありまして、県の対応が示されています。

その参考のところに、通常の回収処理事業分については、昨年同等の全国枠約36億9,000万円、うち本県分5億4,000万円が確保されているとありますけれども、この5億4,000万円というのは、当初予算のどこの部分になるのかお尋ねしたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】 県分の5億4,000万円につきましては、当初、県の方から国に補助金の要望をしていた時に、4月時点の内示額が4億9,813万3,000円でした。令和3年度の5億

1,572万5,000円の内示額より下がっていたような状況でしたが、7月に国の方から追加要望の調査がありまして、市町の方と調整をして要望を行った結果、追加内示が4,213万8,000円あり、トータル5億4,027万1,000円という数字をここに記載させていただいております。

【堤委員】 追加補正があつて5億4,000万円余りの経費になったということですね。この5億4,000万円は、何という費目になるんですか。

【石本委員長】 暫時休憩します。

午後 1時54分 休憩

午後 1時55分 再開

【石本委員長】 再開いたします。

【吉原資源循環推進課長】 環境保健費の中の廃棄物対策費、産業廃棄物対策費というふうになります。その中の、海岸環境保全対策推進事業費となっております。

【堤委員】 廃棄物対策費の中の海岸環境保全ということですね。わかりました。ありがとうございます。

この参考の文章の中には、昨年同等の金額が確保されているとありますけれども、今、この漂流・漂着ごみというのは本当に増えてきていて、私も先日、一般質問で取り上げさせていただいたんですが、時間がなくてあんまり詳しくお聞きできなかったんです。

この予算というのは、過去からずっと見てどうなんですか。今、増えてきているんでしょうか、どうなんでしょうか。

【吉原資源循環推進課長】 金額としましては、平成30年当時から、執行額としましては4億6,000万円から約5億円近くの執行をしている状況でございます。

【堤委員】 予算の議案でもないのに、そういう

ことを質問しましたがけれども、少しずつは増えてきているということですね。

今回、町村会からは、また同じような要望・陳情が出されていましたが、これは本当にますます大事な問題ではないかなと思っています。今、マイクロプラスチックごみの問題とかも本当に深刻な問題になっていますし、本県は海外からの漂着ごみなどもたくさんありますし、そういったことを考えますと、ごみ対策というのは本当に待たないで取り組んでいかなければいけない課題かなと思っています。

今、まだ全然一般的ではないけれども、マイクロプラスチックごみの回収に向けた研究であったり、あるいは企業の中には船外機に回収装置を付けたようなものを開発しているというのもニュースで耳にしたりしていますので、いろんなところから情報を得ながら取り組んでいきたいと思っておりますし、国に対する要望をさらに強くしていただきたいと思います。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【堀江委員】消費者庁の新井ゆたか長官は、29日の定例記者会見で、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）側が、全都道府県の消費生活センターに対し、寄せられた被害相談の内容などを教えるよう要請していたことが確認されたと発表されたと報道がっております。

そこで、質問いたします。長崎県にも旧統一教会側から、消費生活センターに対し、寄せら

れた被害相談の内容などを教えてくれるよう要請があったのですか。

【峰松食品安全・消費生活課長】堀江委員のご質問になられたところですが、今日の新聞にも載っておりますように、全47都道府県に照会があったというふうに新井長官もお答えになっておりますけれども、実際、こちらにも8月末にそのような照会がっております。

【堀江委員】私は、要請があったのですかと質問したんですが、要請があったんですね。

そこで、新井長官によると、消費者庁が各都道府県を通じて市町村に照会したところ、要請の事例が確認されたというふうに報道されています。

長崎県の場合は、21市町のどこで、どのような事例が確認されたのかということが答弁できますか。

【峰松食品安全・消費生活課長】それにつきましては、消費者庁の方から調査がございまして、こちらとしても県内市町に照会をかけておまして、結果としましては、10の消費生活センターと消費生活相談窓口の方にそのような要請というか、要望というものがあっていると確認しております。

【堀江委員】私が質問したのは、21市町のどこで、どのような事例が確認されたのか、把握していたら答弁してくださいという質問なんですよね。今、10というのは、これは21自治体の中の10ではないわけでしょう。具体的にそこら辺がどうなのか、数ね。私が言っているのは、21市町のどこで、そしてどのような事例があったのか、そのどのような事例ということが答弁できるのであれば、例えば何々市町でこういう事例がありましたということ把握しておられたら答弁してください。

【峰松食品安全・消費生活課長】まず、要請内容についてお答えいたしますが、団体に関する相談があった場合にそういう連絡をしてほしいとか、そういう要望、お尋ねがあったということでありまして、それが10市町、件数ではございません。1件ずつですね。それが長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市の消費生活センターと、東彼杵町と川棚町、波佐見町、佐々町、10市町にそれぞれそのような要望があっているということになっております。

【堀江委員】21市町のうち10市町に、旧統一教会側から、寄せられた被害相談の内容などを教えてほしいという要望があったということの理解でいいですか。

【峰松食品安全・消費生活課長】そのとおりでございます。

【堀江委員】昨日の新井長官の定例会見の中では、例えば同連合の関係者を名乗る人物が同センターを訪ねてきたとか、電話をかけてきたとか、今度相談がきたら自分に回してほしいというふうな対応があったということなんですが、今の答弁は、10市町は寄せられた被害相談の内容などを教えるよう、全部みんな対応は同じ問い合わせだったということですか。

【峰松食品安全・消費生活課長】当課として把握している分につきましては、そのような内容になっております。

【堀江委員】そして、先ほど私は質問していないんですけども、先に答弁をいただきましたが、8月末にいただいたということですね。

確認ですが、実際に10市町は情報を提供したのですか、しなかったのですか。

【峰松食品安全・消費生活課長】そちらにつきましては、情報は提供いたしておりません。

【堀江委員】情報は提供していないと。

そして、最後に質問いたしますが、旧統一教会側のこうした動きにどのような見解を持っているかということも、この際教えていただけますか。

【峰松食品安全・消費生活課長】消費生活センターといたしましては、このような要望があったとしても、お答えはできないというふうに考えているところです。

【堀江委員】要望があってもお答えできないということですね。

新井長官は、「組織的な動きだと考えざるを得ない」と述べて、「こうした行動をやめるよう求めた」ということまで報道にはあっているんですが、この点につきましては、部長なのか、次長なのか、こういう旧統一教会側のこうした動きにどのような見解をお持ちか、長崎県の部長として見解をお示しいただけますか。

【貞方県民生活環境部長】県民生活環境部といたしましては、県といたしましては、まずは何よりも消費者を守ることが一番重要だと思っておりますので、そのような開運商法、靈感商法等に関する相談があれば、国の方の相談窓口にご相談しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

今のところ、そういった相談は、ここ3~4年ではあっておりません。

また、それ以外の宗教等に関わることにつきましては、県では対応はなかなか難しいというふうに考えております。

【堀江委員】長崎県として、様々な相談があればそれに対応するというのは、これは前提ですよ。私がお尋ねしているのは、旧統一教会側が寄せられた被害相談の内容などを教えてくださいということをお各都道府県に聞いてきた、要請したんだと。そのことについては、実際に長

崎県内でも10市町でそういう問い合わせがありました。しかし、長崎県としては、もちろんその情報の提供はいたしておりませんということなんですが、部長に見解を求めているのは、寄せられた被害相談の内容などを教えてくださいと、こういうふうに言うことについては、部長としてはどう思っているのかということを知っているの、そのことを答弁してください。

【貞方県民生活環境部長】そういった個別の事案についてはお答えできませんというような対応をさせていただきたいと考えております。

【堀江委員】消費者庁の新井長官が、「こうした行動はやめるよう求めている」というふうに言っているのに、長崎県の直接の担当である県民生活部長は、「やめてください、こんなことは」ということも言えないということですか。

【貞方県民生活環境部長】県としましては、重ねての答弁になりますけれども、そういった問い合わせについては「お答えできません」と、はっきり申し上げたいと考えております。

【堀江委員】お答えできませんというのは、私に対してお答えできないんじゃないかと、旧統一教会側が情報提供してくださいということについてはお答えできないと。つまり、新井長官が言っている、こうした行動はやめてほしいという同じ見解に長崎県も立っているという認識でいいんですか、再度確認して、ごめんなさいね。

【貞方県民生活環境部長】そういった個別の消費者の事案については、全くこちらとしては、当方としては答えられないということをはっきり申し上げますので、それは先方もそのように理解されるものと考えております。

【堀江委員】私の言っている答弁を繰り返したくないという気持ちはわかるんだけど、私が確認したいのは、はっきりと消費者庁の新井長官

が、旧統一教会の皆さんが自分たちに関わっている相談が、もし相談があれば自分たちにも教えてくださいと、こういう対応をしたんだと。しかし、こういったことはもうやめていただきたいと思っているということを述べているという報道があっているんですよ。だから、長崎県としても、その対応をどのように見解として持っているのか。もちろん、情報提供してくださいと言われて「わかりました」というふうな情報提供しないということは確認しています。その上で、長官が言っているような、こうした行動をやめるよう求めたというところまでは、長崎県としては見解を持っていないということなの。そこを聞いているんです。

【貞方県民生活環境部長】誠に申し訳ございませんが、重ねての答弁になりますけれども、県としてはやっぱり「そういうことについてはできません」というふうにお答えをしています。国の方では、消費者庁の長官もそのようなお話をされていますし、それ以降について、当該宗教団体等からそれに関する要望等は一切きておりませんので、先方にもその意図は通じているんじゃないかと考えております。

【堀江委員】それは部長の見解でしょう。だから、私が聞いたかったのは、長崎県もやはりその情報を教えないという、そこは答弁として了としますよ。その上で、消費者庁新井長官は、こうした行動をやめるよう求めたということは、私はすごく大事なことだと思いますよ。情報を提供してくださいと言われた。情報は提供しませんというのは、長崎県の姿勢です。それはわかった。その上で、「もうやめてくださいよ」というところまでは長崎県は言えないということなのかと聞いているんですから、言えないか、言えるか、答弁を求めます。

【貞方県民生活環境部長】国の方もそのように説明をされているわけですので、あえてこの場で、仮定の質問でどう思うかということとは答える必要はないと考えております。

【堀江委員】 どうして仮定の質問なの。長崎県の姿勢は国の姿勢と同じじゃないでしょう。何でも同じだったら長崎県は要らないし、県議会は要らないんですよ。大事なことですよ。こういう旧統一教会側が自分たちに関わる相談を教えてくださいと言った時に、情報提供はしませんと、それは大事なことですよ。その上で、こうした行動はやめてほしいと国が言っているわけですから、私もそこまで言うべきだと思っているんですよ。それをどうしてコメントできないと言いますか。国と県は違うでしょう。だから、私は、あえて、ここで重ねて質問しているんじゃないですか。

部長の答弁はどうか、国が言ったから自分は言わないじゃないでしょう。長崎県の消費生活センターに対する対応について、部長の見解はどうかと尋ねているんだから、コメントできないという答弁は納得できません。再度答弁を求めます。

【貞方県民生活環境部長】重ねての答弁になりますけれども、県としましては、そのような宗教団体等からの個人情報に関わる質問については一切答えられませんとはっきり申し上げておりますし、それについて、先方にもその意図はしっかり伝わっていると思いますので、県の方にそういった問い合わせも今現在きておりません。それで、私は、一応県としての対応は完了したものではないかと考えております。

【堀江委員】 完了してないと思うから、私が質問しているんです。同じことを求めて悪いんですが、質問の角度を変えましょう。消費者庁の

新井長官が、こうした行動をやめるよう求めた、そのことについては、部長はよしといたしますか。

【貞方県民生活環境部長】長官がおっしゃったことは、長官なり消費者庁なりの考え方があったことだと思いますが、もしそんなことを問われれば、国の方としてもそういうふうにおっしゃっているということをお伝えすることは可能かと思えます。

【堀江委員】それは何。長官の感想は感想です。終わっているの。私は、長官のこうした行動はやめるよう求めたという発言についてはどうなのかと聞いているんだけど、そのことについても、これは答弁できないという答弁ですか。

【貞方県民生活環境部長】宗教団体に関わることでもありますし、消費者庁の方からそのような話が宗教団体に行っているというふうにご覧いただけますので、確認はしておりますが、もう県に対してそういったことは、特に宗教団体の方からも問い合わせはあっておりませんので、特段、県の方で今そのコメントを言う必要はないんじゃないかと考えております。

【石本委員長】 暫時休憩します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時19分 再開

【石本委員長】 再開いたします。

【貞方県民生活環境部長】そういった宗教団体等から、個別の情報を再度要望等で求めてきた場合には、仮に求めてきた場合には、それについては、せんだってお答えしたとおり、そういった要望はもうなさらないでください、何回聞いても同じですよということを申し上げたいと思います。

また、消費者庁の立場は、基本的に私どもの

消費生活センターも同一の立場であることも委員ご指摘のとおりでございます。

【堀江委員】昨日の消費者庁の新井長官の見解と長崎県の県民生活環境部の対応というか、見解については同じであるということ認識して質問を終わります。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

【小林委員】それでは、静かにしゃべりたいと思います。

まず、午前中、大変時間を費やし、一躍時の人になられました親愛なる眞崎課長にお尋ねをしたいと思います。

まず、先ほども説明がありましたように、動物の愛護並びに管理に関する条例を、いよいよ来年の4月1日から施行されようとしていると。そういう形でパブリックコメントも行い、19件のご意見がいろいろあったと、こういう説明がっております。

そこでお尋ねしますけれども、今回の条例を制定する真の狙いは一体何なのか、まずこの辺からひとつお願いしたいと思います。

【眞崎生活衛生課長】今回、条例制定する背景といたしましては、本県が全国でも殺処分が多い状況にあるということです。

その課題を解決するために、その課題となっている野良猫の子猫の引き取り、ここを何とか減少させたいということがありまして、この条例を制定したいと考えております。

【小林委員】そうしますと、確かに言われるように、長崎県は、全国的に見ても、野良猫をはじめとして、殺処分が非常に群を抜いて多いと、こんな指摘を受けて、これも問題になっているところであります。

殺処分の現状はどういうふうになっているのか、直近の状況をお知らせください。

【眞崎生活衛生課長】令和3年度におきましては、犬、猫合わせて1,363頭であります。

これが10年前の平成24年には、犬、猫合わせて5,951頭となっております。年々減少はしておりますけれども、まだまだ多い状況で、平成26年から平成29年度、それから令和2年度におきましては、全国でも最も多い状況となっております。

【小林委員】今説明があったが、よく聞いてなかったんだが、10年前ぐらいは大体殺処分が6,000頭ぐらいあったということも聞いておまして、その点からいけば、例えば6,000頭ぐらいあったのが、今は1,300頭から1,400頭ぐらいが直近だと、こういうふうにならなくなったかと思えますね。その1,300頭から1,400頭でも、全国的に見ても少なくないと。こういう話でございまして、確かに改めて殺処分の傾向が、やはり課題としてはあるんだと、問題点として認識をしなければならないと思います。

それでは、今回、制定しようとする条例の中で、ここの課題を、殺処分を減少させるために、長崎県方式というか、本県の特徴を盛り込んだ条例作成を考えているのか、この点についてはいかがですか。

【眞崎生活衛生課長】本県の特徴といたしましては、やはりこの殺処分を減らすという課題を解決するために、まず一つ目としまして、野良猫に餌をやる場合には、不妊・去勢手術をした猫を対象とすることを規定しております。無責任な餌やりの方々のそういう行為が野良猫を増やしてしまっていて殺処分数が増える大きな要因となっております。無責任な餌やりをするということは、それだけ猫が繁殖してしまっていて、かわいそうな猫をかえってつくってしまうと、こういうことを防ぐためにこれを規定するものです。

それが一つ目です。

もう一つは、社会問題として時々ニュースにもなっておりますけれども、多頭飼育の問題への対策です。犬、猫の飼育数を届け出制度にしまして、安易に多頭飼育が行われないようにしたいということも盛り込んでおります。

それから、県の責務といたしまして、殺処分がなくなることを目指して収容動物の譲渡を推進する、こういう部分について長崎県として制定をしていこうと考えています。

【小林委員】全然、午前中と違って明快な答弁で、非常に聞きやすくなっております。ありがとうございます。

それで、課長、今おっしゃいました不妊・去勢手術というのかな、そういうところと、それから飼育頭数を届け出してほしいということだけども、これは何頭から届け出が必要になるのか、その辺の考え方はありますか。

【眞崎生活衛生課長】多頭飼育の届け出につきましては、犬、猫合わせて10頭から届け出をしていただくというふうに考えております。

【小林委員】10頭以上になったら、確実に届け出をしてくださいと。

そうすると、条例の中に、そういう規定というか、規則を守らない場合においては、例えば罰則とか、そういう規定がよく盛り込まれるわけでありましてけれども、今言うように不妊・去勢手術をしていない野良猫に餌をやるとか、あるいは、今、飼育が10頭以上になって届け出をしないと、そういうところについては、罰則規定を設けるような考えもありますか、いかがですか。

【眞崎生活衛生課長】多頭飼育の届け出に関しましては、まずは把握をすることが非常に大事になってきます。ここは自治体とか、動物病院

とか、こういうところにお聞きいたしまして把握をすることを大事にいたしたいと思っております。

この届出制度におきましては、罰則規定等は設定はしておりません。ただし、今回規定いたします飼い主のいない猫への餌やりに関しましては、条例では規定をしておりますが、生活環境の悪化を招いたという判断がされれば、動物愛護管理法の25条におきまして指導助言ができるということになっております。段階を踏みまして、勧告、命令という形にはなっていきませんが、命令に違反した場合には罰則規定、50万円以下の罰金という形になっております。

【小林委員】非常に明快な答えですね。本当に眞崎さんですか。本当に非常に明快な答えが出ています。だから、動物愛護法の中で、そこで指導監督をやっていくということ。また、あまりにもひどすぎる場合においては、50万円の罰則規定に抵触するよと、こんなような話をされているわけですね。

それくらいこの問題は、パブリックコメントから見ても一番意見の多いところだし、ここはしっかりやらしてもらわないと、長崎県の殺処分の減少はあり得ないと、こういう強い姿勢、その強い決意、これが今のお話の中に出ているんじゃないかと思うんです。

ところで、ちょっと気になるところだけでも、例えばこういう不妊・去勢手術というのは、これはただではできないわけだろう。今、長崎県でこういう手術のための予算を幾らぐらい確保しているのか。その手術をするために一匹大体どれくらいの金額がかかるのか。あなたは獣医師だからよくわかりだろうと思うんだけど、この辺はどうですか。

【眞崎生活衛生課長】令和4年度におきまして

は、不妊・去勢手術の費用、これは地域猫活動をされている方に助成するわけですが、434頭分、1頭当たり約1万3,000円、予算といたしまして588万円を計上しております。

【小林委員】 やっぱりあれですね、今お話のとおり588万円。大体これは1頭の手術をするために1万3,000円もかかるわけですか。そうしますと、ここの588万円ということは、400頭以上のいわゆる不妊・去勢手術を考えているということになるかと思いますが、ここの588万円という設定は、これまでの実績を基につくっているのか、何かその根拠がありますか。

そして、この430頭ぐらいの不妊・去勢手術が全体の中のどの程度の割合になるのか、このぐらいの予算でどうなのかと。

そしてもう一つ、この予算は、全額一般財源ですか。何か国の方からの財政的な支援があるのか、ないのか、お尋ねします。

【真崎生活衛生課長】 令和3年におきましては、250頭の手術費を助成しております。ここは338万7,000円を助成しておりますけれども、やはり地域猫活動に伴う不妊化ということが非常に重要であるということで、今年度は予算を増やして434頭分の助成をしているところです。

それから、財源ですけれども、これは一般財源としております。

【小林委員】 434頭で588万円、これはすべからず県民の税金。まさに真水ですか。全額真水。課長、真水ってわかりますか、あんまり反応がないから。一般財源で県民の税金でしょう。こんなのを真水というんですかね。わかった。そういう真水をこうやって投入しているということ。このことについては、私も正直言って今回勉強して初めてわかったんだけど、多くの県民の皆様方はご存じないんじゃないかと思

いますよね。税金が、こういう不妊・去勢手術に使われているということ、これはもう少し我々も認識し、そういうことを多くの方々に正しく知ってもらう必要があるんじゃないかと、こういう感じがいたしますね。

そうしますと、もう一つの柱として、譲渡を促進したいということなんですね。譲渡を促進するために、どんな方法で今やっているのか、県の取組についてお知らせください。

【真崎生活衛生課長】 今、譲渡の推進のために、まずアニマルポート長崎、動物管理所ですけれども、こちらで平日はいつでも見ていただいて結構なんですけど、やはり動物というのは家族で飼うものであります。したがって、休日に家族連れで来ていただいて、しっかり動物を見て、決めてお話をするというところで休日の譲渡会を実施しているところです。

1年間に6回開催ということを目標として行っているところですが、令和3年におきましては、コロナの関係で1回だけの開催になっております。令和2年度におきましては、コロナのために中止をしているという状況でございます。

【小林委員】 あんまり時間がないんですよね。この大村市からの陳情・要望、こういうのを見ておきますと、アニマルポート長崎の施設の再整備についてということで、大村市の方から県に対して強い要望がなされているわけでありまして。やはりパブリックコメントの中にも、県の責務として、必要な施設の整備にはしっかり努めていただきたいと、こういう内容があります。19の意見の中の非常に重要なポイントだと、こう考えているわけでありまして。

やっぱり今のアニマルポート長崎については、特に大村市にありますので、我々も多くの方々から苦情をよくいただきます。まず、狭いと。

それから老朽化も著しいと。それから駐車場もないと。だから、譲渡のために行っても待たされて、なかなか順番が回ってこなくて、もう結局は帰ってしまうとか、そんなようなことをおっしゃるわけです。

それで、大村市にあるアニマルポートも、もう既に40年ぐらいは経過しているんじゃないかと。昭和51年ぐらからです。そういうことについては、もうそろそろ、非常に狭隘で、環境がよくないと、こういうことを言われているわけです。この際、やはりアニマルポートについてはしっかり考えなければならない、そういう時期にきているのではないかと思うけれども、とりあえず、担当課長はどう考えているか、お尋ねしたいと思います。

【眞崎生活衛生課長】県といたしましても、動物愛護管理の中核となる施設も含めまして、動物の収容数の削減、それから譲渡の推進、関係者との連携について、現在、殺処分ゼロを目指すロードマップを作成しているところでございます。

この施設整備につきましても、やはり殺処分ゼロに向けた機運の醸成のために、この拠点施設を造りたいというふうに担当課としても考えておりますので、積極的に進めていきたいと考えております。

【小林委員】 それでは、最後に部長にお尋ねして終わりたいと思いますが、今申し上げるように、県に対する要望の中で、大村市からアニマルポート長崎の施設の再整備についてと、こういうことが明確に要望・陳情がまいつているわけです。

大村市においても、県の所管する現在のアニマルポート長崎、何度も言うように、いろんな悪条件であります。だから、今から条例をつく

って、そして殺処分を減らそうと、いろんな状況の中で取り組まれようとしているのに、本家本元のアニマルポート長崎の場所が狭い、老朽化している、臭いがする、なかなか人が寄りつきにくいと。譲渡をしようと思っても、見ることもできないというような、そういう悪条件をいち早く私は打破しなければならないと思うんです。

ここはやっぱり大村市の方も、ただ何とかしてくれというだけじゃなくして、大村市の方はまさに無償貸与みたいなことを考えているやに聞いているし、今の300坪ぐらいのところから、1,000坪を超えるような場所を提供しても構わないと、こういう形の中で事務的には話があっているやに聞いているわけです。恐らく眞崎さんは聞いていると思うんです、部長は聞いているか、聞いてないかわかりませんが。

だから、今言う300坪では狭いと。これが1,300坪ぐらいのところを無償で貸与しようというようなことで、無償貸与しようということは、建物を建てるわけだから、事実上はその土地を長崎県に寄附すると、そういうような無償貸与ではないか。これだけのありがたい具体的な話がきているわけだから、もうとにかく条例をつくると。しかし、本家本元のこういう悪条件をそのまま放っておくと、こんな筋の通らんようなことではだめなんだよ。もう少し明快に、この辺の新築建替え、移転等々については前向きに私はやるべきではないかと。だから、要するにその工程表をしっかりと作って、いつ頃どうするということを明らかにしないと、もう大村市側が、じゃ、長崎県が対応しなければ、その1,200～1,300坪の無償貸与の条件を消すぞと、こういうことにもなりかねないわけだよ。この辺のところについて、部長の前向きな答弁を期

待します。

【貞方県民生活環境部長】現有施設が大変狭隘であり、また老朽化していることについては、委員ご指摘のとおりでございます。

また、殺処分数の減少につきましては、やはりそういった狭隘な施設を広くとる。広く再整備する。そして一度に収容できる動物の数も多くする。そうすることによって、譲渡をするためのストックができるわけですし、今はもう十数頭か数十頭ぐらいしか収容できない。あとはもう入ってきたものについては殺処分せざるを得ないんですね、オーバーしたら。そういったものについてもしっかりと、ある程度ストックできて譲渡会を開催できる。また、一定の駐車場等の施設が整備できれば、譲渡会等ももっと回数多く、たくさんの方に来てもらえる。そういった意味では、アニマルポートの再整備というのは一番いい解決方法だと考えております。

その上で、やはり課題となってくるのは、財源と移転先です。現在地は非常に狭いところでございますので、そういった中で地方公共団体の方から申し出があっていると、移転先の話がきているということは大変ありがたいと考えております。

そういったことも踏まえまして、現在策定を進めておりますロードマップの中で、建設時期も一定示しながら、担当部長としてはできるだけ早く整備が終わるように、整備できるように進めてまいりたいと考えております。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【浦川委員】1点だけお聞きしたいんですけども、これまでコロナ経済対策とか、宿泊、飲食、燃油とか、いろいろされているんですけども、コロナ禍で生活様式が変わる中で、理容・美容とか、クリーニング等の生活衛生関係の支

援というのがなかなか見えてきていないんです。

その中で国の方では、電力、ガス、食料品等の価格高騰の重点支援、地方交付金の創設をして、エネルギー等の価格高騰を受けた事業者に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援の方針が強く打ち出され、各県、担当省庁から生活衛生関係事業者への支援のため、この交付金を積極的に活用を検討してくれという通知というか、ご案内がきていると思うんですけども、本県においては、そのような理容・美容、クリーニング等の生活衛生に対する支援策というのはどのように考えているのでしょうか。

【真崎生活衛生課長】9月9日に国において示されました物価高騰対策、それからエネルギー対策について、臨時交付金が増強されたということで、生活衛生関係の営業の担当である生活衛生課といたしましては、各分野の実情を踏まえながら、早急に検討を現在進めているところでございます。

今後、県議会のご意見も伺いながら、速やかに実施したいと考えております。

【浦川委員】わかりました。これからということ、補正予算も組んでやっていくというふうに期待はしたいと思っておりますけれども、やはり一方だけで支援するような形で、今ずっときている中で、やはり中小零細企業が多い生活衛生を担っている事業者においては、今、やはり苦しんでおりますので、改めてですけれども、支援の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【山口(初)委員】お疲れさまです。自然環境課長にお尋ねすることになります。

県立公園の眺望改善についてお尋ねします。お尋ねするというよりも、お願いをする、要望するという形になるかと思っておりますが、諫早市の

多良見町と長与町にまたがり、皆様ご承知だと思いますが、琴ノ尾岳があります。琴ノ尾岳の標高は451メートルです。頂上から大村湾を眼下に望みまして、大村市や多良岳が一望できると。東は諫早市方面、南は長崎市方面、西は時津町、北は佐世保方面、いわゆる360度の眺望が効いたところでありますけれども、山頂部は公園として展望台や広場、駐車場が整備をされています。

山頂には、琴尾神社や江戸時代の初期に長崎港に異国船、外国船が入港するのを大村藩に連絡するために設けられた烽火台の跡があります。いわゆるのろしを上げたところです。1808年のフェートン号事件の際に、ここからのろしが上げられたという記録が残っています。

そして、小・中学生の遠足の場所でもあるし、近隣の老若男女の憩いの場所でもあるわけであります。

神社を囲むように山頂には展望台がありますが、残念ながら大村湾を望む方向の眺望が、杉の木やヒノキが大きくなりまして、全くと言ってもいいように見えなくなっている、眺望が遮られている状況にあります。そういうことで、何とか杉やヒノキを切っていただき、眺望の回復を図らなければならないという状況です。

琴ノ尾岳を訪れる多くの皆さんから眺望改善を望む声が寄せられているところであります。

県当局へも状況を報告し、それぞれにご苦労いただいているところではありますけれども、現状、どう認識し、どう対処しようとされるのか、お尋ねをいたします。

【笹淵自然環境課長】今、委員からお尋ねのあった琴ノ尾岳の眺望の件ですけれども、以前にも委員会でご指摘をいただいているところです。ご指摘のあった大村湾方向の眺望につきまして

は、展望台から先の民有地の林の木が大きくなって眺望を遮っているという認識をしております。私も一度現地を拝見させていただきました。

以前の委員会でご指摘をいただいて以降、県としましては、長与町を通じて地権者の方にもお話をし、何とか切らせてくれないかということでご相談を差し上げているところですが、なかなか切るということのご理解をいただけない状況になっております。

【山口(初)委員】それぞれにご苦労いただいている状況は聞いています。

そういうことで、ここ数年前からお願いをしている件でもありますが、春と秋には、頂上に神社がありますので、近隣の自治会長さんが全員そろって例祭をします。秋の例祭が今終わったところで、私もお招きいただいて行ったんですが、自治会長さんたちが異口同音に、何とかこの眺めを回復せんばいかんと、木を切らなやいかんなどという話がされているところです。

そういうことで、自治会の近隣の代表の方と、明日地主さんとにかく、県議会の立場というより、地元の立場で一緒に行って話をしようということにしておりますので、県としても長与町、いわゆる境界線は諫早市と長与町、長与町に入った側の眺望が阻害されているわけであります。地主さんも長与町在住の方ですから、そちらにざっくばらんをお願いをしようと思っておりますので、後のサポートをお願いしたいと思っております。

どういうことが、あと考えられるかということ、木を切るか、あるいは県立公園に隣接している関係の土地からご相談をしなければいけない状況になるのかということに及んできますので、そのところも十分に県としては検討をさせていただいて、何とか眺望の改善に努めなければな

らないと思っております。

最終的には、土地の買収の話が県としての大きな仕事になってくるのかなと考えているところではありますが、そのことについてどうお考えでしょうか。

【笹淵自然環境課長】地権者のご了解が得られれば、その後、長与町と県の方で話し合っ、実際にどのような対応ができるかといったところを相談してまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】もうご承知のとおり、木を切ると眼下に長崎空港が見えます。しかし、今は全く見えません。飛行機の離着陸がきれいに眺められる状況にあったんですが、小・中学生あたりが登っても、それが全く見えないような状況になってしまいましたので、何とかしなければならぬと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

もう一点、公園の関係ばかりですが、雲仙の八万地獄に併設をして、今、温泉神社があります。議案外で記述もしていただいている国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組についてに関することなんですが、昨年8月の大雨で土砂崩れが起きました。この土砂崩れが起きたのは県有地です。

要するに県有地から出た土砂が隣接している神社を襲いまして、鳥居とか狛犬とか灯籠が流出したと。土産物品店も流されたというところでありまして、その温泉神社の復旧に向けてはいろいろボランティアの団体を含めて頑張っていたという経緯があるわけでありすけれども、八万地獄がきれいに戻るということは、雲仙の観光地としてはぜひともこれは必要なことですが、そこに併設する神社もやはり眺望を含めて復旧せにゃいかんというふうに思っておりますが、県にもいろいろとお力添えいただい

た経緯がありますけれども、現状、温泉神社の方の復旧状況というのはどう認識されているのか、お尋ねしたいと思います。

【笹淵自然環境課長】今、委員からお尋ねのあった八万地獄のところにある温泉神社の復旧の件でございますけれども、温泉神社につきましては、県の方でも以前、環境省と一緒に神社も含めてお話し合いをしまして、温泉神社の復旧に向けて、環境省の補助金を活用していただくということで相談をしていると伺っております。引き続き、県といたしましても、そうした温泉神社が環境省の補助金を活用して復旧を進められるようサポートしてまいりたいと思っております。

【山口(初)委員】コロナも間もなくおさまるでしょうから、雲仙にも観光客が増えてくると、そういう方向にいかんというふうに思いますしね。それに併設する神社、そこを観光客はどうしても見るわけですね。ですから、一緒にきれいにもとに戻してやるということが、観光地雲仙としては極めて大事だろうと思しますので、ぜひよろしく願いをしておきたいと思します。

以上です。

【石本委員長】ほかにありますか。

暫時休憩いたします。

再開は3時5分からといたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時 5分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

ほかにご意見はございませんか。

【堤委員】先ほどの動物の愛護及び管理に関する条例に関してですけれども、昨年、第3次推進計画が策定されていますけれども、この計画

と条例との関係というか、前の定例会の時にご説明があったかもしれませんが、そのところの説明をお願いします。

【真崎生活衛生課長】この動物愛護管理に関しましては、まず、法律というのがあります。そして、長崎県で今度制定しようとしている条例、ここにある意味、課題の規制の部分という形になります。もちろん、動物の愛護を推進していく、啓発していくという部分も書いてありますけれども、それが条例の部分です。

それから、計画につきましては、そのほかの具体的な内容の計画になります。飼い主の責務であるとか、条例にも書いてありますけれども、飼い主のいない猫についての取組をどうするのかとか、それと、計画ですので殺処分数をどれくらいに減らすのかというような部分、そういうところも計画に示しております。

【堤委員】今のご説明で大体のところはわかりました。具体的な数字を示したり、方法や取組の内容を計画の方で示すということですね。条例に殺処分数がどうだこうだということは書けませんので、この計画で取り組んでいかれるということだと思っておりますが、途中の見直しというのは、前は5年に1回見直しとかあったようですけども、今後はどうなっていくんでしょうか。

【真崎生活衛生課長】中間点として、令和7年に計画を見直すことといたしておりましたが、今回、条例を制定することになりましたら、やはり条例の部分も記載するような形にはなってくるかと思えます。そういうことで、来年度計画の見直しということもやらなければならないかなと現時点では考えております。

【堤委員】わかりました。早めに、条例制定に合わせて来年度見直しを検討していくというこ

とですね。

そうしますと、今、本当に全国で一番多い殺処分数というのは問題ですし、それから、多頭飼育崩壊が本当に問題だと思っているんです。多頭飼育崩壊というのは、ただ単に動物の飼育というだけではなくて、飼い主さんの高齢化とか貧困とか、地域での孤立とか、障害がある方もいらっしゃるし、様々な問題があると思うんですが、福祉の面とも連携しながら、市町と一緒に取り組んでいかないといけないと思っていますので、そのところはもう少し計画の中に具体的なところを示した方がいいのではないかなと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

【真崎生活衛生課長】堤委員おっしゃいますように、この多頭飼育問題に関しましては、福祉部局との連携が非常に大事になってくるかと思っています。

現在でも計画の中には盛り込んでおりますけれども、そのあたりを強化するような形で、今後、その計画の中に具体的な形で盛り込みたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

もう一点、去年の11月定例会の時に一般質問で、ジェンダーに配慮したイメージキャラクターということで、がんばくん、らんばちゃんを取り上げたんですけども、部長の答弁の中に「行政が使う言葉や表現は、社会に与える影響が大きいことから、性別による固定的な表現をしていないか、企画段階から確認することが必要だと考えております」ということで、「キャラクターやイメージなどをジェンダー平等の視点からチェックをし、必要に応じて助言等を行うこととしており、本年（去年）9月からはそ

の取組を強化するとともに、庁内各部局に周知を図ったところでございます」という答弁があったわけですが、その後、この取組の強化というのは具体的にどんなふうに行われているのかお尋ねをします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】取組の強化といたしましては、それぞれの所属で広報啓発物を作る際に用いるセルフチェックシートを作りまして、それにより各所属でチェックしていただくとともに、私どもの方にも相談していただけたら、男女参画・女性活躍推進室の複数の職員の視点でチェックをする仕組みを整えております。

庁内からは、これから作ろうとするポスター、これから放送しようとする動画、そういったものを事前にチェックしてほしいという依頼があり、それに対応していることが具体的な強化ということになります。

【堤委員】わかりました。セルフチェックシートを、もしいただけたらお願いします。

文化観光国際部が、令和7年度に国民文化祭が開催されるということで、キャラクターをやっぱりがんばくん、らんばちゃんを使用することになっていました。だから、3年後もこれをずっと使い続けるんだなと私は思ったんですが、キャラクターを変えるというのは、いろんなところで大変とは思いますが、がんばらんば国体の時のキャラクターですから、もうそろそろ変えていいんじゃないかなと思いますし、前回一般質問でお話したのは、性別にニュートラルというか、男女を固定化したようなキャラクターではなくてというようなことも進めていただきたいと思いますので、これを企画するのは、所管課は違うと思うんですが、そういったところも今後考えていって

ただきたいと思っておりますが、このことについて、部長のご答弁を求めたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】がんばくん、らんばちゃんに限らず、県のマスコットキャラクターというものは、やはり一般県民に与える影響というのは非常に大きいものだとして認識しております。

そういう中で、性別によって役割を固定したのものについては適切ではないと関係部局にも話をしているところでございます。

今後ともそういったことがないように、しっかりと各部局に対してチェックをしていただきたいということを申し上げてまいりたいと考えております。

【堤委員】去年の答弁と同じような答弁をいただきましたけれども、本当に男女とあると、どうしても役割を振ってしまうようなところがあるので、そういうところを今後考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

【石本委員長】ほかにありませんか。

【小林委員】男性の育児休業の課題について、先般も少し質問をいたしました。改めてお尋ねをしたいと思います。

男女参画・女性活躍推進室においては、この間も9月2日に、ここに資料がございますけれども、「新時代到来！企業を成長させる『男性育休』とは」というようなタイトルで、県庁で実は長崎労働局と一緒にセミナーを開催されたと聞き及んでいるところでございます。

この4月から、実は改正育児と介護の休業法が段階的に施行されているわけですね。やはり男性が育児休業を取りやすい環境整備が、今、徐々に進んでいると思うわけです。

そうしますと、男性の育児休業取得には、どのような効果を考えておられるのか。まず、その基本的な認識、この辺のところをお尋ねしておきたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】男性の育児休業取得の効果ということでございますが、様々な効果があると言われております。職場での仕事の進め方を見直すきっかけになるとよく言われておりますが、男女参画・女性活躍推進の立場からは、育児休業を取得したい男性の希望をかなえることができるようになり、女性は出産後も継続して働き続けることが可能になる、そういったことが効果になると考えております。

【小林委員】確かに基本的なことは、今ご答弁のとおりだと思いますね。

そうしますと、男性が育児休業を取得するためには、企業をはじめとして、その企業の責任者とか、あるいは管理職とか、そういう立場にある人たちの理解が最も重要だと言われているわけですね。率直に言って、なかなか取りにくいと、どうしても理解が得られないと、こういう環境が非常に強いと、こういう話があるわけでございます。

県は、そういう状況の中で、そういう環境整備についてどのような捉え方、取組を考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】当室では、機運醸成という役割を担っており、職場での理解促進、男性の意識改革促進が必要であると考えております。

このため、企業の経営者子育て世帯の男性、その双方に向けたアプローチが必要になると考えております。

企業向けにつきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、9月2日に企業向けの男性

育休取得促進セミナーを行いました。また、子育て世帯向けにはオンラインを併用したイベントを開催するよう現在準備を進めており、多くの方にご参加いただくことで、男性の皆様の意識改革促進につなげていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】男性の育児休業の取得を促進することで、県の狙いとしては一体何なのかと。県はどのような効果を目指しているかと、これについて率直に聞きたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】男性が育児休業を取得することで、配偶者であられます女性の仕事と育児の両立が可能となり、女性のキャリア形成を後押しすることにつながると考えております。

男性の家事・育児への参画と女性の社会における活躍、この双方を推進することで、男女が性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指して私どもは取り組んでいるところでございます。

【小林委員】今、3つの基本的な考え方について室長にお尋ねしました。大体基本的な考え方に対する県の捉え方、また対応、今後の姿勢、よくわかりましたので、これについてはそういう基本的な考え方のもとに、ぜひとも推進してもらうことをお願いしておきたいと思います。

そこで、今日は9月30日ですよ。明日の10月1日から新しい制度がまた出ますよね。要するに、出生時の育児休業と、そういう形の中で「産後パパ育休」と、こういうものが創設をされると。そういうことで育児休業の分割取得が始まると、こんなようなことが報道されております。

この中身について、この概要が育児休業の分割取得が始まると。この分割取得というのも、なかなか理解しにくいんだけど、この「産

後パパ育休」、この概要について室長にお尋ねをしたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】明日から創設されます「産後パパ育休」でございますが、これはお子様がお生まれになった後、8週間の間に4週間まで、これを2回に分けて取ることができる制度です。

そして、もう一つ、従来からの育児休業も法改正により、これまでは1回の取得だったのが、2回に分けて取ることが可能になりました。

このように、それぞれのご家庭の事情に応じて柔軟に利用できるような制度が創設されることとなります。

【小林委員】産後パパ育休ということについての説明の中で、やっぱり1段階、2段階と、こういう形で分割の休業が取れるということが明らかになっているわけですが、まず最初は、第1弾は子どもが誕生して8週間のうちの4週間までを、4週間というのは約1か月ぐらいだと思いますね。これが無条件で取れるということが一つ。それから、2段階は、その後において、いわゆる子どもが1歳になるまでの間に育休が取れますよと、こういう2段階方式でやっていくわけですね。

そうすると、この間もちょっと私の方で質問しましたが、何といてもその給与というのがどうなっていくのかと。育児休業については一体給与規定がどうなっていくのか。会社が払わなければならないのか、また別に制度的なそういう給与の拠出の仕方があるのか、この辺のところは、せんだってお尋ねしても、いまひとつ理解ができなかったんですけども、その点についてお尋ねをしたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】6月の本委員会では大変失礼いたしました。育休を取得

した方の収入につきましては、産後パパ育休、育児休業、両方とも雇用保険から育児休業給付金が支給されることとなります。

この給付金、育児休業を取得した時点から180日間は賃金の67%、それを過ぎましたら賃金の50%が支給されることとなります。育休期間中は社会保険料が免除されますので、休業前の手取り収入の約8割が得られるということになっております。

【小林委員】よくわかりました。そういう育児休業についての負担は、企業はないということが明らかになりましたね。

そうしますと、先ほどからも指摘しているように、育児休業を促進させるためには、何といても経営者とか管理職の皆様方のご理解、同時に職場全体の環境整備が実に必要なんだということなんですね。

それと同時に、今度は取得する側から言わせれば、いわゆる給与はどうなっていくのかと。今のお話では、今回の法改正によって、まず最初の1か月間ぐらいの産後パパ育休は、これも福利厚生でいただくと、こういう話でもありますし、また、育児休業は180日以内であるならば、67%だけれども、実際67%にプラスして福利厚生が免除されると。したがって、8割ぐらいになっていくんじゃないかと、こういうことがとても大事な視点であって、この点については多くの皆様方にわかっていただく、こういう男性の育児休業取得については、こういう恩恵が生まれているということ、こういう考え方をもっともっとこれからアピールしてもらいたいと、こういうふうに実は思うわけでありませう。

先ほど申し上げましたように、今度は本人にとってみれば、育児休暇を取りたいけれども、

いわゆる給与所得が減るとということが一番ネックになっているわけですよ。しかし、今、縷々説明があったように、そういう流れが出てきたということは歓迎すべきことであるけれども、まだまだ制度が足りないのではないかと。国のいわゆる法制度の中において、もっともっと見直すべきことがあるのではないかと。日本のこういう育児休業の給与のあり方等については、もっと改善してもいいのではないかと、こういう声も聞かれるわけであるけれども、その辺のところについてのご認識はどうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】日本の男性の育児休業取得率は、まだまだ諸外国と比べると低いという状況にはありますが、実は日本の育児休業給制度は、世界最高水準と言われております。こういったことをPRしながら、育児休業の取得に向けて理解をいただくように取組を進めていきたいと考えております。

【小林委員】びっくりしましたね。こういう給与の支給制度は、世界に比べてみて最高水準に位置していると、こういうことになっているということは本当にびっくりしました。だから、ここまで制度が考えられているということ、このところを重く受け止めて、これからはいろいろと推進に向けて取り組んでいかなければならないと思いますね。

そこで、最後に質問したいんだけど、ここに新聞があるんだけど、いわゆる「育休佐賀県モデル」と、こういうことがあるわけだな。佐賀県が育休を非常によく取っているということの内容だと思うけれども、やっぱり企業に育休を促進してくださいと、こういう願いをする以上、本家本元の長崎県庁の中はどうなっているのかと、こんなようなことを聞かれると思うわけです。まず、長崎県庁が率先垂範し

ていると、こういうことでないと、なかなか説得力というか、そういうものが不足するんじゃないかと思うんだけど、本県では、やっぱり人事課等々がやらなければならないこと、また人事課が担当するようところがたくさんあって、男女参画・女性活躍推進室と人事課の役割分担が明確になっていると思うんです。少し絡むかもしれないけれども、この長崎県のいわゆるこの職員の方々の取得率はどういうふうになっているのか、今後、これをどのように人事課と一緒にやっていくか、この辺のところを最後に聞いてみたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】委員からご紹介がありました育休取得の佐賀モデルですが、昨年10月から取組を始められ、収入減を不安視する職員のために従来の有給休暇を活用しながら2週間取りましょうという制度で、対象となる子どもさんが生まれた男性職員全員が、2週間取られているような状況にあるようです。

一方、長崎県は、育児関連の休暇制度である出産補助休暇、男性職員の育児参加のための休暇が合計で8日間取れるようになっております。人事課に確認しましたところ、8日間のうち5日以上取得した職員は、令和2年度では50%がこの有給である育児関連休暇を取得しているということでした。

このような背景もあり、委員からお話がありましたように、県はやはり率先垂範していく立場にあると思っております。人事課と私どもが連携しながら、男性職員の育児休業の取得促進に取り組みつつ、その後の私の役割としては民間企業に県庁で育休の取得促進をした結果、どういうメリットが組織の中に生まれたかをお伝えすることで、県内の企業の男性社員が育休を取りたい時に取れるような風土醸成につなげ

ていきたいと考えております。

【小林委員】よくわかりました。終わります。

【石本委員長】そのほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時32分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後 3時33分 休憩

午後 3時35分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】そのように進めることといたします。

ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時41分 再開

【石本委員長】再開いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程につきましては、今お手元に配付しておりますけれども、一応結論については正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時42分 再開

【石本委員長】再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、正副委員長にご一任いただきたいと思います。存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時43分 閉会

追加上程議案預算議案審查

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年10月7日

自 午前10時 7分
至 午前10時42分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	千住 良治 君
委 員	小林 克敏 君
”	瀬川 光之 君
”	徳永 達也 君
”	堀江ひとみ 君
”	西川 克己 君
”	山口 初實 君
”	近藤 智昭 君
”	堤 典子 君
”	浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	前川 謙介 君
文化観光国際部次長兼 文化振興・世界遺産課長	土井口章博 君
文化観光国際部参事監 (G7保健大臣会合担当)	松田 武文 君
国際課長	江口 信 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第106号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第9号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午前10時 7分 開会

【石本委員長】おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を観光生活建設分科会で審査をすることになっております。

本分科会として審査いたします議案は、第106号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

理事者の出席範囲につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、G7保健大臣会合の開催支援及び準備等に伴うものであり、本日、午後の予算決算委員会及び本会議において協議する必要があることから、午前中の審査といたしますので、ご協力をお願いいたします。

審査に入ります前に、理事者側から人事異動により、初めて分科会に出席する幹部職員の紹介を受けることといたします。

【前川文化観光国際部長】おはようございます。

今回、本分科会に初めて出席いたします文化観光国際部新任幹部職員を紹介いたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【石本委員長】ありがとうございました。

【石本分科会長】それでは、これより、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より予算議案の説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第106号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、令和5年5月のG7広島サミットにあわせて開催される保健大臣会合の長崎開催が国において決定されたことに伴い、必要となる予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、企画費3,750万円の増、合計3,750万円の増であります。

この結果、令和4年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、178億3,789万3,000円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

令和5年に長崎市で開催されるG7保健大臣会合の開催支援及び準備等に要する経費として、G7関係閣僚会合推進事業費3,750万円を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、国際課長より補足説明を求めます。

【江口国際課長】それでは、観光生活建設分科会補足説明資料の5ページを用いましてご説明

を申し上げます。

今回、補正予算案として追加上程いたしましたG7関係閣僚会合推進事業費について、補足して説明申し上げます。

予算額は3,750万円、来年、長崎市で開催される「G7保健大臣会合」の開催支援、準備等を長崎市と共同で推進しようとするものであります。

主な事業内容ですが、9月16日に、国により長崎開催の決定を受けまして、県と長崎市では職員を出し合いまして、10月1日付けで8名の専任チームを文化観光国際部内に設置いたしております。

今後、地元経済界、大学などにも呼びかけをさせていただきまして、官民での推進協議会を設置したいと考えております。

3,750万円は、負担金として協議会に支出いたしまして、長崎市にも同額を負担していただき、合計7,500万円を総事業費として各種業務を推進してまいりたいと考えております。

具体的な業務といたしましては、1つ目、国と連携して会合の運営を側面から支援する業務。2つ目といたしまして、県民・市民のおもてなし、歓迎の機運を高めるための広報、会合に来られる各国の大臣等の歓迎レセプションや県内視察など。それから会合には各国大臣に付随しまして各国の政府職員、海外のマスコミなど、多くの方々が来県されると見込んでおりまして、そうした国内外から来られる皆様方に向けまして、県の魅力や取組を積極的に発信していくこと。その他、協議会の運営に係る事務、これら4項目に取り組んでまいりたいと考えております。

予算の内訳としましては、それぞれ括弧書きで示しているとおりでございます。

以上で補正予算の事業説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】ただいまの補足説明に関わって質問したいと思います。

協議会を立ち上げると、そのための予算ですということですが、この協議会で実施する業務内容が4項目説明がありましたが、この4項目を具体的に検討した、いわゆる先例なり事例というのがあるんですか。

【江口国際課長】先例といたしましては、前回、2016年に伊勢志摩サミットということで開催されました。その時の開催県の事例を情報収集いたしまして、先例としてこういった業務があるということをご参考にして、今回、予算を組み立てさせていただきました。

【堀江委員】そうしますと、前回の伊勢志摩サミットを先例として、今回、そこを一つの事例として長崎版として立ち上げるということなんですが、この協議会に委託というか、任せますということの、これから人数、協議会の規模というか決まってくるんですが、その規模はいわゆる前回の伊勢志摩サミットと同じような状況ということなんでしょうか。

【松田文化観光国際部参事監】推進協議会につきましては、11月をめどに設立を行おうと準備をしているところでございまして、その構成メンバーについては、今現在、検討中でございます。

2016年、保健大臣の会合がありました神戸市では、団体は31団体が参加をしておりました。それ以外のところでは、今回の広島であれば77

団体参加しているということもございまして、そういったところを参考にしながら、幅広い分野から構成したいと考えているところでございます。

【堀江委員】これから、当然いろんな方と、官民一体でやりたいということで協議をされていくんでしょうけれども、いわゆる31団体、あるいは77団体とか、過去の事例の中ではそれぞれの団体の数があると思うんですが、担当部というか、担当課として、せめてこれぐらいの団体をお願いするなり、力を合わせたいという一定の、今の時点で言える数も今の段階は難しいということですか。それもこれからという理解でいいですか。

【松田文化観光国際部参事監】具体的な構成メンバーというのは、今現在、検討しているところでございまして、そういった団体に打診をして承諾をいただくということも必要になってくるかと思っておりますので、現時点で何団体ぐらいになるか、具体的な数については差し控えさせていただきます。

【堀江委員】手持ちの希望なり要望としては、これぐらいの団体をというものはあるんでしょうけれども、相手があることですから、議会答弁としては差し控えるということで理解いたします。

最後にいたしますが、4つの業務の中で地域情報発信というのがあります。これが神戸市であろうと広島であろうと、それぞれの、今回は長崎県長崎市ということで、地域情報発信ということで平和に関する展示、県産品のPR、本県の魅力というふうに抽象的に書いてありますが、具体的にこれはどういう部分を発信するというふうに、今の段階で考えておられることが答弁できましたら、お答えください。

【松田文化観光国際部参事監】 すみません、まだこの詳しい内容については、事業計画を練っている段階でございます。推進協議会の中でその事業計画というのは明らかにさせていただきたいと思っております。

ただ、今現在検討している中では、平和に関する展示という部分のほかに、県産品のPRということで、参加者向けの展示ブースを長崎市の部分だけではなく、県内の県産品を展示したいという部分と、それから観光に関しましても、県内の各観光地のPR、そういったものに触れることができるような展示ブースを設置したいという考えは持っております。

【堀江委員】今の答弁は、それはそれとして了とするんですけど、ここで言わんとするところの、ここは今回、国際課になるんですが、例えば会合の中身ということでは、保健大臣ということであれば、長崎県長崎市としての西洋医学の問題とか感染症の問題とか、いわゆる国際課の範疇を越えて福祉保健部であったりとか、そこの連携なんかも含めた上での地域情報発信という視点というのは、私としてはあるべきではないかという思いがちょっとあったものですから、どういう形でこの地域情報発信をするのかということでは、もちろんこれから協議会の中で決められていくんでしょうけれども、そういう視点もどうかと思ったりするんですが、そういうことについては、まだこれからということになりますか。

【松田文化観光国際部参事監】 今回の会合は、保健大臣ということで医療・保健分野がメインになっておりまして、その国際的な課題について議論する場ということで承知をしております。

本県は、長崎大学の方で熱帯医学研究所など、感染症研究に関しましては最先端の技術を有し

ておりますので、そういったところのご紹介とか、あるいは先ほどお話をさせていただきました観光とか文化とか、そういった長崎県の多彩な魅力も併せ持ったところで、エクスカーショなどを組み立てていければと思っております。

【石本分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 まず、本県で開催されるということで、今、堀江委員がいろいろと聞かれましたが、大体はそれとかぶるような話かもしれませんが、やっぱり本県で開催される特色をどのように打ち出すかということはとても大事だと思うんですね。

前回の三重県の伊勢志摩サミットですね、そこからの事例を、また実績を見ていろいろとお考えであろうと思いますが、やはり3,750万円、約4,000万円近い一般財源を使うということでもありますし、県民の皆様方により理解を得ていただくような取組をやってもらいたいと思うわけです。

そもそも、保健大臣会合を長崎県に誘致し、それが決定したということ、これは非常にいいことではないかと思うんですね。しかも、今回は5月の広島サミットが基本的に被爆県と。広島県と長崎県の両被爆県で、まず本体のサミットが広島、それから保健大臣会合が長崎と。こういう非常に関連がある中で、今、堀江委員が指摘した感染対策、この長崎大学は感染症には殊のほか長い歴史を持って、それだけの実績を実は上げてきているわけですよ。この辺は大いにPRしなければいけないと思います。

テレビ等を見ておっても、コロナが一番盛んな頃、学識者等から意見を聞くという民放等々のテレビを見ましても、長崎大学の教授、長崎大学の関係者がいっぱいテレビに出てきて、いろいろと示唆を与られていると。その内容と

というのは、非常に実は明快だし、我々としても地元でありながら知らなかった部分がたくさん出てきて、ある意味では、その放送が全国に流れて非常に我々も優位性を感じとったわけだよ。

そういうこともあるし、だから被爆県が一つ、それから、そういう感染対策に取り組んでいる長崎県、こういうことについても保健大臣等に相当アピールすることができるんじゃないかと。もって、長崎県の人呼んで栄えるまちをアピールしていかなければいけないと思うわけです。

だから、本県の特徴を趣意書にしっかりと書いてもらって、県民の皆様方に保健大臣会合の持つ意義をしっかりと訴えていかなければいけないと思うわけけれども、そうしたことについての取組を考えているかどうか、お尋ねしたいと思います。

【松田文化観光国際部参事監】ただいま、小林委員からご指摘をいただきました平和、被爆の実相という部分につきましては、原爆被爆の惨禍を経験した広島と長崎、ここがこれまでも核兵器廃絶と世界の恒久平和というのは世界に向けて発信をしてきたところでございます。

そういったことを今回も、この会合を広島のG7サミットと長崎の保健大臣会合で連携した、また新たな取組ということで何らかできないかということは検討してまいりたいと思っております。

また、長崎大学がお持ちのいろんな感染症に関する知見とか、そういったものは非常に世界に誇れるものだということも思っておりますし、一方で県民の歓迎意識の醸成という部分は、これは必ず必要だと思っております。そのため、会合が開催される節目の、例えばですけれども、100日前とか、そういったところで何か講演会などのイベントを開催して、そういったことを

通じて県民の意識醸成につなげていきたいと考えております。

【小林委員】そういう、今あなたがおっしゃってくださった内容というのがとても大事だと思います。ですから、そういう県民の皆様方の機運醸成の意味からいっても、また、これだけの予算を使ってなぜやるのかと、こういう訴えるという力が盛り上がりが出てくると思います。ぜひお願いをしたいと思います。

これは、長崎市で何日間開催ですか。

【松田文化観光国際部参事監】正式な日程は、まだ発表されておりませんが、期間は先催地の状況を見ますと、大体2日間という形で開催されております。

【小林委員】そうすると、当然日程が、仮に2日間なら2日間とした時に、例えば原爆資料館とか、感染の関係で長崎大学とか、やっぱりどこを見ていただくかという中に、絶対避けて通ることができない、この原爆資料館なんか絶対行っていただきたいし、また、できましたら、長崎大学の感染のそういうところのこれまでの長い歴史の中の感染対策に取り組んできた、そういう状況等も知っていただくというような形のものも、ある意味では必要じゃないかと思うんだ。この日程の中に、原爆資料館とか、あるいは長崎大学とか、今、考え方があるかないか、それはどうですか。

【松田文化観光国際部参事監】日程につきましては、今、鋭意国の方と協議をしているところでございますが、内容についても、いろんな施設候補先、ご案内するところを幾つかピックアップしております。その中で、今、小林委員からご指摘がありました長崎大学、あるいは原爆資料館、そういったところも候補として挙げたいと思っているところでございます。

【堤委員】 G7の保健大臣会合が、来年、長崎市で来年開催されることが決定したというのは大変喜ばしく思っておりますけれども、前の例を見てみると、たしかG7が3日間開催をされて、2日目と3日目に保健大臣会合が行われてということではなかったかなと、そういうふうに思っているわけですが、7か国の大臣と各国の随員の皆さんとか報道関係者とか来られて、2日間であるならば、G7の1日目の夕方に長崎入りされて、2泊して、その後はわかりませんが、そういう日程になるのかなと思っております。大体来県する皆さんがどのくらいなのか、前の例からしたら、どういう状況になっているのかお尋ねをしたいと思います。

【松田文化観光国際部参事監】 2016年の伊勢志摩サミットは、5月に3日間ございました。保健大臣会合は、それから遅れて9月の中旬に開催をされております。

開催された場所が神戸市でございますけれども、その際の関係者を含めたところでの人数ですけれども、各国政府関係者が約100名、メディアが約100名で、会合を主催した省庁が約70名ということで、約270名ほどが参加をされたという実績でございます。

【堤委員】 そうしますと、今回は伊勢志摩サミットと別の時に保健大臣会合が開催をされたということなんですね。わかりました。

今回は、では同じ時に行われるということでしょうか。

【松田文化観光国際部参事監】 今回のG7広島サミットにつきましては、5月19日から21日までの3日間ということで、これは既に日程が決まっております。関係閣僚会合は、このG7サミットの前に開催されるというのが本来の取り決めといたしますが、そういった流れになってお

りまして、5月19日より前に開催されるのではなかろうかと思っております。

【堤委員】 そうしますと、G7サミット自体は19日から21日までの3日間で、関係閣僚会合はそれより前に、そうすると、前に長崎にいらっしゃると、そういうことになるわけですね。

国際課ですけれども、前回、270名の皆さんが来られているということで、そうしますと、宿泊とかはどういうふうになっていたんでしょうか。わかりますでしょうか。

【松田文化観光国際部参事監】 各国首脳と政府関係者の宿泊につきましては、これは国の方で決められることございまして、こちらの方につきましては、市内のホテルの状況というのを国の方に提出をさせていただいております。

それ以外のメディアとか参加者につきましては、宿泊予約センターというのを立ち上げて、そちらを通じての宿泊を、市内だけで足りなければ市外の方にまで広げてということになるかと思っております。

【堤委員】 私の聞き方がぼやっとしておりました、すみません。

この参加の皆さんは大体何泊されるのかなということを思ったものですからお尋ねをしたところなんですが、いかがですか。

【松田文化観光国際部参事監】 失礼いたしました。神戸市の日程で申し上げますと、初日、1日目の11時頃からお集まりいただきまして、それから昼食会をまず開いております。その後、午後に会合を開かれて、会合自体は翌日の午前中まで、午前中のうちに共同記者発表まで終わらせております。午後からは、関係する保健分野の視察をなされているようですけれども、その時点で、もう会合が終わって帰られる要人の方もいらっしゃいますし、会合の初日の直前

に来崎される、入国されるというケースもありますので、具体的に何泊されるかというのは、一概にはちょっと申し上げられないという状況でございます。

【堤委員】わかりました。それぞれ国によって違うということですね。

とにかく長崎にたくさんの方が来られて、国際的な会議が開かれるということで、本当にしっかり取り組んでいかないといけないと思いますけれども、神戸の時とか、その前の時でも経済波及効果といいますか、そういったところはどういうふうに算定されているのか、わかりましたらお願いいたします。

【松田文化観光国際部参事監】経済波及効果ですけれども、これを試算するための数式がございます。その数式については、国の方で算出するすべをお持ちなので、今のところ、私どもの方にはそれはございませんので、実際にこの会合が終わった後に、そういったところを国と確認をしながら詰めていきたいと思っております。

【堤委員】これまでの実績で明らかになっている数字などはあるんでしょうか。

【松田文化観光国際部参事監】伊勢志摩サミットの時のほかの大臣の会合の経済効果になりますけれども、エネルギー大臣会合、これは北九州市でございましたけれども、これが約3億9,000万円ほど、香川で開催されました情報通信大臣会合、これが約8億4,500万円、そういった状況になっております。大臣会合によって、幅広く差が出てきているという状況でございます。

【堤委員】ありがとうございます。こういった大臣の会合かによって、額に大きな開きがあるようですが、しかし、本当に経済の方への波及効果というのも非常に大きいと思います。これから担当していかれる、大変激務とは思いますが

けれども、しっかり取り組んでいただけたらと思って、ぜひ成功させていただきたいと思いません。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

【石本分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【西川委員】先ほどの小林委員の質問でもちょっとあったかもわかりませんが、この県庁内で協議会に参加するほかの部というのは決まっているんですか。

【松田文化観光国際部参事監】推進協議会につきましては、長崎県という形で参画いたします。当然、各部各局には関係する部分については協力をお願いしていくことになるかと思えますし、実際、福祉保健部の方とはもう既に連携を、情報を共有しながら、いろいろ詰めているところでございます。

【西川委員】ほかの部は、まだはっきりしていないんですね。

私が聞きたいのは警備体制ですけれども、県警が主力になると思いますが、いろんなことがありましたので、警察庁とか、もしくは東京の警視庁からとか、または九州管区の方のご協力とかご指導も必要かもわかりませんが、この警備体制については、大変重要で、しかも結構経費もかかるとは思いますが、その点は国が全部みるんですか。それとも、また来年度予算で、財源は国からでも、一応県の予算として警備費みたいなものが出るんですか。その辺はどれくらいわかっているんですか。

【松田文化観光国際部参事監】県警察本部におきましては、10月3日にサミット対策課が設置されております。実際の警備につきましては、警察庁と県警本部の方で連携をしながら取り組むということを伺っております。それに必要な予算というのは、別途警察本部の方で予算化を

されるということで伺っております。

【西川委員】よその部のことで申し訳ないんですが、そしたら警察の必要な経費、つまり予算は、ほぼ補正とかじゃなくて、来年度の新年度予算で出てくるわけですか。その辺はまだわかりませんか。

【江口国際課長】警察が行う警備につきましては、警察本部の方で計上されることになっておりますけれども、いつどういうタイミングで幾らぐらいかということについては、すみません、まだお聞きはしておりません。

それから、少し聞いているところでは、県費で持ち出すほかにも、先ほど参事監がご説明しましたように、警察庁、それから県警といった連携体制のもとで警備が行われると承知しておりますので、こちらについては国の方の持ち出しもあるものと、お聞きしております。

【西川委員】大体わかりましたけれども、とにかく内容も大事ですけど、今、警備体制が相当危惧されておりますので、担当は違うかもわかりませんが、県警と連携を取りながら、抜かりなく、ミスなくやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第106号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第106号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

【石本分科会長】再開いたします。

以上で本分科会関係の議案の審査は全て終了いたしました。

これをもって、予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時42分 閉会

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和4年9月30日

観光生活建設委員会委員長 石本 政弘

議長 中島 義 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 91 号 議 案	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 94 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例及び長崎県建築基準条例の一部を改正する条例	原案可決
第 98 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 99 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 100 号 議 案	契約の締結について	原案可決

計 5 件（原案可決 5 件）

委員長（分科会長） 石本 政弘

副委員長（副分科会長） 千住 良治

署名委員 小林 克敏

署名委員 徳永 達也

書記 平古場 俊一

書記 岩下 和彦

速記 (有)長崎速記センター